

# 富山県石油コンビナート等防災計画

平成 31 年 3 月修正

富山県石油コンビナート等防災本部

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>総 則</b> .....	1
第1節	計画の目的 .....	1
第2節	計画の基本方針 .....	1
第3節	用語の定義 .....	1
第4節	計画の修正 .....	2
<b>第2章</b>	<b>特別防災区域の現況</b> .....	3
第1節	特別防災区域の範囲及び所在事業所 .....	3
第2節	特別防災区域の周辺環境 .....	1 1
<b>第3章</b>	<b>防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> .....	1 3
第1節	防災関係機関の業務の大綱 .....	1 3
第2節	特定事業所等の業務の大綱 .....	1 5
<b>第4章</b>	<b>防災体制及び組織</b> .....	1 6
第1節	防災体制の整備確立 .....	1 6
第2節	防災本部 .....	1 7
第3節	現地本部 .....	1 9
第4節	防災関係機関等の防災体制 .....	2 3
第5節	相互応援体制 .....	2 9
第6節	防災組織の配備体制 .....	3 1
<b>第5章</b>	<b>災害の基本想定</b> .....	3 2
第1節	防災アセスメントの実施概要 .....	3 2
第2節	防災アセスメント評価結果 .....	3 5
<b>第6章</b>	<b>災害予防対策</b> .....	4 8
第1節	特定事業所の予防対策 .....	4 8
第2節	防災関係機関等の予防対策 .....	5 1
第3節	危険物等関係施設の保安対策 .....	5 1
第4節	防災施設、設備及び防災資機材等の整備方針 .....	6 9
第5節	自衛防災組織等 .....	6 9
第6節	防災教育及び訓練 .....	7 4
第7節	調査研究 .....	7 6
<b>第7章</b>	<b>災害情報対策</b> .....	7 7

第1節	災害情報の収集及び伝達	77
第2節	災害広報対策	91
<b>第8章</b>	<b>災害応急対策</b>	<b>92</b>
第1節	災害応急対策	92
第2節	警戒警備、交通規制対策	103
第3節	避難誘導対策	108
第4節	救急医療対策	110
第5節	自衛隊の災害派遣	111
第6節	資機材等の調達及び輸送	113
第7節	大容量泡放射システムの輸送体制の確保	114
<b>第9章</b>	<b>災害復旧対策</b>	<b>117</b>
第1節	災害復旧の基本方針	117
第2節	公共施設の災害復旧	117

## <資料編>

<b>1</b>	<b>防災本部条例</b>	<b>118</b>
(1)	富山県石油コンビナート等防災本部条例	118
(2)	富山県石油コンビナート等防災本部運営規程	119
(3)	富山県石油コンビナート等防災本部部会設置規程	120
(4)	富山県石油コンビナート等防災本部組織図及び本部員、幹事名簿	121
<b>2</b>	<b>特別防災区域の指定</b>	<b>123</b>
(1)	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令	123
(2)	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令別表に規定する 主務大臣の定める区域を定める告示	124
<b>3</b>	<b>相互応援協定等の現況</b>	<b>127</b>
(1)	災害時等の応援に関する協定書	127
(2)	富山県市町村消防相互応援協定	129
(3)	富山県石油コンビナート等特別防災区域消防相互応援協定書	132
(4)	富山県石油コンビナート等災害対策連絡協議会会則	135
(5)	富山県沿岸排出油等防除協議会会則	138
(6)	富山地区共同防災協議会会則	144
(7)	伏木地区共同防災協議会会則	147
(8)	伏木石油基地消防相互応援協定	150

(9)	船舶火災の消火活動に関する業務協定	1 5 2
(10)	石油連盟製油所等災害相互応援規程	1 5 3
(11)	海水油濁処理協力規程	1 5 8
(12)	海水油濁処理協力機構本部規程	1 5 9
(13)	海水油濁処理協力機構地方支部規程	1 6 0
(14)	海水油濁処理協力機構富山、石川支部運営基準	1 6 2
<b>4</b>	<b>防災関係機関等連絡先</b>	<b>1 6 4</b>
(1)	防災関係機関等連絡先	1 6 4
(2)	特定事業所等連絡先	1 6 6
(3)	防災相互無線局設置状況 (158.35MHZ)	1 6 7
<b>5</b>	<b>防災資機材等</b>	<b>1 6 8</b>
(1)	石油コンビナート等災害防止法に基づく特定防災施設及び 自衛防災組織の資材等の設置基準の概要	1 6 8
(2)	自衛防災組織・共同防災組織に備えるべき防災資機材等	1 6 9
(3)	石油コンビナート等災害防止法で指定された毒物及び 劇物の主な処理薬剤	1 7 0
<b>6</b>	<b>特別防災区域の気象</b>	<b>1 7 1</b>
(1)	富山地方気象台	1 7 1
(2)	伏木特別地域気象観測所	1 7 2



# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 計画の目的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 5 0 年法律第 8 4 号）第 3 1 条の規定に基づき、富山県の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止に関する総合的施策の実施推進を図りもって県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第 2 節 計画の基本方針

石油コンビナート等特別防災区域の特殊性にかんがみ、特別防災区域に係る災害が周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、この計画では特に次の基本方針に沿って万全の防災体制を確立するものとする。

- 1 防災活動にあたっては、地域住民等の安全対策を最優先とする。
- 2 特定事業者は、災害の防止について、第 1 次的責任を有することを十分に認識し、災害の発生防止及び応急措置等に万全の対策を講ずる。
- 3 防災関係機関は、この計画が迅速、的確に、かつ円滑に実施できるよう防災体制を整備し、相互間の緊密な連絡、協調を図る。

## 第 3 節 用語の定義

この計画における用語は、石油コンビナート等災害防止法に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 法 石油コンビナート等災害防止法(昭和 5 0 年法律第 8 4 号)をいう。
- 2 自衛防災組織等 自衛防災組織及び共同防災組織をいう。
- 3 危険物等 法施行令第 3 条に掲げる物質をいう。
- 4 所在市 石油コンビナート等特別防災区域が所在する富山市、高岡市、射水市（消防機関を含む）をいう。
- 5 防災関係機関 特定地方行政機関、自衛隊、県警察、県、所在市をいう。
- 6 知事等 知事又は第九管区海上保安本部長をいう。
- 7 防災本部 法第 2 7 条第 1 項に基づき設置された富山県石油コンビナート等防災本部をいう。
- 8 現地本部 法第 2 9 条第 1 項に基づき設置された石油コンビナート等現地防災本部をいう。
- 9 特別防災区域 法第 2 条第 2 項に定める石油コンビナート等特別防災区域（富山、新湊、伏木、婦中地区）をいう。
- 10 大容量泡放射システム 法施行令第 1 3 条により、直径 3 4 m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクに設置が義務付けられた大容量泡放水砲等の資機材をいう。

#### 第4節 計画の修正

この計画は、法第31条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

## 第2章 特別防災区域の現況

### 第1節 特別防災区域の範囲及び所在事業所

特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）により指定された防災区域は、次の地区である。

#### 1 富山地区





(1) 位置

富山市の北部、神通川の下流域に位置する富山港及び草島、四方の一部に所在する油槽所、火力発電所及び石油基地の一帯で総面積 750,570 m<sup>2</sup>にいたる次の区域である。

ア 草島地先埋立地のうち日本海石油(株)防災倉庫敷地以北の区域

イ 草島字高砂、字砂置及び字長井、古川字彦助及び穴田、西岩瀬字浜開並びに四方北窪字古高尻、字沖の島、字前島平均、字豆田及び字狐島の地域、草島字亀田、字鶴田、字八重崎及び字古川、古川、字川原、四方北窪字野際及び字畑直し並びに四方荒屋字沢田及び字中坪割の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 所在事業所

ア 特定事業所

事業所名	責任者	所在地	電話	敷地面積(m <sup>2</sup> )	業態	事業所区分
日本海石油(株)	社長	富山市四方北窪 字前島平均 500	076 435-1250	514,052	倉庫業	第1種
北陸電力(株) 富山火力発電所	〃	〃 草島字長井 1番地	076 435-1121	227,748	電気業	第1種
富山港湾運送(株) ケミカルセンター	〃	〃 草島埋立地	076 437-9231 438-6539	8,925	危険物貯蔵	第2種
竹中産業(株) 富山港油槽所	〃	〃	076 437-9241	3,581	石油販売業	〃

イ 特定事業所以外の事業所等

新興プランテック(株)富山事業所	富山市四方北窪字前島平均 500	076-435-1334
北陸発電工事(株)	〃 草島字亀田 102の5	076-435-5410
富山地区共同防災協議会防災センター	〃 古川字彦助 86	076-435-3512
(株)ニヤクーポレーション中部支店富山営業所	〃 四方荒屋字沢田 79の3	076-435-3544
北陸日本海油送(株)富山支店	〃 四方荒屋字中坪割 576-7	076-435-4201
北電パートナーサービス(株)富山火力事業所	〃 草島字長井 1番地	076-435-6015
日本海環境サービス(株)富山事業所	〃 草島字長井 1番地	076-435-4181
日本海石油(株)富山港ターミナル	〃 草島埋立地	076-438-4724

## 2 伏木地区



(1) 位置

高岡市の北東部、小矢部川の下流域に位置する伏木港、国分港の間に所在する油槽所の一帯で総面積 170,775 m<sup>2</sup>にいたる次の区域である。

高岡市伏木磯町及び伏木湊町の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 所在事業所

ア 特定事業所

事業所名	責任者	所在地	電話	敷地面積(m <sup>2</sup> )	業態	事業所区分
出光興産(株) 伏木油槽所	所長	高岡市伏木磯町 1-14	0766 44-0931	26,735	石油卸売業	第1種
JXTGエネルギー(株) 伏木油槽所	〃	〃 1-13	0766 44-0711	16,502	〃	〃

イ 特定事業所以外の事業所等

北陸日本海油送(株)本社営業所	高岡市伏木磯町	1-16	0766-44-1105
伏木共同防災センター	〃	1-12	0766-44-6813
伏木浄化センター	〃	1-10	0766-44-3255

### 3 新湊地区



(1) 位置

射水市の北東部に位置する富山新港背後地に所在する火力発電所の一帯で総面積855,868㎡にいたる次の区域である。

射水市堀江千石の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 所在事業所

ア 特定事業所

事業所名	責任者	所在地	電話	敷地面積(㎡)	業態	事業所区分
北陸電力(株) 富山新港火力発電所	所長	射水市堀江 千石 1	0766 86-1511	855,868	電気業	第1種

イ 特定事業所以外の事業所等

北陸発電工事(株)新港事業所	射水市堀江千石 1	0766-86-0855
富山新港火力発電所防災センター	〃 草岡町2丁目 52	0766-86-2787
北電パートナーサービス(富山新港火力事業所)	〃 堀江千石 1	0766-86-8360
日本海環境サービス(新港事業所)	〃	0766-86-3937

#### 4 婦 中 地 区



(1) 位 置

婦中町の中心部に位置し、井田川右岸に所在する化学工場の一帯で総面積 578,904 m<sup>2</sup> にいたる次の区域である。

富山市婦中町西本郷、速星及び笹倉の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 所在事業所

ア 特定事業所

事業所名	責任者	所在地	電話	敷地面積(m <sup>2</sup> )	業態	事業所区分
日産化学(株) 富山工場	所 長	富山市婦中町笹倉 635	076 433-9654	566,897	化学工業	第 1 種 (レイアウト)

イ 特定事業所以外の事業所等

サンアグロ(株)富山工場	富山市婦中町笹倉 635	076-433-9632
日産エンジニアリング(株)	〃	076-465-5711
クラリアント触媒(株)富山工場	〃	076-465-2181
日産物流(株)富山支店	〃	076-465-4322
山田工業(株)婦中工場	〃	076-466-2416
(株)オーフェン機器	〃	076-466-3152
(株)渡辺鉄工速星工場	〃	076-466-2188
日本液炭(株)富山営業所	富山市婦中町笹倉 414-3	076-465-2161

## 第2節 特別防災区域の周辺環境

### 1 特定事業所の立地状況

#### (1) 富山地区

##### ア 日本海石油㈱

東側……北陸電力㈱富山火力発電所の敷地に接する。

西側……公道を隔てて住居地域に接する。

南側……工業専用地域及び工業地域で約400mを隔てて指定なしとなっている。

北側……主要道を隔てて砂浜及び八重津浜海水浴場に接する。

##### イ 北陸電力㈱富山火力発電所

東側……公道を隔てて神通川となる。

西側……日本海石油㈱敷地に接する。

南側……工業専用地域及び工業地域440mを隔てて住居地域に接する。

北側……国有地砂浜を隔てて、富山湾に接する。

##### ウ 富山港石油基地

東側……富山港に接し350m隔てて対岸倉庫

西側……神通川（川幅約400m）に接する。

南側……約100m隔てて木材集積場となる。

北側……富山湾に接している。

#### (2) 新湊地区

##### 北陸電力㈱富山新港火力発電所

東側……公道（20m）を隔てて工業専用地域に接しているが、一部はグリーンベルト（幅30m）公道を隔てて住居地域に接する。

西側……富山新港に接する。

南側……富山新港に接する。

北側……公道（20m）、グリーンベルト（30m）を隔てて住居地域に接する。

#### (3) 伏木地区

##### 伏木石油基地

東側……伏木港（小矢部川左岸）に接する。

西側……国分港に接する。

南側……公道を隔てて住居地域に接する。なお、貯蔵施設から住居地域まで約100mとなっている。

北側……港湾道路を隔てて富山港に接する。



(4) 婦中地区

日産化学(株)富山工場

東側……JR 高山線、公道、用水を隔ててグラウンド、緑地、農家に接する。

西側……排水路、公道、井田川（川幅約 120m）を隔てて農地に接するが、一部は、  
排水路、公道を隔てて住居地域に接する。

南側……公道を隔てて住・商地域に接する。

北側……高速道路、公道を隔てて住居地域に接する。

## 第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1節 防災関係機関の業務の大綱

特別防災区域に係る災害の予防、応急及び復旧対策に関し、関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

#### 1 特定地方行政機関

##### (1) 中部管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整
- イ 他管区警察局及び管区内防災機関との連携
- ウ 管区内各県警察の相互援助の調整
- エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
- オ 情報の収集及び連絡
- カ 津波警報の伝達

##### (2) 富山労働局

- ア 工場、事業場の建物設備等の安全衛生管理並びに労働者の安全衛生教育等労働災害の防止
- イ 災害原因調査

##### (3) 中部近畿産業保安監督部

- ア 第1種事業所の新設等の届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
- イ 特定事業所に対する立入検査
- ウ 高圧ガス施設等の保安確保に関する指導監督及び事故発生時の調査
- エ 電気、ガス施設等の保安に関する指導監督
- オ 保安教育の指導
- カ 防災資機材の調達あっ旋

##### (4) 北陸地方整備局

- ア 国土交通省所管の施設の改良・改築・改修、維持修繕及びその他の管理並びに災害復旧
- イ 国土交通省所管の河川における洪水予報及び水防警報発令、洪水特別警戒水位・到達情報に関する事
- ウ 港湾海岸の災害対策
- エ 高潮、津波災害等に関する港湾海岸計画
- オ 港湾及び海岸の公共施設の災害復旧

##### (5) 第九管区海上保安本部

- ア 防災資機材の備蓄、整備、調達及び輸送
- イ 海上災害に係る船舶の安全確保
- ウ 海上における治安維持
- エ 海上における救助及び援助
- オ 海上災害の防ぎよの実施
- カ 災害原因の調査

キ 海上防災訓練の指導及び実施

ク 自衛隊の災害派遣要請

## 2 自衛隊

災害時における人命、財産の保護及び応急復旧活動の支援

## 3 県

ア 防災本部の運営

イ 防災組織の整備

ウ 防災教育及び訓練の実施

エ 防災資機材の備蓄、整備、調達及びあっ旋

オ 危険物、高圧ガス及び毒劇物の保安確保に関する指導監督

カ 特定事業所に対する立入検査

キ 災害情報等の収集、伝達、広報及び災害原因調査

ク 災害の応急措置の実施

ケ 災害発生時における、国の行政機関及び他の都道府県との連絡

コ 市町村が実施する救助活動及び消火活動に対する応援又は指示もしくは調整

サ 自衛隊の災害派遣要請及び他の都道府県に対する応援要請

シ 県の管理する港湾施設の災害応急措置及び機能の確保

ス 県の管理する公共施設の災害復旧

## 4 県警察

ア 情報の収集、伝達、広報及び災害原因の調査

イ 交通規制及び警戒区域の設定

ウ 避難の指示及び誘導

エ 被災者の救出、救護

## 5 所在市

ア 防災に関する組織の整備

イ 防災に関する教育及び訓練の実施

ウ 防災に関する資機材の備蓄、整備

エ 危険物の保安確保に関する指導監督

オ 特定事業者に対する立入検査

カ 災害情報の収集、伝達、広報及び災害原因の調査

キ 避難の勧告又は指示

ク 消火活動、その他災害応急対策

ケ 警戒区域の設定

コ 他の市町村に対する応援要請

サ 被災者の救出、救助及び保護

シ 緊急輸送の確保

ス 市の管理する公共施設の災害復旧

## 第2節 特定事業所等の業務の大綱

特定事業所等は、特別防災区域に係る災害に対し、保安防災対策を積極的に実施するため、次の業務を行うものとする。

### 1 特定事業所

- ア 自衛防災組織等の設置及び運営
- イ 自主点検及び保安検査の励行
- ウ 防災教育の徹底及び訓練の実施
- エ 防災設備、施設及び資機材の整備
- オ 危険物、高圧ガス及び毒劇物の保安管理及び安全輸送
- カ 異常現象の通報及び連絡体制の整備
- キ 緊急時の応急措置の徹底
- ク 災害の防ぎよ
- ケ 従業員の避難措置
- コ 災害応急措置の概要等の報告

### 2 その他の事業所

特別防災区域に所在する特定事業所以外の事業所は、関係法令等に基づいて施設の安全措置の徹底を期するとともに、防災組織及び防災資機材の整備充実等防災体制の強化を図るものとする。

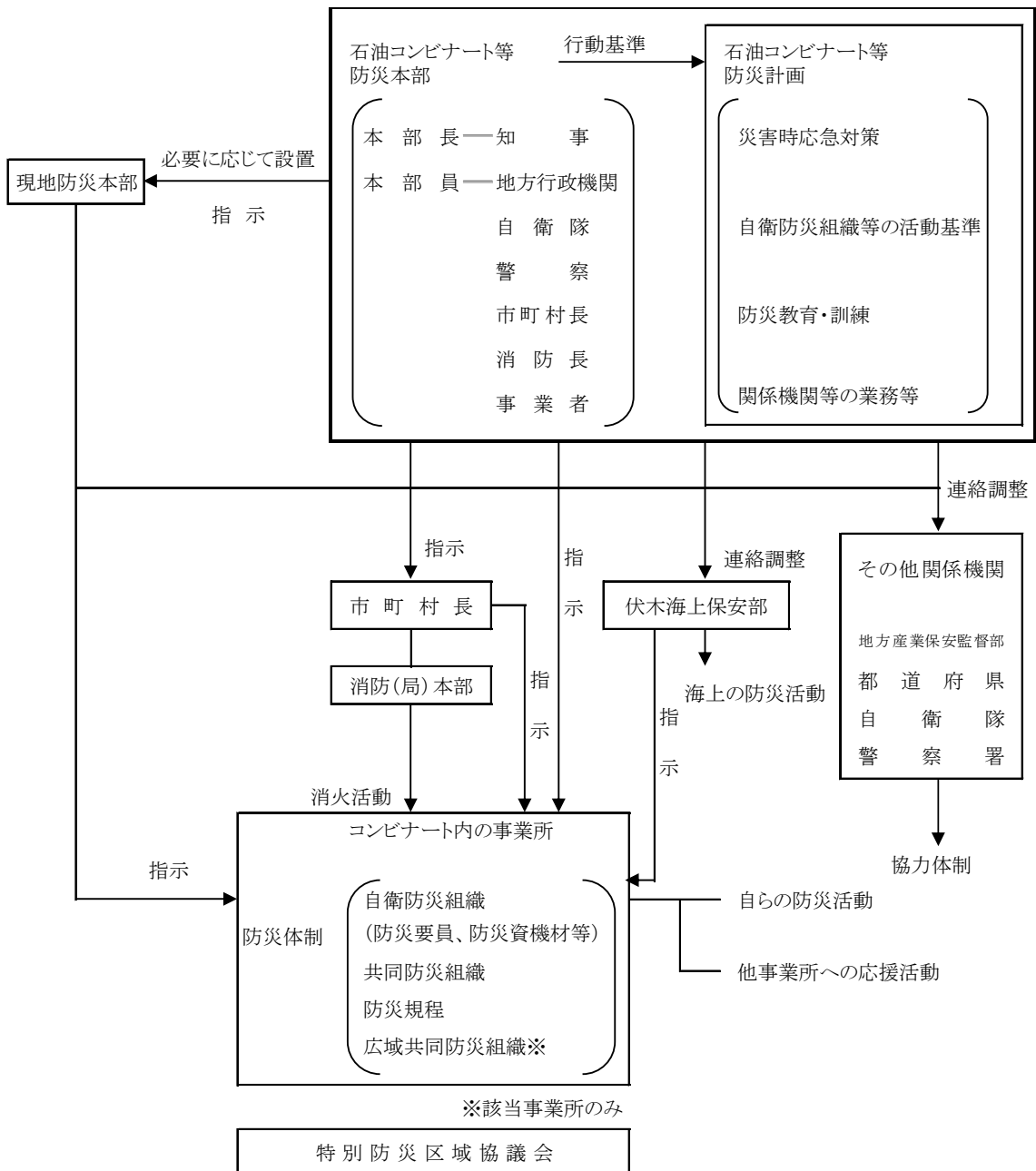
また、災害時においては、防災関係機関及び他の事業所の行う防災活動に協力するものとする。

# 第4章 防災体制及び組織

## 第1節 防災体制の整備確立

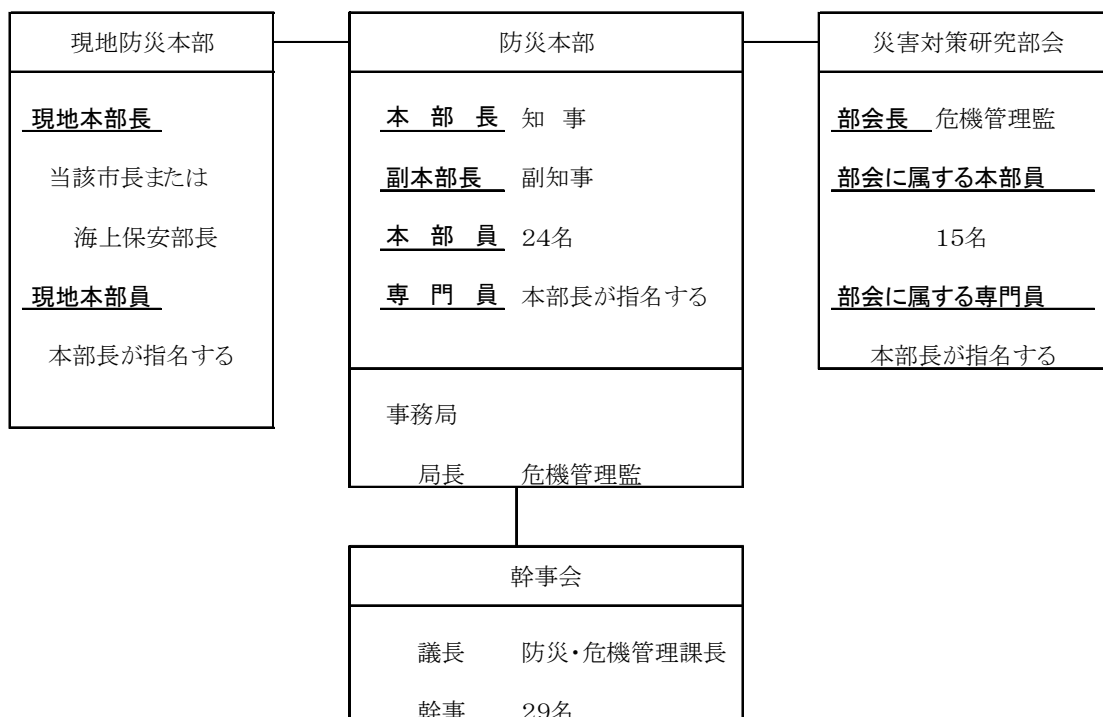
防災関係機関は石油コンビナート等の防災について、それぞれの所掌する事務又は業務を的確かつ円滑に実施するため必要な組織を整備し、常にその改善に努めるとともに職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

なお、法による基本的な防災体制は、次のとおりである。



## 第2節 防災本部

防災本部の組織及び所掌事務は、次のとおりとする。

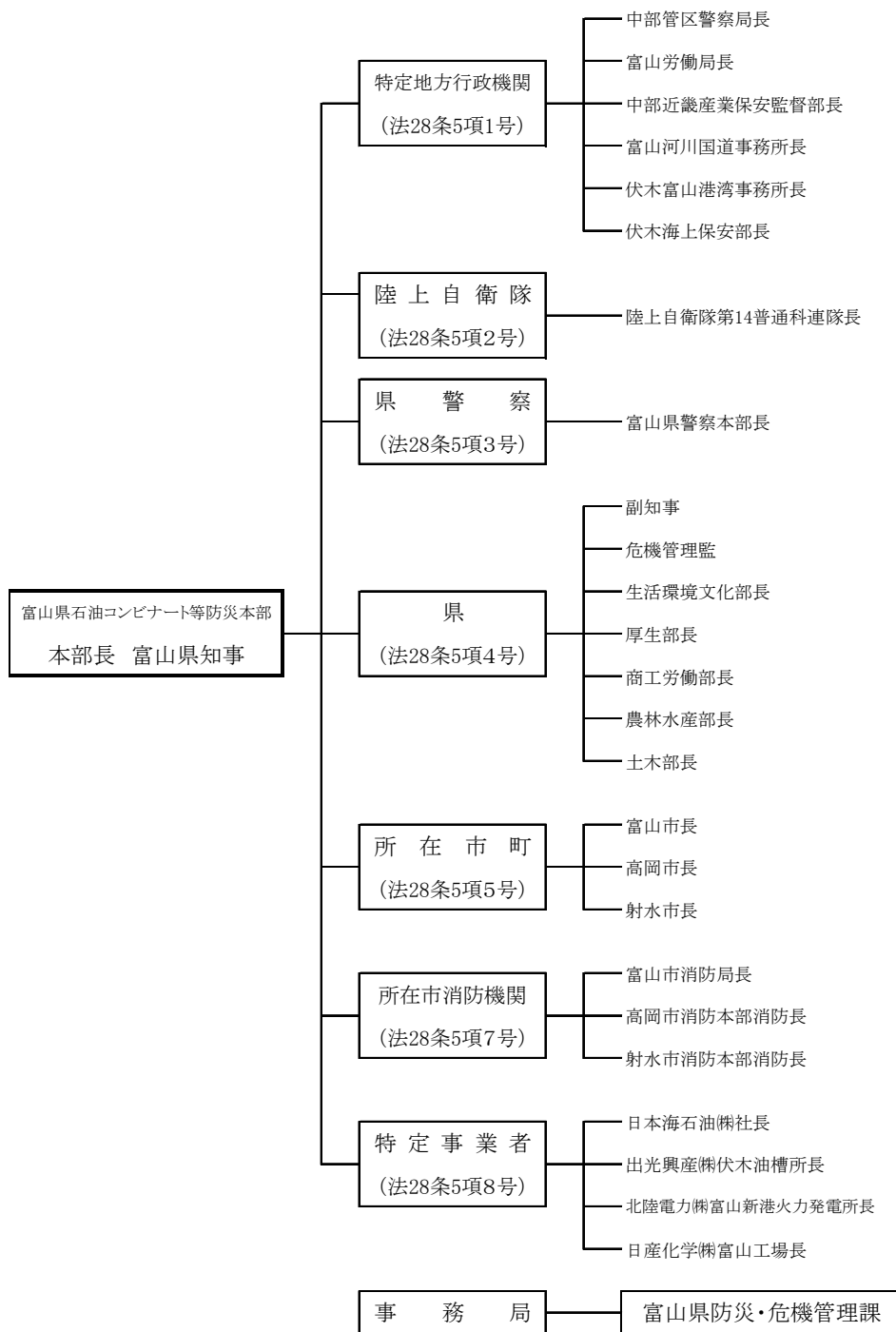


### 1 組織

- (1) 防災本部 知事を本部長（本部長に事故があるときは、副本部長が職務を代理する）に、県内に所在する特別防災区域に係る防災に関し、防災関係機関、特定事業者等が一体となって総合的かつ計画的に対処するため、次図の本部長で構成する。
- (2) 幹事会及び災害対策部会 法第28条第8項に基づく富山県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年9月県条例第35号）に定める幹事及び災害対策研究部会員の構成とする。

### 2 所掌事務

- (1) 石油コンビナート等防災計画の作成及び実施
- (2) 防災に関する調査研究
- (3) 防災に関する情報の収集及び伝達
- (4) 災害発生時における応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
- (5) 現地本部への災害応急対策に関する必要な指示
- (6) 災害発生時における国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他の都道府県との連絡
- (7) その他特別防災区域に係る防災に関する事項の実施



### 第3節 現地本部

法第29条の規定に基づく現地本部の設置基準等については、次のとおりとする。

#### 1 設置基準

防災本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において緊急かつ統一的な防災活動を実施する必要があると認めるときは、当該市長又は伏木海上保安部長の意見を聴いて現地本部を設置する。

#### 2 組織

(1) 防災本部長が指名する現地本部長及び現地本部員により組織する。

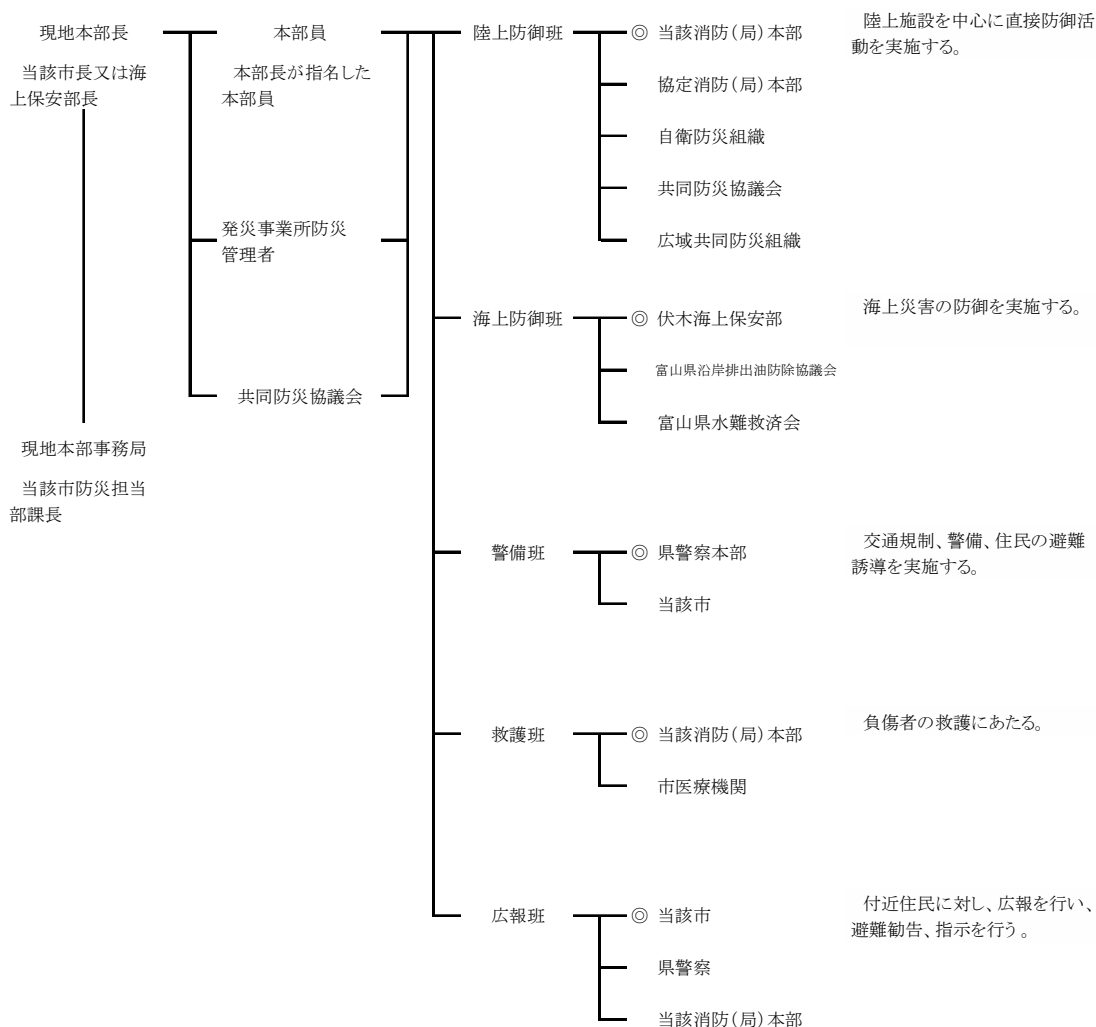
(2) 現地本部長は、次の者をもってあてる。

ア 陸上の災害の場合は、当該市長

イ 海上の災害の場合は、伏木海上保安部長

(3) 現地本部員は、防災本部長があらかじめ指名する本部員をもってあてる。

(4) 現地本部員の基本的構成は、次のとおりとする。



※ 各班の班長は、現地本部長が指名するが、◎印の機関が予定される。



(5) 事務局

- ア 現地本部の円滑な運営を図るため、事務局を設け事務局長1名を置く。
- イ 現地本部は、事務局長をあらかじめ指名しておき、事務局員は事務局長が指名する。
- ウ 事務局の業務は、次のとおりとする。
  - (ア) 災害に関する情報の収集、伝達及び記録並びにその印刷、配布
  - (イ) 報道機関に対する情報の提供
  - (ウ) その他現地本部長が必要と認める事項

(6) 補佐員及び連絡員

- ア 補佐員
  - (ア) 現地本部員は、その業務を補佐させるため、その属する機関から補佐員をさし出すことができる。
  - (イ) 補佐員は、現地本部員の指揮を受けその所掌業務を処理する。
  - (ウ) 補佐員は、災害及び所属機関の応急措置等に関する情報を把握し、現地本部に報告するとともに、現地本部の指示事項を所属機関に連絡する。
- イ 連絡員
  - (ア) 災害発生事業所の災害及び施設の状況について説明のため、災害発生事業所から連絡員を現地本部に派遣する。
  - (イ) 特定事業所は、現地本部から要請があった時、速やかに連絡員を派遣できるようあらかじめ指名しておくものとする。

3 設置場所

原則として、災害発生市町の市役所、消防(局)本部(署)のいずれかとする。ただし防災活動の円滑な実施及び災害状況の総合的な把握を容易にするため必要な場合は、現地本部長の判断により適当と認めるその他の場所に設置することができる。

(1) 富山地区

陸上及び海上災害とも

富山市高畠町1丁目10-30 富山市富山北消防署 (電話 076-437-7141)

(2) 新湊地区

陸上及び海上災害とも

射水市本町2丁目13-1 射水市新湊消防署 (電話 0766-82-8333)

(3) 伏木地区

ア 陸上災害

高岡市伏木中央町6-1 高岡市役所伏木支所 (電話 0766-44-0481)

イ 海上災害

高岡市伏木錦町11-15 伏木海上保安部 (電話 0766-45-0118)

(4) 婦中地区

陸上災害

富山市婦中町笹倉 1 2 8

富山市婦中消防署

(電話 076-466-2280)

**4 所掌事務**

- (1) 災害情報の収集及び防災関係機関等への伝達
- (2) 防災関係機関等が実施する災害応急対策に係る連絡調整
- (3) 防災本部に対する報告及び連絡
- (4) その他防災本部長が指示する事項

**5 設置手続**

- (1) 現地本部を設置する場合、防災本部長は現地本部長及び現地本部員に対し次の事項を通知する。
  - ア 設置日時
  - イ 設置場所
  - ウ 設置事由
- (2) 通知を受けた現地本部長及び現地本部員は、直ちに設置場所に集合するものとする。
- (3) 防災本部長は、当該災害の応急対策が概ね完了した時点で、現地本部長の意見を聴き現地本部を廃止する。

**6 現地本部の整備資料**

現地本部には、次の資料を整備する。

- (1) 第6章第5節3(2)のうち当該市長が必要と認めるもの
- (2) 第6章第5節5(2)のうち当該市長が必要と認めるもの
- (3) 上記のほか、当該市長が必要と認めるもの

**7 現地本部設置時の防災本部の対応**

(1) 防災本部室の設置

防災本部長は、現地本部設置に伴い防災本部に防災本部室を設け、次の班を設置するとともに関係機関等に本部連絡員の派遣を要請し、必要な業務にあたらせるものとする。

班	事 務 分 掌
調 整 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整・指示及び伝達に関すること。</li> <li>・防災関係機関の出動要請に関すること。</li> <li>・その他の班に属しないこと。</li> </ul>
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の情報及び防ぎよ活動状況の収集に関すること。</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害広報に関すること。</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災本部室の物品調達、庶務等に関すること。</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
現 地 派 遣 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害現地派遣に関すること。</li> <li>・災害現地での状況把握に関すること。</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

## (2) 業 務

本部室の業務は、次のとおりとし、防災本部事務局長（県危機管理監）が統括する。

- ア 情報の収集及び伝達並びに現地本部との連絡調整
- イ 国及び他県に対する連絡並びに自衛隊の災害派遣要請
- ウ 現地本部への災害応急対策に関する必要な指示
- エ その他防災本部長が必要と認める事項

## 第4節 防災関係機関等の防災体制

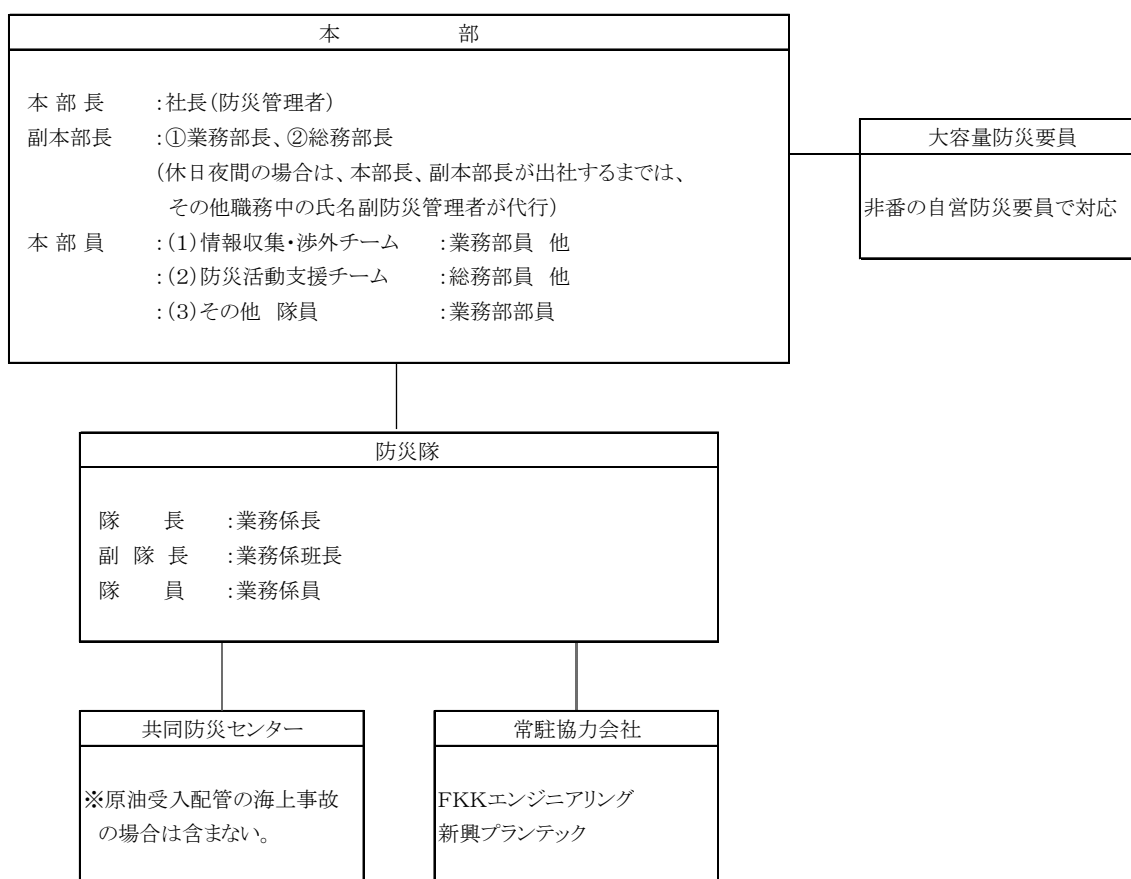
### 1 特定事業所

- (1) 特定事業所は、災害の発生及び拡大の防止について、第1次的責任を有するため、他の特定事業者と協力し、必要な措置を講ずる。
- (2) 特定事業所が設置した、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織並びにその行うべき業務について定めた、自衛防災規程、共同防災規程及び広域共同防災規程による活動組織は、次のとおりである。

#### ア 富山地区

##### (ア) 日本海石油(株)

<原油受入時のS BM関係事故を除く>



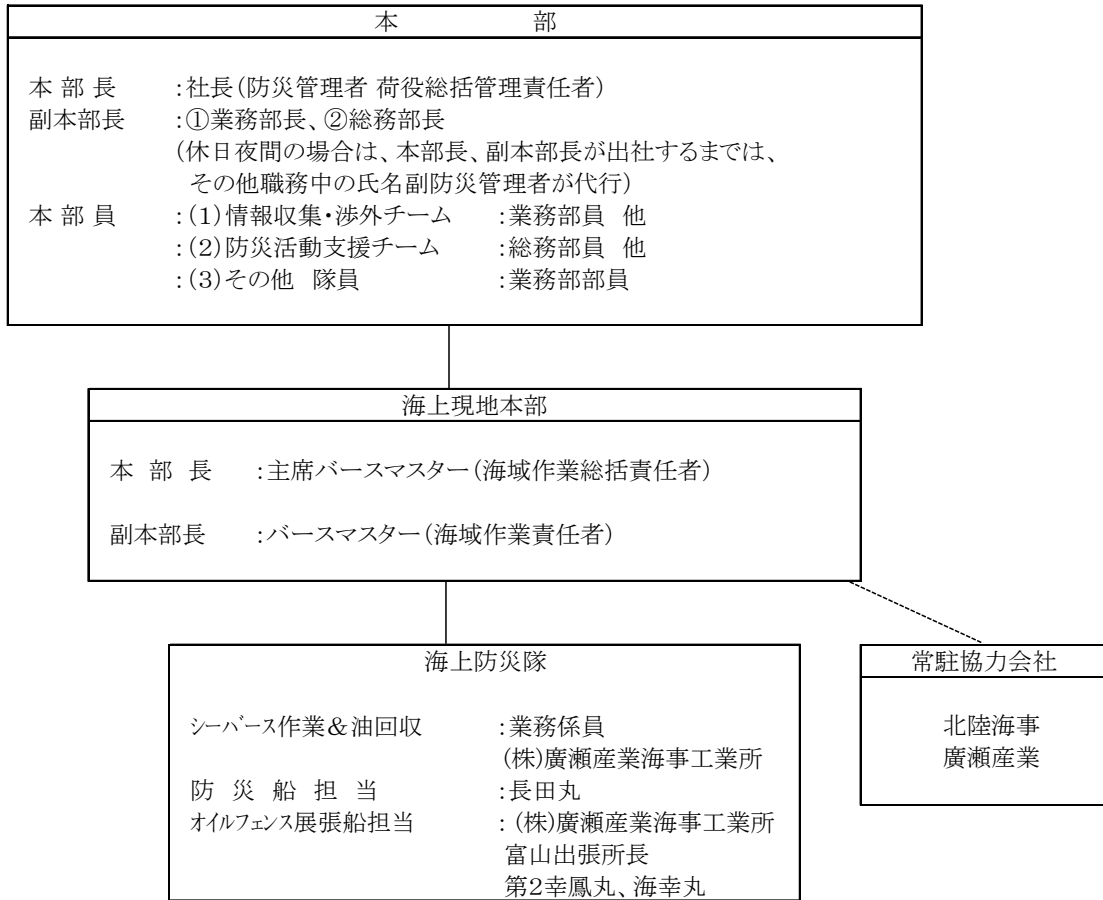
注1 本部長は防災管理者として非常事態宣言を発令するほか、本部として各隊の指揮を行う。

注2 常駐協力会社及び共同防災センターの…印は、応援要請による出勤。

(常駐協力会社へはTEL、共同防災センターへは非常構内放送で応援を要請する。)

注3 本部長は適宜本部各チーム業務を行う。

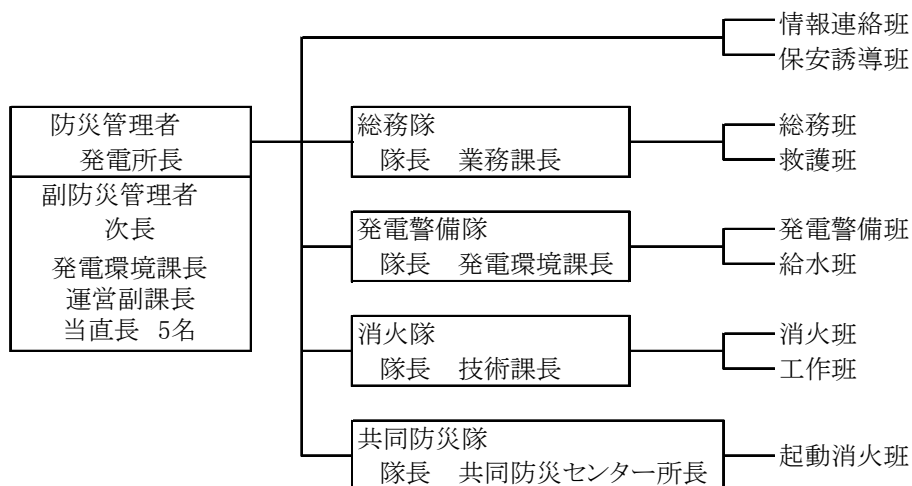
<原油受入時のS BM関係事故>



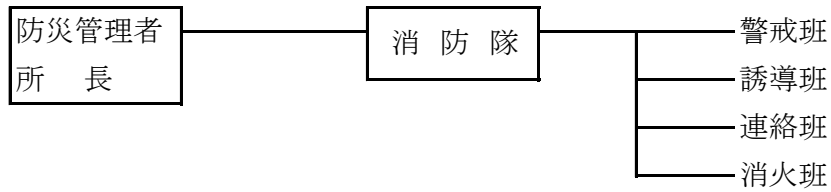
注1 本部長は防災管理者として非常事態宣言を発令するほか、本部として各隊の指揮を行う。

注2 常駐協力会社の…印は、応援要請による出動。  
(常駐協力会社へはTELにて応援を要請する。)

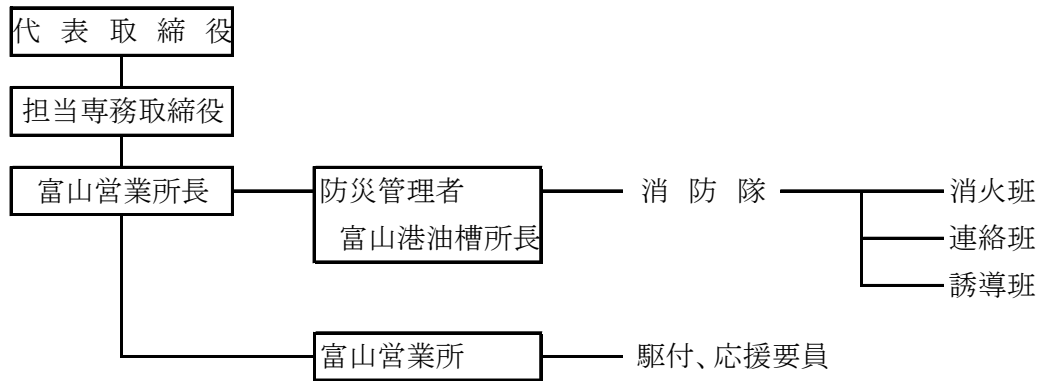
(イ) 北陸電力(株)富山火力発電所



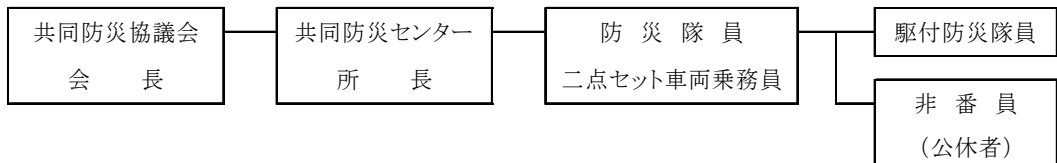
(ウ) 富山港湾運送(株)ケミカルセンター



(エ) 竹中産業(株)富山港油槽所



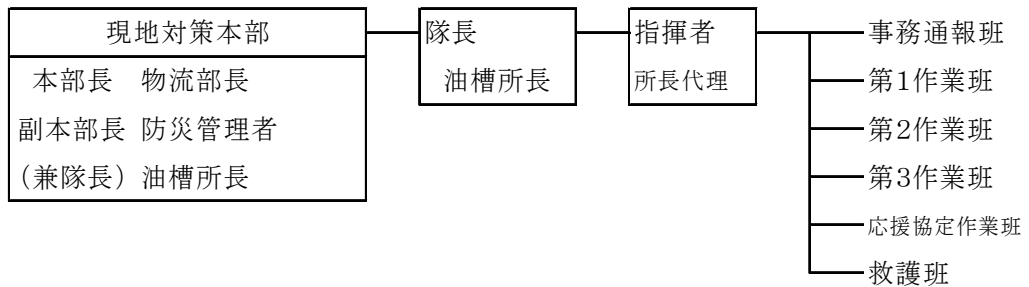
(オ) 富山地区共同防災協議会



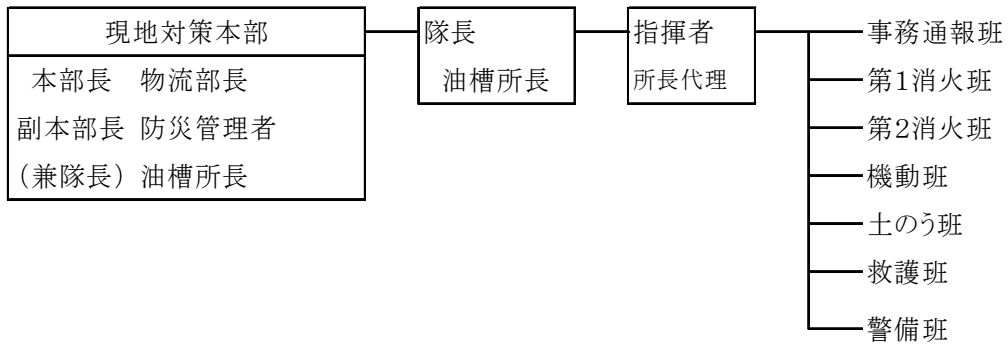
イ 伏木地区

(ア) 出光興産(株)伏木油槽所

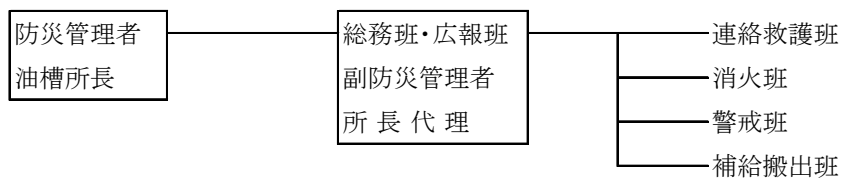
1. 流出油災害組織編成



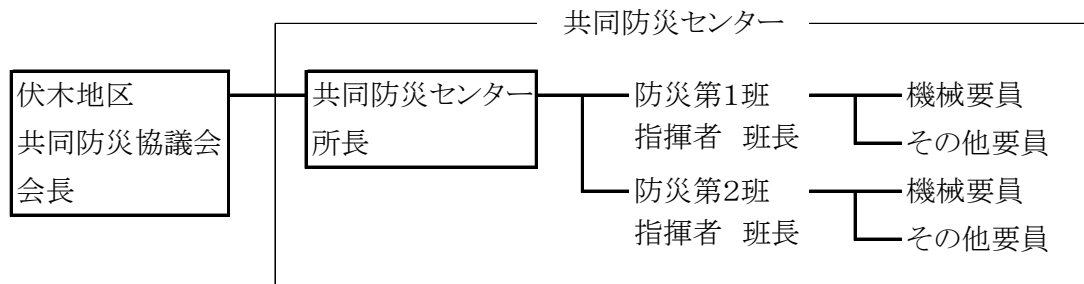
2. 自衛消防隊組織編成



(イ) JXTGエネルギー(株)伏木油槽所



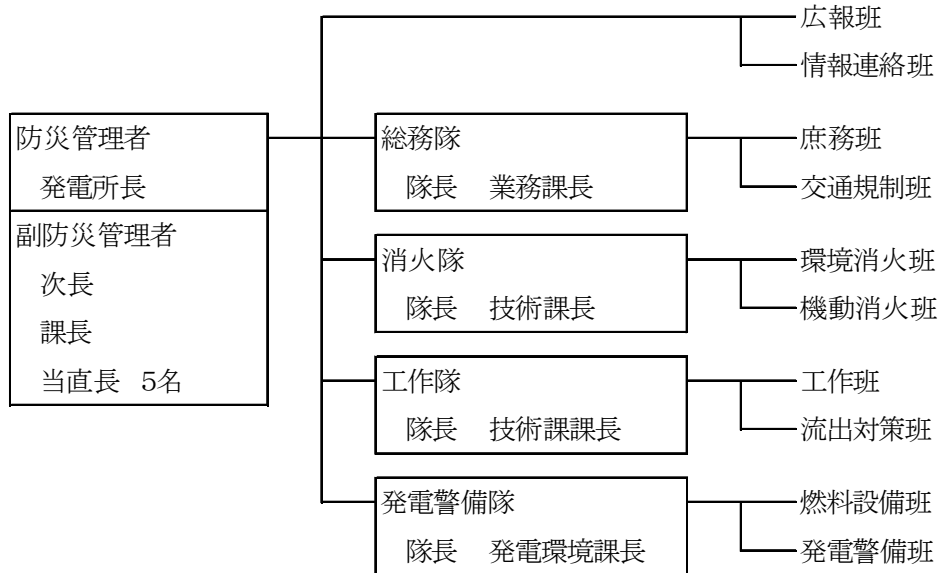
(ウ) 伏木地区共同防災組織



注 共同防災隊は、2直1交替勤務制とし、2班で編制する。

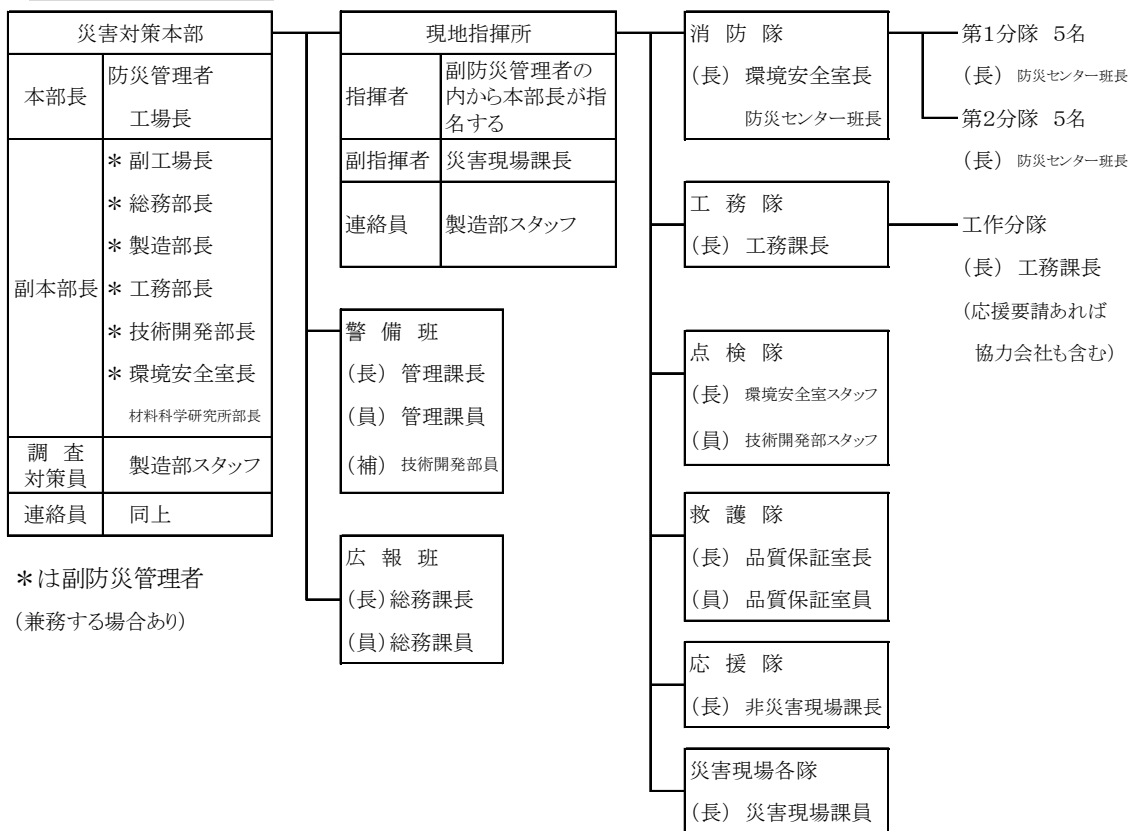
ウ 新湊地区

北陸電力(株)富山新港火力発電所



エ 婦中地区

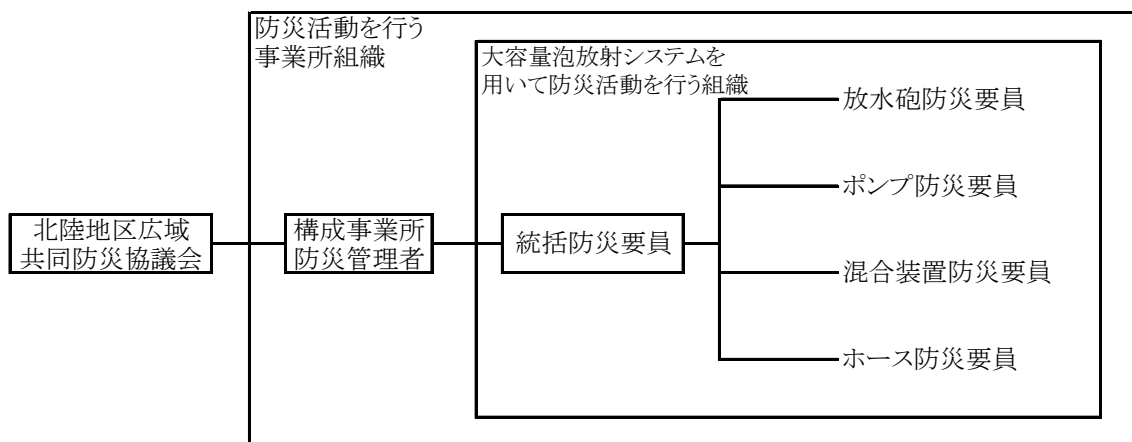
日産化学(株)富山工場



※ 各班、隊の(長)が不在の場合、予め定められた者が代理者として任務を行う。



オ 広域共同防災組織（富山地区、新湊地区）



## 2 所在市

所在市は、隣接市町村及び防災関係機関並びに所在市内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害時の広報、住民の避難、警戒区域の設定等市町の実施する災害応急活動に必要な活動体制を整備することとし、その組織は、所在市の地域防災計画に基づく「市災害対策本部」の組織の一部又は全部を準用する。

## 3 消防機関

消防機関は、関係法令及び本計画に基づき自衛防災組織等に指示するとともに防災関係機関等と協力し、その有する機能を発揮して、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに災害防除とこれによる被害の軽減を図るため応急対策の実施にあたるものとする。

なお、災害時の応急活動にあたっては、各消防機関「出動基準」に基づき、災害の状況に応じた活動体制を確立し、災害応急対策の万全を期するものとする。

## 4 伏木海上保安部

伏木海上保安部は、関係法令及び本計画に基づき、海上並びに港湾における災害、又は災害が海上に及ぶおそれのある場合は、自衛防災組織と協力し、その有する機能を発揮して地域住民の生命、財産を保護するとともに、災害防除とこれによる被害の軽減を図るため応急対策の実施にあたるものとする。

## 5 その他の関係機関

上記以外の防災本部の構成機関及び関係機関等は、関係法令及び本計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、各機関が行う災害応急対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

また、防災本部構成機関等は、必要な組織を整備するとともに災害応急対策に従事する職員の配置、サービスの基準等活動体制を定めておくものとする。

# 第5節 相互応援体制

## 1 相互応援要請

### (1) 特定事業所間の相互応援

#### ア 同一特別防災区域内の特定事業者に対する応援

特定事業所において災害が発生したときは、他のすべての特定事業者は、自衛防災組織を派遣する等災害の拡大防止に協力するものとする。

#### イ 他の特別防災区域の特定事業者に対する応援

他の特別防災区域の特定事業所において災害が発生し、当該特定事業所の災害応急対策の実施のための要請を受けた特定事業者は、その自衛防災組織を派遣する等災害の拡大防止に協力するものとする。

### (2) 市町村間における相互応援

災害が発生した場合の防災活動が当該市町で対応できないときは、「富山県石油コンビナート等特別防災区域消防相互応援協定」（昭和54年11月締結）で対処するものとする。

また、災害の状況により、当該市は上記協定市町以外の市の消防力を必要とする場合は、「富山県市町村消防相互応援協定」（昭和44年2月締結）を準用し、広域的な応援体制を確保するものとする。

なお、当該市は、他の市の応援要請に必要な情報を収集しておくものとする。

(3) 他の都道府県に対する応援要請

防災本部長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、応援をもとめるものとする。

(4) その他防災関係機関間における相互応援

ア 海上保安部及び所在市は、港湾における船舶火災等について、相互に協力し、円滑に消火活動を実施するため、「船舶火災の消火活動に関する業務協定」を必要に応じて整備し、相互応援体制を強化するものとする。

イ その他防災関係機関は、防災活動に関し相互に協力し、災害の拡大防止に努めるものとする。

## 2 応援要請の手続

応援を要請する場合は、次の事項を連絡して行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の状況
- (3) 応援隊の種別及び人員等
- (4) 応援を要する防災資機材等の種別及び数量
- (5) 応援の場所
- (6) その他応援に関する必要な事項

## 3 応援活動

応援要請に応じて応急措置に従事する者は、応援を求めた者の指揮の下に活動するものとする。

## 4 費用の負担

- (1) 応援協定等に基づく応援活動を実施した場合は、応援協定等に規定する費用を負担する。
- (2) 応援協定等に基づかない場合の応援措置に要した費用は、応援要請をした者が負担し、負担の対象となる費用は次のとおりとする。
  - ア 応急措置に要した資材の経費
  - イ 応援活動実施中において第三者に損害を与えた場合の補償費
  - ウ 救援物資の調達、輸送に要した経費
- (3) 前記以外の場合で、特に必要が生じた場合は、その都度関係当事者間で協議して定める。

## 第6節 防災組織の配備体制

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生した場合に防災活動を実施するための防災関係機関の配備体制は、次のとおりとする。

### 1 第1次配備体制

#### (1) 配備基準

主として特定事業所の自衛防災組織等及び所轄消防署、消防団（海上災害の場合は海上保安部）によっておおむね鎮圧しうるもので、周辺地域住民の避難を必要としない程度の災害に対処する場合。

#### (2) 配備内容

主として災害発生特定事業所の自衛防災組織等及び所轄消防署、消防団（海上にあっては海上保安部）が鎮圧にあたり、必要に応じ警察が出動する。

### 2 第2次配備体制

#### (1) 配備基準

同一の特別防災区域内にある事業所及び当該市町全消防機関（海上にあっては第九管区海上保安本部内海上保安部署）によらなければ鎮圧が困難であり、周辺地域住民（又は船舶）の避難を必要とする災害に対処する場合

#### (2) 配備内容

ア 同一の特別防災区域内にある事業所の応援並びに当該市町全消防機関（海上にあっては第九管区海上保安本部内海上保安部署）及び警察が出動する。

イ 現地本部の設置をはかる。

### 3 第3次配備体制

#### (1) 配備基準

直径34m以上の浮き屋根式タンクの全面火災等、第2次配備体制で対処できない大規模な災害の場合

#### (2) 配備内容

第2次配備体制にその他の関係機関等を加えて総合的防災体制をとるものとする。

## 第5章 災害の基本想定

### 第1節 防災アセスメントの実施概要

特別防災区域で発生する可能性のある災害の種類、規模、影響等を客観的に把握するために、「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年3月消防庁特殊災害室）」に基づき、防災アセスメントを実施した。

#### 1 対象とする災害

##### (1) 平常時

通常操業時に発生する事故

##### (2) 地震時

- ア 短周期地震動による被害
- イ 長周期地震動による被害
- ウ 津波による被害

##### (3) 大規模災害による被害

#### 2 評価対象施設

- (1) 危険物タンク（屋外タンク貯蔵設備）：142基
- (2) 高圧ガスタンク（可燃性または毒性ガスタンク）：17基
- (3) 毒性液体タンク：3基
- (4) プラント（危険物製造所、高圧ガス製造設備、高圧混在施設、発電設備）：11施設
- (5) 海上入出荷施設（タンカー棧橋）：12施設
- (6) パイプライン（導配管）：14施設

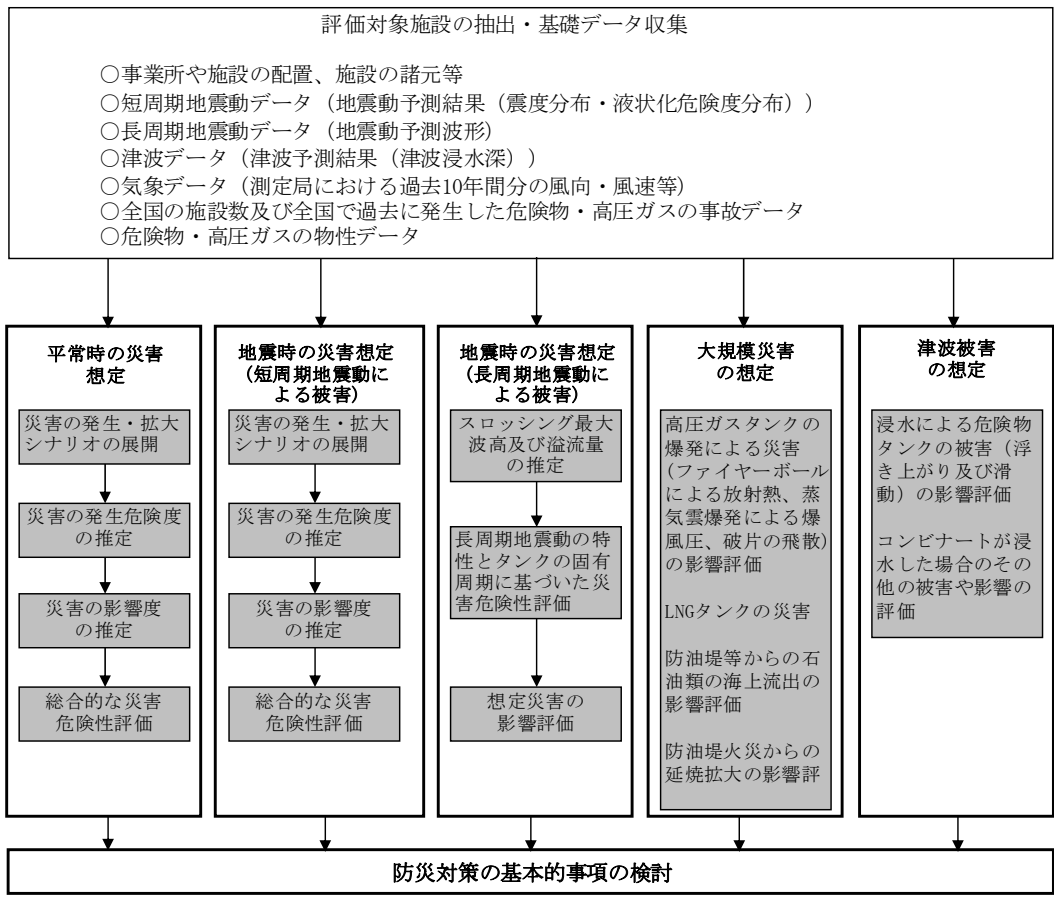
※上記は、富山地区、伏木地区及び新湊地区については平成31年1月1日現在、婦中地区については平成26年9月1日現在の施設数である。

また、評価結果については、新湊地区を対象とした評価並びに富山地区及び伏木地区の津波による被害を対象とした評価における対象施設は平成31年1月1日現在の施設であり、それ以外は平成26年9月1日現在の施設である。

#### 3 調査の実施手順

##### (1) 調査の実施手順

調査の実施手順は次のとおりである。



(2) 評価手法

ア 平常時の事故及び地震時（短周期地震動）による被害を対象とした評価

イベントツリー解析等を用いて災害の発生・拡大シナリオを展開することによりその発生危険度（頻度）を推定するとともに、各種解析モデル等を用いて影響度（範囲）を推定し、それらをかけ合わせたリスクマトリックスにより総合的な災害危険性の評価を行った。

さらに、発生確率について一定の安全水準を設け、これ以上の確率（頻度）で発生すると考えられる災害を、防災対策上想定すべきものとして、次のとおり2段階に分けて抽出した。

(ア) 第1段階の災害（発生危険度AA～Bランク）

現実には起こりうると考えて、対策を検討しておくべき災害。影響度が大きい（I、IIランク）ものは対策上の優先度が高い。

(イ) 第2段階の災害（発生危険度Cランク）

発生する可能性が相当に小さい災害を含むが、万一に備え対策を検討しておくべき災害。影響度が大きい（I、IIランク）ものは要注意。

## リスクマトリックス

		<small>小</small> <span style="font-size: 2em;">→</span> <small>大</small>					
		E	D	C	B	A	A A
平常時 [ /年 ]		$10^{-8}$ 程度	$10^{-7}$ 程度	$10^{-6}$ 程度	$10^{-5}$ 程度	$10^{-4}$ 程度	$10^{-3}$ 程度
地震時 [ /地震 ]		$10^{-6}$ 程度	$10^{-5}$ 程度	$10^{-4}$ 程度	$10^{-3}$ 程度	$10^{-2}$ 程度	$10^{-1}$ 程度
影響度 ↑ 大     小	I	200m ~					
	II	100m ~ 200m					
	III	50m ~ 100m					
	IV	20m ~ 50m					
	V	~ 20m					
		第1段階（発生危険度 A A、A、B） <span style="font-size: 2em;">←→</span>					
		第2段階（発生危険度 C） <span style="font-size: 2em;">←→</span>					

## 災害の抽出基準

区 分		抽出基準	解 説
第1段階 (Bランク以上)	平常時	$10^{-5}$ /年程度以上	同種の施設 10 万基に対して、対象とする災害が 1 年間に 1 回発生する確率
	地震時	$10^{-3}$ /地震程度以上	想定地震が発生した場合に、同種の施設千基に対して、対象とする災害が 1 回発生する確率
第2段階 (Cランク) 【安全水準】	平常時	$10^{-6}$ /年程度	同種の施設 100 万基に対して、対象とする災害が 1 年間に 1 回発生する確率
	地震時	$10^{-4}$ /地震程度	想定地震が発生した場合に、同種の施設 1 万基に対して、対象とする災害が 1 回発生する確率

### イ 地震時（長周期地震動）による被害を対象とした評価

確率論的な評価はなじまないため実施せず、地震動予測波形を用いて算定した長周期地震動の大きさ（速度応答スペクトル）と危険物タンクの満液時のスロッシング固有周期からスロッシング最大波高を求めることで溢流量を定量的に評価した。

### ウ 津波による被害を対象とした評価

確率論的な評価はなじまないため実施せず、消防庁の「屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツール」により、タンクの自重や浸水深、流速等を用いて津波によるタンクの「浮き上がり」及び「滑動」の可能性を推定し、その結果を基に想定される被害を定量的に評価した。

### エ 大規模災害による被害を対象とした評価

確率論的な評価はなじまないため実施せず、発生した場合の影響が大きいと考えられ

る可燃性高圧ガスタンクの爆発に伴う災害（ファイヤーボールによる放射熱、蒸気雲爆発による爆風圧、破片の飛散）、LNG タンクの災害、防油堤等からの石油類の海上流出及び防油堤火災からの延焼拡大について、定性的に評価した。

## 第2節 防災アセスメント評価結果

### 1 平常時の事故を対象とした評価結果

特別防災区域における平常時の想定災害を次に示す。

なお、今回の評価における影響度は、一定条件の下での算定結果に基づくものであり、保安設備等による影響の低減効果は反映されていない。

#### (1) 富山地区

##### ア 第1段階の災害

危険物タンクの液体流出火災やタンク火災、製造施設の流出火災による影響は概ね事業所内にとどまるが、高圧ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

##### イ 第1段階及び第2段階の災害

危険物タンクのタンク火災や高圧ガスタンクの爆発・火災、製造施設の流出火災による影響は概ね事業所内にとどまるが、危険物タンクの液体流出火災や高圧ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

なお、第2段階の災害は、発生する可能性は相当に小さいと考えられる。



平常時の想定災害（富山地区）

対象施設	災害種別	第1段階		第1段階及び第2段階	
		該当する災害事象	影響度	該当する災害事象	影響度
危険物タンク (特定タンク・ 準特定タンク)	流出火災	少量流出、中量流出、 防油堤内流出	小	少量流出～ 防油堤内流出	大
	タンク火災	タンク小火災	小	タンク小火災、リング 火災、タンク全面火災	小
危険物タンク (特定外タンク)	流出火災	中量流出、 防油堤内流出	※1	中量流出、 防油堤内流出	※1
	タンク火災	タンク小火災		タンク小火災、 タンク全面火災	
高圧ガスタンク	爆発	該当なし	—	少量流出～大量流出	小
	フラッシュ火災		—		小
	毒性ガス拡散	少量流出～大量流出	大	少量流出 ～全量流出（短時間）	大、※2
製造施設	流出火災	少量流出～大量流出	小	少量流出～大量流出	小
発電施設	流出火災	少量流出、中量流出	※3	少量流出、中量流出	※3
海上入出荷施設	流出火災	少量流出	※3	少量流出、大量流出	※3
パイプライン	流出火災	少量流出	※4	少量流出、中量流出	※4

注：影響度の凡例は以下のとおり（影響度「中」に該当する災害はないが、一般的な区分として示す）。

- ・大：特別防災区域外（海面除く）に及ぶ場合がある。
- ・中：事業所外（海面除く）に影響が及ぶ場合があるが、概ね特別防災区域内に収まる。
- ・小：影響は概ね事業所内（海面含む）にとどまる。
- ・※1：影響は小さいと考えられるが、防油堤が広大な場合、この中で火災が拡大した場合には周囲への影響に注意する必要がある。
- ・※2：全量流出（短時間）の影響は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。
- ・※3：影響はおおむね施設周辺にとどまると考えられる。
- ・※4：発災箇所によっては周囲への影響に注意する必要がある（影響距離は小さい）。
- ・—：該当なし

(2) 伏木地区

ア 第1段階の災害

危険物タンクのタンク火災による影響は概ね事業所内にとどまるが、危険物タンクの液体流出火災による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

イ 第1段階及び第2段階の災害

危険物タンクのタンク火災による影響は概ね事業所内にとどまるが、危険物タンクの液体流出火災による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

なお、第2段階の災害は、発生する可能性は相当に小さいと考えられる。

平常時の想定災害（伏木地区）

対象施設	災害種別	第1段階		第1段階及び第2段階	
		該当する災害事象	影響度	該当する災害事象	影響度
危険物タンク (特定タンク・ 準特定タンク)	流出火災	少量流出、中量流出、 防油堤内流出	大	少量流出、中量流出 防油堤内流出	大
	タンク火災	タンク小火災	小	タンク小火災、 タンク全面火災	小
危険物タンク (特定外タンク)	流出火災	中量流出	※1	中量流出、 防油堤内流出	※1
	タンク火災	タンク小火災		タンク小火災	
海上入出荷施設	流出火災	少量流出	※2	少量流出、大量流出	※2
パイプライン	流出火災	少量流出	※3	少量流出、中量流出	※3

注：影響度の凡例は以下のとおり（影響度「中」に該当する災害はないが、一般的な区分として示す）。

- ・大：特別防災区域外（海面除く）に及ぶ場合がある。
- ・中：事業所外（海面除く）に影響が及ぶ場合があるが、概ね特別防災区域内に収まる。
- ・小：影響は概ね事業所内（海面含む）にとどまる。
- ・※1：影響は小さいと考えられるが、防油堤が広大な場合、この中で火災が拡大した場合には周囲への影響に注意する必要がある。
- ・※2：影響はおおむね施設周辺にとどまると考えられる。
- ・※3：発災箇所によっては周囲への影響に注意する必要がある（影響距離は小さい）。

### (3) 新湊地区

#### ア 第1段階の災害

危険物タンクの液体流出火災やタンク火災、発電施設の爆発・火災による影響は概ね事業所内にとどまるが、高圧ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

#### イ 第1段階及び第2段階の災害

危険物タンクのタンク火災や高圧ガスタンクの爆発・火災、発電施設の爆発・火災による影響は概ね事業所内にとどまるが、危険物タンクの液体流出火災や高圧ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

なお、第2段階の災害は、発生する可能性は相当に小さいと考えられる。

平常時の想定災害（新湊地区）

対象施設	災害種別	第1段階		第1段階及び第2段階	
		該当する災害事象	影響度	該当する災害事象	影響度
危険物タンク (特定タンク・ 準特定タンク)	流出火災	少量流出	小	少量流出、中量流出、 仕切堤内流出	大
	タンク火災	タンク小火災	小	タンク小火災、 リング火災	小
危険物タンク (特定外タンク)	流出火災	中量流出、 防油堤内流出	※1	中量流出、 防油堤内流出	※1
	タンク火災	タンク小火災		タンク小火災、 タンク全面火災	
高压ガスタンク	爆発	該当なし	—	少量流出～大量流出	小
	フラッシュ火災		—		小
	毒性ガス拡散	少量流出～大量流出	大	少量流出 ～全量流出（短時間）	大、※2
発電施設	流出火災	少量流出、中量流出	※3	少量流出、中量流出	※3
	爆発	少量流出、中量流出	小	少量流出、中量流出	小
	フラッシュ火災		小		小
海上入出荷施設	流出火災	少量流出	※3	少量流出、大量流出	※3
	爆発	少量流出		少量流出、大量流出	
	フラッシュ火災				
パイプライン	流出火災	少量流出	※4	少量流出、中量流出	※4
	爆発	少量流出		少量流出、中量流出	※5
	フラッシュ火災				

注：影響度の凡例は以下のとおり（影響度「中」に該当する災害はないが、一般的な区分として示す）。

- ・大：特別防災区域外（海面除く）に及ぶ場合がある。
- ・中：事業所外（海面除く）に影響が及ぶ場合があるが、概ね特別防災区域内に収まる。
- ・小：影響は概ね事業所内（海面含む）にとどまる。
- ・※1：影響は小さいと考えられるが、防油堤が広大な場合、この中で火災が拡大した場合には周囲への影響に注意する必要がある。
- ・※2：全量流出（短時間）の影響は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。
- ・※3：影響はおおむね施設周辺にとどまると考えられる。
- ・※4：発災箇所によっては周囲への影響に注意する必要がある（影響距離は小さい）。
- ・※5：発災箇所によっては周囲への影響に注意する必要がある（影響距離は大きい）。
- ・—：該当なし

(4) 婦中地区

ア 第1段階の災害

危険物タンクの液体流出火災やタンク火災、高圧ガスタンクの爆発・火災等による影響は概ね事業所内にとどまるが、高圧ガスタンクの毒性ガス拡散や製造施設の爆発・毒性ガス拡散による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

イ 第1段階及び第2段階の災害

危険物タンクのタンク火災や、高圧ガスタンクの爆発・火災等による影響は概ね事業所内にとどまるが、危険物タンクの液体流出火災や高圧ガスタンクの毒性ガス拡散、製造施設の爆発・毒性ガス拡散による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

なお、第2段階の災害は、発生する可能性は相当に小さいと考えられる。

平常時の想定災害（婦中地区）

対象施設	災害種別	第1段階		第1段階及び第2段階	
		該当する災害事象	影響度	該当する災害事象	影響度
危険物タンク (特定タンク・ 準特定タンク)	流出火災	中量流出、 防油堤内流出	小	中量流出、 防油堤内流出	大
	タンク火災	タンク小火災	小	タンク小火災、 タンク全面火災	小
危険物タンク (特定外タンク)	流出火災	中量流出、 防油堤内流出	※1	中量流出、 防油堤内流出	※1
	タンク火災	タンク小火災		タンク小火災、 タンク全面火災	
高圧ガスタンク	爆発	小量流出、中量流出	小	小量流出～大量流出	小
	フラッシュ火災		小		小
	毒性ガス拡散	小量流出 ～全量流出（短時間）	大、※2	小量流出 ～全量流出（短時間）	大、※2
製造施設	流出火災	小量流出～大量流出	小	小量流出～大量流出	小
	爆発	小量流出～大量流出	大	小量流出～大量流出	大
	フラッシュ火災		小		小
	毒性ガス拡散	小量流出～大量流出	大	小量流出～大量流出	大

注：影響度の凡例は以下のとおり（影響度「中」に該当する災害はないが、一般的な区分として示す）。

- ・大：特別防災区域外（海面除く）に及ぶ場合がある。
- ・中：事業所外（海面除く）に影響が及ぶ場合があるが、概ね特別防災区域内に収まる。
- ・小：影響は概ね事業所内にとどまる。
- ・※1：影響は小さいと考えられるが、防油堤が広大な場合、この中で火災が拡大した場合には周囲への影響に注意する必要がある。
- ・※2：全量流出（短時間）の影響は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。

## 2 地震時（短周期地震動）による被害を対象とした評価結果

「富山県地震被害想定調査業務報告書（平成 23 年 5 月）」及び「富山県地震被害想定調査委託業務報告書（平成 29 年 12 月）」の結果から最大規模となった呉羽山断層帯地震(M7.4)を想定し、被害の評価を行った。

災害の発生・拡大シナリオは平常時のものをそのまま適用した。ただし、地震時における危険物タンクの屋根での火災についてはほとんどがスロッシングに起因すると考えられることから、ここでは除外した。

平常時と同様に、今回の調査における影響度は、一定条件の下での算定結果に基づくものであり、保安設備等による影響の低減効果は反映されていない。

### (1) 富山地区

#### ア 第 1 段階の災害

高圧ガスタンクの爆発・火災や製造施設の流出火災による影響は概ね事業所内にとどまるが、危険物タンクの液体流出火災や高圧ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

#### イ 第 1 段階及び第 2 段階の災害

高圧ガスタンクの爆発・火災（全量流出（短時間）除く）や製造施設の流出火災による影響は概ね事業所内にとどまるが、危険物タンクの液体流出火災や高圧ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

なお、第 2 段階の災害は、発生する可能性は相当に小さいと考えられる。

地震時（短周期）の想定災害（富山地区）

対象施設	災害種別	第1段階		第1段階及び第2段階	
		該当する災害事象	影響度	該当する災害事象	影響度
危険物タンク (特定タンク・ 準特定タンク)	流出火災	小量流出～ 防油堤内流出	大	小量流出～ 防油堤内流出	大
危険物タンク (特定外タンク)	流出火災	中量流出、 防油堤内流出	※1	中量流出、 防油堤内流出	※1
高压ガスタンク	爆発	小量流出～大量流出	小	小量流出～ 全量流出（短時間）	小、※2
	フラッシュ火災		小		小、※2
	毒性ガス拡散	小量流出～ 全量流出（短時間）	大、※2	小量流出 ～全量流出（短時間）	大、※2
製造施設	流出火災	小量流出～大量流出	小	小量流出～大量流出	小
発電施設	流出火災	小量流出、中量流出	※3	小量流出～大量流出	※3
海上入出荷施設	流出火災	小量流出	※3	小量流出、大量流出	※3

注1：影響度の凡例は以下のとおり（影響度「中」に該当する災害はないが、一般的な区分として示す）。

- ・大：特別防災区域外（海面除く）に及ぶ場合がある。
- ・中：事業所外（海面除く）に影響が及ぶ場合があるが、概ね特別防災区域内に収まる。
- ・小：影響は概ね事業所内（海面含む）にとどまる。
- ・※1：影響は小さいと考えられるが、防油堤が広大な場合、この中で火災が拡大した場合には周囲への影響に注意する必要がある。
- ・※2：全量流出（短時間）の影響は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。
- ・※3：影響はおおむね施設周辺にとどまると考えられる。

注2：地震時のパイプラインは定性評価とした。発災箇所によっては周囲への影響が懸念されるが、大規模な火災に至る可能性は低いと考えられる。

(2) 伏木地区

ア 第1段階の災害

危険物タンクの液体流出火災による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

イ 第1段階及び第2段階の災害

危険物タンクの液体流出火災による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

なお、第2段階の災害は、発生する可能性は相当に小さいと考えられる。

地震時（短周期）の想定災害（伏木地区）

対象施設	災害種別	第1段階		第1段階及び第2段階	
		該当する災害事象	影響度	該当する災害事象	影響度
危険物タンク (特定タンク・ 準特定タンク)	流出火災	小量流出、中量流出、 防油堤内流出	大	小量流出、中量流出 防油堤内流出	大
危険物タンク (特定外タンク)	流出火災	中量流出、 防油堤内流出	※1	中量流出、 防油堤内流出	※1
海上入出荷施設	流出火災	小量流出	※2	小量流出、大量流出	※2

注1：影響度の凡例は以下のとおり（影響度「小、中」に該当する災害はないが、一般的な区分として示す）。

- ・大：特別防災区域外（海面除く）に及ぶ場合がある。
- ・中：事業所外（海面除く）に影響が及ぶ場合があるが、概ね特別防災区域内に収まる。
- ・小：影響は概ね事業所内（海面含む）にとどまる。
- ・※1：影響は小さいと考えられるが、防油堤が広大な場合、この中で火災が拡大した場合には周囲への影響に注意する必要がある。
- ・※2：影響はおおむね施設周辺にとどまると考えられる。

注2：地震時のパイプラインは定性評価とした。発災箇所によっては周囲への影響が懸念されるが、大規模な火災に至る可能性は低いと考えられる。



(3) 新湊地区

ア 第1段階の災害

高压ガスタンクの爆発・火災や発電施設の爆発・火災による影響は概ね事業所内にとどまるが、危険物タンクの液体流出火災や高压ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

イ 第1段階及び第2段階の災害

高压ガスタンクの爆発・火災（全量流出（短時間）除く）や発電施設の爆発・火災による影響は概ね事業所内にとどまるが、危険物タンクの液体流出火災や高压ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

なお、第2段階の災害は、発生する可能性は相当に小さいと考えられる。

地震時（短周期）の想定災害（新湊地区）

対象施設	災害種別	第1段階		第1段階及び第2段階	
		該当する災害事象	影響度	該当する災害事象	影響度
危険物タンク (特定タンク・ 準特定タンク)	流出火災	小量流出～ 防油堤内流出	大	小量流出～ 防油堤内流出	大
危険物タンク (特定外タンク)	流出火災	中量流出、 防油堤内流出	※1	中量流出、 防油堤内流出、 防油堤外流出	※1
高压ガスタンク	爆発	小量流出	小	小量流出	小、※2
	フラッシュ火災	～全量流出（長時間）	小	～全量流出（短時間）	小、※2
	毒性ガス拡散	小量流出 ～全量流出（短時間）	大、※2	小量流出 ～全量流出（短時間）	大、※2
発電施設	流出火災	小量流出、中量流出	※3	小量流出～大量流出	※3
	爆発	小量流出、中量流出	小	小量流出～大量流出	小
	フラッシュ火災		小		小
海上入出荷施設	流出火災	小量流出	※3	小量流出、大量流出	※3
	爆発	小量流出		小量流出、大量流出	
	フラッシュ火災				

注1：影響度の凡例は以下のとおり（影響度「中」に該当する災害はないが、一般的な区分として示す）。

- ・大：特別防災区域外（海面除く）に及ぶ場合がある。
- ・中：事業所外（海面除く）に影響が及ぶ場合があるが、概ね特別防災区域内に収まる。
- ・小：影響は概ね事業所内（海面含む）にとどまる。
- ・※1：影響は小さいと考えられるが、防油堤が広大な場合、この中で火災が拡大した場合には周囲への影響に注意する必要がある。
- ・※2：全量流出（短時間）の影響は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。
- ・※3：影響はおおむね施設周辺にとどまると考えられる。

注2：地震時のパイプラインは定性評価とした。発災箇所によっては周囲への影響が懸念されるが、大規模な火災や爆発に至る可能性は低いと考えられる。

(4) 婦中地区

ア 第1段階の災害

高圧ガスタンクの爆発・火災（全量流出（短時間）除く）や製造施設の流出火災・フラッシュ火災による影響は概ね事業所内にとどまるが、危険物タンクの液体流出火災や高圧ガスタンクの毒性ガス拡散、製造施設の爆発・毒性ガス拡散による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

イ 第1段階及び第2段階の災害

高圧ガスタンクの爆発・火災（全量流出（短時間）除く）や製造施設の流出火災・フラッシュ火災による影響は概ね事業所内にとどまるが、危険物タンクの液体流出火災や高圧ガスタンクの毒性ガス拡散、製造施設の爆発・毒性ガス拡散による影響は特別防災区域外に及ぶ場合がある。

なお、第2段階の災害は、発生する可能性は相当に小さいと考えられる。

地震時（短周期）の想定災害（婦中地区）

対象施設	災害種別	第1段階		第1段階及び第2段階	
		該当する災害事象	影響度	該当する災害事象	影響度
危険物タンク (特定タンク・準特定タンク)	流出火災	中量流出～防油堤内流出	大	中量流出～防油堤内流出	大
危険物タンク (特定外タンク)	流出火災	中量流出、防油堤内流出	※1	中量流出、防油堤内流出	※1
高圧ガスタンク	爆発	小量流出	小、※2	小量流出	小、※2
	フラッシュ火災	～全量流出（短時間）	小、※2	～全量流出（短時間）	小、※2
	毒性ガス拡散	小量流出～全量流出（短時間）	大、※2	小量流出～全量流出（短時間）	大、※2
製造施設	流出火災	小量流出～大量流出	小	小量流出～大量流出	小
	爆発	小量流出～大量流出	大	小量流出～大量流出	大
	フラッシュ火災		小		小
	毒性ガス拡散	小量流出、ユニット全量流出	大	小量流出～大量流出	大

注：影響度の凡例は以下のとおり（影響度「中」に該当する災害はないが、一般的な区分として示す）。

- ・大：特別防災区域外（海面除く）に及ぶ場合がある。
- ・中：事業所外（海面除く）に影響が及ぶ場合があるが、概ね特別防災区域内に収まる。
- ・小：影響は概ね事業所内にとどまる。
- ・※1：影響は小さいと考えられるが、防油堤が広大な場合、この中で火災が拡大した場合には周囲への影響に注意する必要がある。
- ・※2：全量流出（短時間）の影響は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。

### 3 地震時（長周期地震動）による被害を対象とした評価結果

地震調査研究推進本部から長周期地震動予測結果が公表されている想定東海地震及び東南海地震を用いて、危険物タンクを対象とした予測を行った。

#### (1) 富山地区

固定屋根式タンクが 36 基、浮き屋根式タンク（シングルデッキ）が 13 基、内部浮き蓋式タンクが 2 基存在する。その内、容量が 10,000k1 以上のタンクは 20 基ある。

スロッシングに伴い、1,000k1 未満の固定屋根式タンクで 3 基、1,000k1 以上の固定屋根式タンク 10 基で余裕空間高さを超え、溢流が起り得る判定結果となった。ただし、最大溢流推定量は 30m<sup>3</sup>を下回った。

#### (2) 伏木地区

固定屋根式タンクが 18 基、内部浮き蓋式タンクが 7 基存在するが、いずれも容量は 10,000k1 を下回っている。

スロッシングに伴い、1,000k1 以上の固定屋根式タンク 8 基で余裕空間高さを超え、溢流が起り得る判定結果となった。ただし、最大溢流推定量は 10m<sup>3</sup>を下回った。

#### (3) 新湊地区

固定屋根式タンクが 3 基、浮き屋根式タンク（ダブルデッキ）が 5 基存在する。その内、容量が 10,000k1 以上のタンクは 7 基ある。

スロッシングに伴い余裕空間高さを超える危険物タンクはなかった。

#### (4) 婦中地区

固定屋根式タンクが 1 基、内部浮き蓋式タンクが 2 基存在するが、いずれも容量は 10,000k1 を下回っている。

スロッシングに伴い、1,000k1 未満の固定屋根式タンク 1 基で余裕空間高さを超え、溢流が起り得る判定結果となった。ただし、最大溢流推定量は 10m<sup>3</sup>を下回った。

### 4 津波による被害を対象とした評価結果

「富山県津波浸水想定調査委託業務報告書 平成 29 年 12 月」の結果から最大規模となった糸魚川沖（F41）の津波浸水予測図を基に、施設が被害を受ける可能性について評価を行った。

その結果、施設の浸水深は大きくないため、浮き上がり及び滑動の可能性があると判定されたタンクはなかった。

### 5 大規模災害による被害を対象とした評価結果

発生した場合の影響が大きいと考えられる、可燃性高圧ガスタンクの爆発による災害（ファイヤーボールによる放射熱、蒸気雲爆発による爆風圧、破片の飛散）、LNG タンクの災害、防油堤等からの石油類の海上流出及び防油堤火災からの延焼拡大について、定性的な影響評価を行った。

#### (1) 可燃性高圧ガスタンクの爆発による災害

可燃性高圧ガスタンクが BLEVE により爆発した場合には、ファイヤーボールによる放

射熱、蒸気雲爆発による爆風圧及び破片の飛散により、特別防災区域外へ影響が及ぶ可能性がある。

#### (2) LNG タンクの災害

LNG タンクにおいて、ロールオーバーなどにより急激に LNG が気化することでタンク内圧が上昇し、脱圧に失敗して屋根部損傷に至り、その後着火してタンク全面火災となった場合には、放射熱により、特別防災区域外へ影響が及ぶ可能性がある。

なお、北陸電力株式会社富山新港火力発電所では、このような事態が発生しないよう、ロールオーバーの発生防止対策がなされ、フレアスタックでのガス放出や安全弁による脱圧ができる設備となっていること、かつ、安全弁には100%の予備を備えており、多重の対策がとられている。

#### (3) 防油堤等からの石油類の海上流出

タンク等から石油類が大量に流出し、防油堤や流出油等防止堤が地震や液状化の影響で大きく損傷した場合には、流出油は事業所外の陸上あるいは海上に拡大していく可能性がある。また、流出油等防止堤が健全であったとしても、油が排水溝を通過して海上へ流出する可能性もある。

#### (4) 防油堤火災からの延焼拡大

タンク等から石油類が大量に流出して、それが引火点の低い第1石油類であった場合には、着火して広範囲に広がる火災につながる可能性がある。

## 第6章 災害予防対策

### 第1節 特定事業所の予防対策

特定事業者は、保安関係法規を遵守するとともに、安全対策の樹立について創意工夫して、総合的予防対策を積極的に推進するものとする。

#### 1 保安管理組織の整備、拡充

全従業員が安全第一の立場に徹するとともに各種、保安対策を円滑に実施するため危険物保安監督者等の適正な配置及び保安担当部門の強化等により保安確保の自律的機能が発揮できるよう保安管理組織の整備、拡充を図る。

#### 2 施設・設備の保守管理の徹底、見直し

定期的及び随時に施設・設備の点検及び検査を行うとともに、その方法及び箇所の見直し、施設・設備への防食措置の実施や更新スケジュールの見直しなど、保守管理を徹底するとともに、その見直しに努める。

#### 3 教育訓練の強化

災害原因の多くは、従業員のミスオペレーションや異常事態に対する判断、対応の誤りにあることにかんがみ、作業基準及び災害発生時の応急処置要領等の周知徹底及び見直し、安全技術の修得等に力点を置く教育訓練を強化するとともに異常事態に即応できるような応急措置訓練の実施に努める。

#### 4 基準、諸規程類の整備

基準、諸規程類が科学技術の進歩や設備の複雑化に対応するよう定期的に整備するとともに特にスタートアップ、シャットダウン時及び異常事態における作業標準等をきめ細かく整備し従業員に対し、周知徹底を図る。

#### 5 安全運転管理の強化

運転管理限界の明確化、異常時の処理ができる体制（内外の連絡系統の明確化を含めて）の整備、指揮命令系統の明確化等とともに、ダブルチェック、指差呼称、報告確認等の励行による安全作業体系の整備、強化を図る。

#### 6 保安設備の整備、強化

設備安全機構、異常事態早期発見システム、情報伝達システム、事故等の拡大防止設備及び保安関連ユーティリティ等の保安設備の設置について整備強化を図る。

なお、異常事態早期発見システムについては、夜間・休日等の人員が少ないときにおける運転監視に支障がないこと、情報伝達システムについては、災害が発生している状況下でも機能することなど、システムの機能性を確保するための基本的な要件が満たされているかを確認する。

また、事故等の拡大防止設備として、10,000k1未満の特定屋外タンクについて緊急遮断装置の自主的な整備に努めるとともに、その起動装置等については、常に従業員のいる場所に設置するなど、非常時に迅速な対応を可能とする措置を検討する。

## 7 保安設備の保守管理の徹底、見直し

緊急遮断設備、移送設備、散水設備、消火設備等の保安設備や防油(液)堤及び流出油等防止堤について、災害時に支障なく機能するように定期的及び随時に点検及び検査を行うとともに、その方法及び箇所の見直しや更新スケジュールの見直しなど、保守管理を徹底するとともに、その見直しに努める。

## 8 有毒性物質対策の強化

防災活動の困難性にかんがみ、有毒性物質等に係る緊急遮断装置の設置、各種計測器（ガス検知、警報器を含む）の充実、除害装置の強化、タンク等の容量の制限及び保安法規を補完する厳正な設備の設置等保安対策の強化を図る。

また、毒性ガスの拡散に備えて、風向・風速等の気象条件を直ちに確認できる体制を整える。

## 9 保安環境の整備等

空地及び保安距離の確保並びに耐火防爆構造の採用や塀の設置等保安環境の整備に努めるとともに、災害の影響が事業所外や特別防災区域外に及ぶ場合に備えて、迅速な情報提供による影響の回避などの対策を事業所間で協議する。

また、着火源を特定し、着火防止策に努める。

## 10 海上流出対策

海上流出事故の発生・拡大防止のため、風速等の気象条件が急変したときの入出荷の停止、入出荷中の監視体制の強化及び入出荷時のオイルフェンスの展張などの対策の強化に努める。

## 11 自然災害の予防対策

### (1) 地震時（短周期地震動）の予防対策

#### ア 施設の耐震性強化等

施設の基準適合の状況や維持管理の状況を含め、耐震性能、液状化の可能性等の確認を行うとともに、タンク本体、防油(液)堤及び配管等の耐震強化に努める。

特に、準特定屋外タンクについて、内容物の危険度や貯蔵量等による優先度を考慮しながら、技術基準への早急な適合に努める。

#### イ 保安設備の信頼性向上等

保安設備の駆動源が地震時に喪失しないように、可能な限り非常用電源等の整備に努めるとともに、点検及び検査の徹底、見直しを行う。

また、緊急時遮断設備など停電時に安全側に作動する設備、非常用電源等によって作動又は作動不能な設備を把握するとともに、停電時においても災害を局所化するための対応マニュアルの作成及び定期的な訓練の実施に努める。

## (2) 地震時（長周期地震動）の予防対策

### ア 液面管理及び浮き屋根の損傷防止対策の検討

液面揺動高さの見直しと液面の低下措置、液面揺動に伴う浮き屋根と設備等との衝突防止対策を検討する。

### イ 浮き屋根式屋外タンク等の技術基準への適合促進

耐震基準及び技術基準に未適合の浮き屋根式及び内部浮き蓋式屋外タンクについて、早急な適合に努めるとともに、浮き屋根式タンクについては、耐震基準適合までの応急対策として、浮き屋根の浮き室に浮力体の挿入を検討する。

また、浮き機能の強化、雨水配管への遮断弁の設置などその他の技術基準への適合に努める。

### ウ 防災対応力の把握

想定を超えるスロッシングや同時多発災害の発生した場合を考慮して、現計画の防災力によりどこまで対応が可能かを明確にし、個別のタンクの特性を考慮した具体的な対策を検討する。

## (3) 津波の予防対策

定期的及び随時に、津波を防ぐための施設・設備の点検・検査の実施に努めるとともに、津波の発生を念頭に置いた応急措置を予防規程に明記し、施設・設備・機器を迅速に停止するためのマニュアル整備を図る。

また、10,000k1未満の特定屋外タンクについて、遠隔操作可能かつ停電時に作動可能な緊急遮断弁の整備に努めるとともに、重要設備のある建屋の水密対策や、制御装置等の防水対策に努める。

## 1 2 大規模災害の予防対策

石油類の防油堤外さらには事業所外への流出拡大や、石油類及び可燃性ガスの火災・爆発が隣接施設を損傷してさらなる爆発・火災を誘発して拡大していくような大規模災害に備えて、その影響の大きさや必要な対応力を把握し、緊急対応や応援体制、隣接事業所への連絡体制の確認・検討を行う。

石油類が大量に海上に流出・拡大する場合は、事業所、伏木海上保安部及び消防機関等が協力して防除を行う必要があるため、災害拡大時の対応や関係機関の連携体制を確認し、円滑な対応が可能となるように備える必要がある。

## 1 3 下請事業所等に対する保安管理の強化

特定事業所内において作業をする下請事業所等の従業員に対し、計画的な教育訓練の実施、作業標準等の周知徹底、作業指示の内容の明確化、指示系統の一元化及び作業時の立合励行等保安管理の徹底を図る。

## 第2節 防災関係機関等の予防対策

防災関係機関等は、特定事業所に係るそれぞれの保安関係法規に基づき、他機関と密接な連携を保ちながら予防対策を積極的に推進するものとする。

### 1 保安関係法規の周知徹底

防災関係機関等は、それぞれが所掌する保安関係法規について、説明会を開催し、その周知徹底を図るものとする。

### 2 保安関係法規の運用

防災関係機関等が所掌する保安関係法規の運用をめぐる問題点については、防災関係機関等は相互に密接な連絡、調整を行い、必要に応じ防災本部内に協議の場を設定するものとする。

### 3 合同査察の実施

防災関係機関等は、定期若しくは不定期に合同査察を実施し、総合的な保安診断を行うものとする。

### 4 災害事例の紹介

防災関係機関等は、積極的に災害事例等を収集し、特定事例所に紹介する等類似災害防止に努めるものとする。

## 第3節 危険物等関係施設の保安対策

### 1 行政機関の指導方針

#### (1) 中部近畿産業保安監督部

ア 第1種事業所等に係る現地調査及び工事完了後の確認並びに特定事業所に対する立入検査を通じて保安の確保を推進する。

イ 特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言又は指導を実施する。

ウ 法に基づく必要資機材又は資金のあっせんを行う。

#### (2) 富山労働局

ア 安全管理体制の整備の充実を図るとともに設備等の定期的な点検、補修が十分に実施されるようにする。

イ 点火源対策を徹底させるとともに設備の内部を不活性ガス（窒素ガス等）で置換させる等設備の本質的安全化を図る。

ウ 爆発、火災が発生した場合には、直ちに緊急対策が講じられるようにする等その被害を最小限にする対策の充実強化を図る。

エ 爆発、火災の原因を十分に究明し、再発防止のために必要な対策を講じさせるとともに、県下の類似の企業にも同種の再発防止対策を講じさせる。

#### (3) 県くすり政策課

ア 「毒物及び劇物取締法」の遵守並びに関連基準の周知徹底を図る。



イ 毒物・劇物の管理、責任体制の確立を図る。

(4) 県環境保全課

ア 高圧ガス保安法に基づく保安検査や立入検査を実施し、法の遵守徹底を図る。

イ 保安防災設備の充実強化を指導し、災害予防対策の推進を図る。

ウ 高圧ガス保安講習会の開催や高圧ガス保安推進検討会による保安診断の実施を通じて、保安技術の向上及び保安意識の高揚を図る。

エ 富山県高圧ガス安全協会、富山県高圧ガス地域防災協議会等の関係団体を支援し、自主保安活動の推進を図る。

(5) 市消防機関（富山市、高岡市、射水市）

ア 法及び消防法の遵守と災害予防対策の充実強化を行う。

イ 自衛（共同）防災規程の充実及び防災規程等に基づく防災対策の推進を行う。

ウ 危険物等の危険度に応じた応急対策の研究と各種保安規程へ反映する。

エ 危険物施設に対する定期的立入検査及び防災診断を実施し、自主基準の確立を図る。

## 2 特定事業所の保安対策

### (1) 日本海石油株式会社

#### ア 安全設計

(ア) 機器（槽、ポンプ等）配管、加熱炉、構造物の材料及び設計の基準

a 下記の諸法規に基づき設計を行う。

消防法、建築基準法、ボイラー・圧力容器構造規格

b 法規制のないものは、下記の規格、基準に基づく。

日本工業規格、石油学会規格、自社基準、メーカー基準

(イ) 設計及び設計変更時における防災上配慮している事項

a 耐震性、耐風圧強度、熱膨張並びに熱応力、降雨降雪、耐食性、静電気対策、作業性、保全の容易さ及び防災活動の容易さ等を考慮し、十分安全であるように設計する。

b 電気設備については、施設内に設置されているものは、「工場電気設備防爆指針」による耐圧防爆構造または安全増防爆構造のものを採用する。

(ウ) 貯槽の安全設計

a 基礎、地盤の改良は、パイプロコンボーザー工法によるサンドパイル打込みを行う。

b 貯槽本体の材料及び設計は、消防法、圧力容器構造規格、日本工業規格等に基づいて行う。

c 法規制のないものにあつては、自主基準に基づき安全性を十分考慮して設計する。

#### イ 運転の安全性

(ア) 災害波及防止の為の安全設計

危険物等の漏えい及び火災等の災害を局限化するために次のような設備を設ける。

- a 移送取扱所に地震計及び遮断弁の設置
- b 装置をブロック化するための遠隔操作弁の設置
- c 10,000kl以上の石油タンクに漏油検知器の設置
- d 敷地周囲及び貯蔵施設との間に流出油防止堤の設置
- e 10,000kl以上の石油タンクにタンク冷却散水設備の設置
- f タンク間の緊急シフトラインの設置
- g 油回収用のバキューム車の備え付け

(イ) 動力等停止時の混乱防止対策

- a 常用電源と予備電源をもうけ、常用電源が停電になった場合は非常用電源に切替わる。(但し、出荷設備その他は選択給電する。  
さらに、非常用電源が停電となった場合においても主に非常照明、計器に非常電源(自家発電及び蓄電池)より自動的に給電される。
- b 消防ポンプ、タンク冷却散水ポンプ等は、停電を考慮してディーゼルエンジン駆動機も備える。

(ウ) 誤操作防止対策

- a 主要バルブ等に係る配管には流体名、行き先を明示し、カラーバンド及び矢印で表示する。
- b 保安上重要なバルブで通常操作しないものにあっては施錠、開閉等の札がけ表示を行う。
- c 重要な操作を行う場合は、現場と計器室で無線機等を使用して逐一連絡を行うと共に操作後は必ず責任者に報告するよう義務付ける。
- d 非正常作業及び重要な作業については作業指示書、図面等により確認を行う。
- e 停電時でも非常用ディーゼル発電機によって非常照明を確保し、バルブ操作等には支障がないようにする。

(エ) 着火源に対する処置

- a 貯蔵施設地区には流出油防止堤を設けて危険物等の流出時には着火源と隔離できるようにする。
- b 静電気対策としては、従業員には静電作業服、静電安全靴を着用させ人体帯電の防止を図る。また、タンクには除電棒を設け人体帯電の除去を図ると共にサンプリング紐も導電性の物を使用する。
- c 危険物を貯蔵、取扱う場所に設ける電気設備は、「工場電気設備防爆指針」に基づき防爆構造のものを採用する。
- d 一方、作業面においては、火気を臨時に使用する場合は許可制を採っており、みだりに火気を使用することを禁止する。

なお、火気を使用する場合は、消火器を配置し、付近をガス検知して警戒員立合いのもとで作業を行う。

#### ウ 被害の局限対策

##### (ア) 配置（レイアウト）

敷地のレイアウトは、民家から遠い位置に移送施設地区、用役施設地区を、続いて貯蔵施設地区を、民家から近い位置に事務管理施設地区を配置し、事務管理施設地区の民家側には約 50mのグリーンベルトを設け緩衝地帯とする。

##### (イ) 危険物等の流出拡大防止対策

- a 移送取扱所には、緊急時に操作する遮断弁を設ける。
- b タンクからの漏えいに対しては、タンクヤード外へ流出しないよう防油堤や防液堤を、その排水管には完全密閉のゲートを設ける。

さらに工場周辺には、高さ 1 mの流出油防止堤が約 4,335m、貯蔵施設地区に高さ 80cm の流出油防止堤が設けてあり、構外への流出を防止する。

- c 流出油防除資機材としてオイルフェンス、油処理剤、吸着マット、移送ポンプ、バキューム車、オイルフェンス展張船等を配備する。

#### エ 保安管理

##### (ア) 工事等の安全管理

- a 工事業者等が構内で作業を行う場合は、作業員に対して入門安全教育を実施し、安全作業の徹底を図る。

また、工事を行う前には、施設管理部門、工事部門の二者が安全対策等を協議し、それぞれの部門が必要な安全措施を行う。

- b 工事にあたっては、二者が立合い安全確認を行った上で作業を開始している。特に火気を使用する場合には、付近のガス検知を行い消火器を配備し、警戒員立合いのもとで行う。

- c 工事完了後は、工事部門で工事の内容を確認し、施設管理部門へ完了通知し、施設管理部門は、今一度工事内容及び安全確認を行い使用を開始する。

なお、使用開始は、作業指示書により指示し、重要な操作及び確認は複数で行う。

##### (イ) 保安教育訓練

当社の保安教育訓練は、保安教育訓練年間計画に基づき職場内教育訓練、社内教育訓練及び社外教育訓練の 3 本柱で実施し、保安・防災に対する意識の向上や知識の向上を図る。

職場内教育訓練については、年度の初めに各職場及び常駐協力会社毎に仕事の内容に応じて計画を立てて、それに基づいて教育訓練を実施する。

社外教育訓練については、講演、講習、訓練、資格取得の受験に積極的に参加させ

るようにする。

また、危険予知活動やヒヤリハットによる先取り安全にも全社的に取り組む。

## (2) 北陸電力株式会社富山火力発電所

### ア 安全設計

#### (ア) 機器、配管、加熱炉、構造物の材料及び設計の基準

電気事業法、消防法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法、建築基準法、労働安全衛生法

J I S、J E C、A P I、A N S I 規格

鋼構造設計規準、労働安全衛生法関係「工場電気設備防爆指針」電気技術規程火力編「燃焼設備規程」

#### (イ) 設計及び設計変更時における防災上配慮している事項

下記の事項について、上記の法令、規格、指針によるほか災害事例等を考慮して行う。

- a 配置……………災害波及防止、空地及び通路の確保を考慮
- b 強度……………地震、風圧、積雪荷重等の考慮
- c 耐久性……………腐食、経年劣化等の考慮
- d 運転保守………点検、操作、作業性等の考慮

#### (ウ) 貯槽の安全設計

- a 貯槽の基礎は大型タンクではパイロコンポーザー工法により地盤改良をしている。小型タンクについてはP C 杭支持、鉄筋コンクリート基礎を採用する。
- b 貯槽本体の材料及び設計は、消防法、高圧ガス保安法及びJ I S、A P I 規格に基づいて行う。

### イ 運転の安全性

#### (ア) 災害波及防止のための安全設計

危険物の貯蔵取扱設備における地震時及び保安動力源喪失の場合の災害波及防止のための安全設計は次のとおりである。

- a 貯油タンク受入配管には、液面高さ圧力による流出防止のための逆止弁を設置する。
- b 圧力調整弁は制御空気圧が喪失した場合、安全方向に作動する方式及び構造のものを採用する。
- c 電磁式遮断弁等は、電源が喪失した場合安全方向に作動する方式及び構造のものを採用する。

#### (イ) 動力停止時の混乱防止対策

ユニットの安全停止と被害防止、早期再起動に必要な計装用、制御空気用、通信設備用、消防設備用、加圧送水装置、保安照明等の電源確保のため蓄電池及びディーゼル発

電機を設置する。

蓄電池 200Ah(1号),1100Ah(3,4号)

発電機 460V×314A×250KVA×1台,460V×628A×500KVA×1台,

(ウ) 誤操作防止対策

- a 配管、バルブ及び消防用設備等については、富山県消防長会運用基準、高圧ガス保安法、JIS等により色別、流れ方向及び開閉表示する。
- b 緊急時に使用するバルブ等は、「緊急時閉止」等の表示をして区別する。
- c 配管系統表示板を制御室に設置し、誤操作を防止する。
- d バルブは地上より操作し易い位置に配置するか又は架台、踊場等に設置し操作を容易にする。
- e その他誤操作防止対策
  - (a) 重要弁の施錠実施
  - (b) 操作票による機器の起動、停止及び弁の開閉操作の実施
  - (c) 弁の開閉を明確にするため、タブレットの採用
  - (d) 操作基準を作成し思いつき操作の排除

(エ) 着火源に対する処置

- a 危険物施設の電気設備は、電気設備に関する技術基準、工場電気設備防爆指針、燃焼設備規程等に基づき、耐圧、防爆構造等を採用する。
- b 危険物の貯槽、配管及び機器は静電気対策として保安接地する。又、これらの場所の入口には、車両接地装置、人体アース、チェーンを設置する。なおこれらについては、定期的に接地抵抗測定を実施する。

ウ 被害の局限対策

(ア) 配置

発電所外周に、野球場、緑地等の緩衝地帯を設置する。

(イ) 危険物等の流出拡大防止対策

- a 貯油タンクの第1弁は、遠隔操作方式とする。
- b 各タンクごとに漏油検知器を設置し、中央制御室に警報装置を設置する。
- c 構外への流出防止対策として、流出防止堤を設置するとともに土のうを常備する。
- d 発電所の排水は、1箇所を集め構内出口部には遮断弁の設置と土のうを配備する。
- e 排出油の排除のため、吸着マット、油処理剤、タンク間移送ポンプ及び水中ポンプ等を配置する。

エ 保安管理

(ア) 工事等の安全管理

- a 工事中の火気の管理は、発電所内の「予防規程」及び「構内規制指針」により規制

する。

- b 作業前後の安全を確認するため、運転担当と作業担当で十分に協議し、必要な安全対策を行い工事にあたり、完了後は運転担当が工事の内容を確認して使用を開始する。
- c 工事等に伴う関連部門との連絡調整は、「作業手続要領」に基づき確実に実施する。
- d 工事業者との連絡調整は、工事担当課が保安防災担当を交えて工事前及び工事期間中は定期的に行うとともに協力会社安全衛生推進協議会を通じても行う。

(イ) 保安防災教育訓練

保安、防災に対する意識の向上及び知識の習得をはかるため、年間教育訓練計画を作成し、実施する。

(3) 富山港湾運送株式会社ケミカルセンター

ア 安全設計

(ア) 機器、配管、構造物の材料と建設基準

a MMA

消防法、労働安全衛生法関係「工場電気設備防爆指針」、建築基準法、電気設備技術基準、J I S等

(イ) 貯槽の安全設計

a MMA

貯槽本体の材料と設計は、上記関係基準に基づき設計する。

イ 運転の安全性

(ア) 災害波及防止のための設計

a MMA

タンク並びにローリー出荷場所に散水設備を取付けるとともに屋外消火栓を設置する。

(イ) 誤操作防止対策

a MMA

(a) 配管には識別記号を定め、流れ方向、流体記号の標示を行う。

(b) バルブは開閉方向表示付を採用する。

(c) 操作手順の表示（泡消火設備）を行う。

(ウ) 着火源に対する処置

a MMA

(a) 静電気対策

・管内流速の制限を行う。

・アース設備（配管、機器、車両、人体）を設ける。

(b) その他

・防爆場所を表示し、火気の制限を行う。

- ・電気設備は防爆構造品を採用する。

#### ウ 被害の局限対策

##### (ア) 危険物等の流出拡大防止対策

###### a MMA

- (a) 防油堤容量は消防法に準拠する量とする。
- (b) 防油堤内排水バルブは開閉表示付とする。
- (c) 構内の海側には土のう積を行う。
- (d) 油分離槽を設置する。
- (e) オイルフェンスを準備する。
- (f) 排水油の排除として、オイルキャッチャーを準備する。

#### エ 保安管理

##### (ア) 工事等の安全管理

- a 工事中の火気管理については、自社基準より、十分なる安全確認に基づいて実施する。(ガス検知、立合、遮へい等)

##### (イ) 保安教育訓練

- a 保安、防火に対する意識の向上と習得を図るために定期的に社内教育及び防災訓練を実施する。
- b 社外における講習会、講演会及び防災訓練等に積極的に参加する。
- c 従業員に対し、必要な資格を修得するよう積極的に努める。

#### (4) 竹中産業株式会社富山港油槽所

##### ア 安全設計

##### (ア) 機器、配管、加熱炉、構造物の材料及び設計基準

消防法の技術基準、建築基準法、ボイラー及び圧力容器安全規則、労働安全衛生法関係「工場電気設備防爆指針」等

##### (イ) 設計及び設計変更時における防災上配慮している事項

防災活動上有効な敷地を確保するため、タンク等の設置にあたってはレイアウトに留意する。

##### (ウ) 貯槽の安全設計

- a 基礎、地盤の改良は締固め法で行う。
- b 貯槽本体の材料及び設計は消防法に基づき設計する。
- c 貯槽の保温についての配慮
  - (a) 雨水の侵入防止及び水切に留意し、天板と側板の保温を切り離すこと。
  - (b) 側板最下部の保温を排除し、腐食防止と点検、補修をしやすようにする。

##### イ 運転の安全性

(ア) 災害波及防止のための安全設計

a 法規に基づく消火器、消火設備の他第4種消火器ABC粉末50型（車積載式）可搬式小型動力消防ポンプ（35Hp 揚程70m 吸管ホースノズル等）一式を自主設置する。

b 電気設備

(a) 漏電警報器の設置

(b) 気中開閉器の設置（オイルレス化）

(c) 燃料移送ポンプ及び熱油循環ポンプのインターロック回路設置

(d) 重油出荷ポンプのスイッチ設置場所の複雑化（3ヶ所）

(イ) 動力等停止時の混乱防止対策

a ボイラー関係

(a) 自動運転時に停電した場合、運転停止し復帰は手動による。

(b) 地震発生時等の揺れを感知し、ボイラー本体の自動停止装置を設置

(ウ) 誤操作防止対策

a 元バルブ、中間バルブ等重要なバルブは朱色塗装により区別する。

b 消火配管の選択弁に番号標示をする。

(エ) 着火源に対する処置

電気設備に防爆構造を採用する。

ウ 被害の局限対策

(ア) 配置（レイアウト）

危険物の特性を考慮し危険物と準危険物施設をグループ化し、ドライブウエーで隔離する。

(イ) 危険物等の流出拡大防止対策

a 構外流出防止対策として敷地境界線に流出防止壁を設置するとともに道路側は側溝閉鎖用土のうを常備する。

b 排水油の排除として吸着マット、油処理剤、移送ポンプを常備する。

エ 保安管理

(ア) 工事等の安全管理

a 工事中の火気管理については、予防規程により消火器の配備、立会等により安全を確認して作業を行う。

b 作業前後における安全確認については、保安監督者と工事関係者が十分に協議し、必要な安全対策を行い工事を実施、完了後は工事の内容を確認する。

c 保安点検の実施及び補修管理の励行（点検順路の設定及び点検記録の記入）

(イ) 保安教育訓練

保安、防災に対する意識の向上や知識の習得を図るため、予防規程、自衛防災規程等



に基づき、定期的及び随時を実施する。また、社外での講演、講習、訓練等に積極的に参加する。

#### (5) 北陸電力株式会社富山新港火力発電所

##### ア 安全設計

###### (ア) 機器、配管、加熱炉、構造物の材料及び設計の基準

電気事業法、消防法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法、建築基準法、労働安全衛生法、J I S、J E C、A P I、A N S I 規格

鋼構造設計規準、労働安全衛生法関係「工場電気設備防爆指針」、電気技術規程火力編「燃焼設備規程」

###### (イ) 設計及び設計変更時における防災上配慮している事項

下記の事項について、上記の法令、規格、指針によるほか災害事例等を考慮して行う。

- a 配 置……災害波及防止、空地及び通路の確保を考慮
- b 強 度……地震、風圧、積雪荷重等の考慮
- c 耐 久 性……腐食、経年劣化等の考慮
- d 運転保守……点検、操作、作業性等の考慮

###### (ウ) 貯槽の安全設計

- a 貯槽の基礎は、大型タンク（油）では、鋼管杭工法、バイプロコンポーザ工法及びバックドレン工法で地盤改良後、プレロードによる圧密沈下を行う。

LNGタンクは、サンドコンパクションパイル工法とバイプロコンポーザー工法で地盤改良後、打撃工法により鋼管杭を打設する杭基礎構造とする。

小型タンクは、PC杭支持鉄筋コンクリート基礎を採用する。

- b 貯槽本体の材料及び設計は、消防法、高圧ガス保安法の規準及びJ I S、A P I の規格に基づくこと。

##### イ 運転の安全性

###### (ア) 災害波及防止のための安全設計

危険物の貯蔵取扱設備における地震時及び保安動力源喪失の場合の災害波及防止のための設計は、次のとおりである。

- a 貯油タンク受入配管には液面高さ圧力による流出防止のための逆止弁を設置する。
- b 圧力調整弁は制御空気圧が喪失した場合、安全方向に作動する方式及び構造のものを採用する。
- c 電磁式遮断弁等は電源が喪失した場合、安全方向に作動する方式及び構造のものを採用する。

###### (イ) 動力停止時の混乱防止対策

ユニットの安全停止と被害防止、早期再起動に必要な計装用、制御空気用、通信設備

用、消防設備用、加圧送水装備用、保安照明用等の電源確保のため蓄電池及びディーゼル発電機等を設置する。

蓄電池 1200A h(1,2号),2000A h(3号),2500A h(4号),3500A h(5号)

発電機 440V×656A×500KVA×1台,460V×1004A×800KVA×1台

6600V×109.5A×1250KVA×1台,6900V×167.4A×2000KVA×1台

ディーゼル駆動消火ポンプ 400t/h×100m×240ps×1台,340t/h×110m×280ps×1台

2000t/h×100m×1330ps×2台,96t/h×75m×75ps×2台

#### (ウ) 誤操作防止対策

- a 配管、バルブ及び消防用設備等については、富山県消防長会運用規準、高圧ガス保安法、J I S等により色別、流れ方向及び開閉表示をする。
- b 緊急時に使用するバルブ等は、「緊急時閉止」等の表示をして区別する。
- c 配管系統表示板を設置し、誤操作を防止する。
- d バルブは地上より操作し易い位置に配置するか、又は架台、踊場等に設置し操作を容易にすること。
- e その他誤操作防止対策
  - (a) 重要弁の施錠実施
  - (b) 操作票による機器の起動、停止及び弁の開閉操作の実施
  - (c) 弁の開閉を明確にするためタブレットの採用
  - (d) 操作基準を作成し思いつき操作の排除

#### (エ) 着火源に対する処置

- a 危険物施設等の電気設備は、電気設備に関する技術基準、工場電気設備防爆指針、燃焼設備規程に基づき耐圧防爆構造等を採用する。
- b 危険物の貯槽、配管及びこれを取扱う機器は、静電気対策として保安接地をする。又、これらの場所入口には、車両接地装置、人体アースチェーンを設置する。なお、これらについては、定期的に接地抵抗測定を実施する。
- c 車両等のエンジン排気口には、火の粉飛散防止のためスパレスター又は金網の取付を規定する。

#### ウ 被害の局限対策

##### (ア) 配 置

住宅敷地境界と貯槽施設との間に築堤緑地し、水膜設備、空地及び防災道路を設置し、さらに敷地境界に近い側に引火点の高い貯油タンクを配置する。

##### (イ) 危険物の流出拡大防止対策

- a 貯油タンクの第1弁は、遠隔操作方式とする。
- b 各タンクごとに漏油検知器を設置し、中央制御室及び防災センターに警報装置を設

置する。

- c 周辺火災時の輻射熱から設備を守るため、各大型タンクごとに散水装置を設置する。
- d LNGタンク内圧が上昇し、屋根部損傷に至らないよう、脱圧のためにフレアスタック、安全弁（100%予備含む）を設置する。ロールオーバーの発生防止のため、ジェットミキシングノズル等を設置する。
- e 発電所構外への流出防止のため敷地周囲に築堤し、構内入口道路の嵩上げ及び復水器冷却水放水路等の開口部の嵩上げを行う。
- f 発電所の排水は、1箇所に集め構内出口箇所に遮断弁の設置と土のうを配備する。
- g 排出油排除のため、吸着マット、油処理剤、油回収車、CPIオイルセパレーター（移動式）等を配置する。

#### エ 保安管理

##### （ア）工事等の安全管理

- a 工事中の火気の管理は、発電所の「予防規程」及び「構内規制指針」により規制する。
- b 作業前後の安全を確認するため、運転担当と作業担当で十分に協議し、必要な安全対策を行い工事にあたり、完了後は、運転担当が工事の内容を確認して使用を開始する。
- c 工事等に伴う関連部門との連絡調整は「作業手続要領」に基づき、確実に実施する。
- d 工事業者との連絡調整は、工事担当が保安防災担当を交えて工事前及び工事期間中は定期的に行うとともに、安全推進協議会を通じても行う。

##### （イ）保安教育訓練

保安、防災に対する意識の向上及び知識の習得をはかるため、年間教育訓練計画を作成し、実施する。

#### （6）出光興産株式会社伏木油槽所

##### ア 安全設計

##### （ア）機器、配管、加熱炉、構造物の材料及び設計基準

消防法の技術基準

労働安全衛生法関係「工場電気設備防爆指針」

建築基準法

JIS、API等の基準、自社基準

##### （イ）設計及び設計変更時における防災上配慮している事項

消防署の指導による。

##### （ウ）貯槽の安全設計

- a 基礎、地盤の改良は、杭支持法、締固め法（サンドパイル）を行う。

- b 貯槽本体の材料及び設計は消防法、J I S、自社基準に基づき設計する。

#### イ 運転の安全性

##### (ア) 動力停止時の混乱防止対策

保安照明用電源として非常用発電機、火災報知器電源として蓄電池を配置する。

蓄電池 定格 24V 165Ah/5HR

発電機 出力 41KVA 電流 12A 電圧 200V 115V

##### (イ) 誤操作防止対策

- a 配管、バルブ及び消防用設備等については自社基準等により色別、流動方向等を表示し実施する。
- b 緊急時に使用するバルブ等は、緊急時閉止の標示等の標示をして区別する。
- c タンク払出弁には緊急遮断装置を設置する。

##### (ウ) 着火源に対する処置

- a 静電気対策として、危険物を取扱う（機器、配管、貯槽）には、保安用接地をし構内入口及び危険場所入口には車両接地並びに人体アース等を行う。
- b 可燃性ガスが発生する恐れのある場所については、「工場電気設備防爆指針」に基づき電気設備の防爆構造を採用する。

#### ウ 被害の局限対策

##### (ア) 危険物等の流出拡大防止対策

- a タンクの払出元バルブには遠隔操作可能な緊急遮断装置を設置する。
- b 構外への流出防止対策としては、敷地境界フェンス基礎（G L +400～650）を設置するとともに、開口部出入口等附近には土のうを常備する。
- c 排出油の排除として、吸着マット、油処理剤、水中ポンプ、ローリーに接続可能な油回収器等を配置する。

#### エ 保安管理

##### (ア) 工事等の安全管理

- a 工事中の火気管理については、自社基準、消防指導によりガス検知を行い、消火器を配置し元負監督者、社内担当者立ち会いの上安全を確認して作業を行う。
- b 作業前後における安全確認については、工事作業当事者、同監督者、元負監督者、自社担当者、自社管理者その他関係者が十分に協議を行い、必要な安全対策実施後工事にあたり、完了後は使用前安全打合せ会実施後安全を確認の上使用を開始する。

##### (イ) 保安教育訓練

保安、防災に対する意識の向上、知識の習得を図るため定期的に支店、本社での保安教育及び防災訓練並びに油槽所での防災訓練を実施する。又、社外での講習、訓練等に積極的に参加する。

## (7) JXTGエネルギー株式会社伏木油槽所

### ア 安全設計

#### (ア) 機器、配管、加熱炉、構造物の材料及び設計の基準

消防法の技術基準

労働安全衛生法「工場電気設備防爆指針」

建築基準法

J I S、A P I の基準

#### (イ) 貯槽の安全設計

a 基礎地盤の改良はサンド締固め法を行う。

b 貯槽本体の材料及び設計は、消防法、J I S、A P I、自社基準に基づき設計すること。

### イ 運転の安全性

#### (ア) 誤操作防止対策

a 配管バルブ及び消防用設備等については、富山県消防長会運用基準及び自社基準等により色別、流動方向等を明示する。

タンク元、受入払出の各端末並びに共用バルブは、全て自動開閉装置を設置する。

b 毎日のタンク元バルブ開指し板を設置して誤操作を防止する。

c タンク受入時のタンク元及び受入端末バルブの開閉は、責任者に於いて立会点検を実施する。

d ローリー積込出荷は全てカードシステムで誤操作では積込は不能とする。

#### (イ) 着火源に対する処置

a 静電気対策として、機器配管貯槽には保安用接地しローリー積込ラックに車両接地装置、人体アース等を行う。

なお、これらについては定期的に接地抵抗を測定して確認する。

b 可燃性ガスが発生する場所については、「工場電気設備防爆指針」に基づき電気設備の防爆構造を採用する。

### ウ 被害の局限対策

#### (ア) 危険物等の流出拡大防止対策

a 構外への流出防止対策として開口部出入口附近に土のう500袋を常備する。

b 排出油の回収材並びに機器として吸着マット、油処理剤及び油回収機（スラープ）を配備する。

c 構内適所に油水分離槽を設置して流出を防止する。

### エ 保安管理

#### (ア) 工事中の安全管理

- a 工事中の火気管理については、自社規程「安全管理規程」によりガス検知、消火器の配備、火気使用許可立札責任者の立会指示等をして安全を確認して作業を実施する。
- b 作業前油槽所長、保安監督者は、作業日報に基づき工事責任者と工事内容につき十分協議し、また完了後は油槽所長が工事の内容を確認して使用を開始する。

(イ) 保安教育訓練

保安防災に対する意識の向上や知識の習得を図るため定期的、また随時すると共に社外での講習、講演、訓練等に積極的に参加する。

(8) 日産化学株式会社富山工場

ア 安全設計

(ア) 機器、配管、加熱炉、構造物の材料及び設計の基準

高圧ガス保安法の技術基準

消防法の技術基準

労働安全衛生法「工場電気設備防爆指針」

建築基準法

J I S、A S M E、J P I、D I Nの基準

「日本肥料アンモニア協会管理基準」

放射線障害防止法等による。

(イ) 設計及び設計変更時に於ける防災上配慮している事項

「日本肥料アンモニア協会管理基準」

「富山工場設計基準」等により行っている。又、災害事例等を参考として規格等の見直しを行う。

(ウ) 貯槽安全設計

- a 施工時における地盤改良法は基礎荷重が  $10 \text{ t/m}^2$  以下のものは締固め法により、以上のものは杭打工法による。
- b 材料及び設計に採用している基準は、高圧ガス保安法、「建築基準法」及び「富山工場設計基準」「J I S」「日本肥料アンモニア協会工事基準」「A P I」による。
- c 防油堤、防液堤の安全対策は、高圧ガス保安法、「建築基準法」及び消防法「屋外タンク貯蔵所の規則に関する運用基準」による。又、作業安全上階段及び照明を設置する。

イ 運転の安全性

(ア) 災害波及防止のための安全設計

- ・非常用ディーゼル発電機は、水平震度 0.3G に耐える設計
- ・蓄電池は耐震木台又はキュービクルに内蔵

(イ) 動力等停止の混乱防止対策

- ・計装用電源、消防用設備用水、緊急冷却用水ポンプ電源
- ・計装用圧縮空気用電源、計装用圧縮空気だめ
- ・保安照明用電源等を設置する。

(ウ) 誤操作防止対策

- a 色別、流体の流れ方向及びバルブ開閉の表示については、「富山工場設計基準」、「富山県消防長会運用基準」等により実施する。
- b バルブは、地上より操作のし易い位置に配置するか又は架台、踊場等に設置し操作を容易にすること。またバルブの多いときはバルブボードにまとめて配列すること。
- c 緊急操作弁のハンドルを蛍光赤色に塗装すると共に「緊急時閉止」等の標示をする。
- d 間違い易い配管については、バルブの名称標示、配管標示により誤操作を防止する。
- e その他の誤操作防止については、次による。
  - (a) 弁の開閉操作禁止、許可制
  - (b) 弁の緊結（針金等）
  - (c) 有線、無線電話による操作の確認
  - (d) インターロック系の完備

(エ) 着火源に対する処置

- a 加熱炉、蒸発炉等の各塔の周囲には水配管され毎分7 L/m<sup>2</sup>の散水能力をもった水カーテンを設置する。
- b 静電気対策としては、機器、配管は静電接地を行い定期的に接地抵抗を測定する。
- c 電気設備の防爆構造の採用については、「工場電気設備防爆指針」に準拠する。

ウ 被害の局限対策

(ア) 配 置

- a 施設の配置
  - (a) 事 務 所 総合事務所は、工場正門に隣接しており、製造貯蔵施設より70m離れている。
  - (b) 管 理 施 設 製造部事務所、防災センター、環境安全室、車庫、品質保証室、材料科学研究所等は、事務管理施設地区に集中しており、製造貯蔵施設地区と区画分離している。
  - (c) 用 役 施 設 受電設備及び自家発電は、中央道路を隔て製造施設地より離れて安全なところに位置しており、発電機設備は耐火構造の建家に設置されている。
  - (d) 貯 槽 貯槽設備は、最も近い製造施設から30m、各製造施設と貯槽施設との地盤面はおおよそ水平なる処に位置している。
  - (e) 入出荷施設 入出荷施設は、構内通路（6～8m）構内専用線に面しており、一

般住宅地からも十分な距離を有している。

b 住宅等の保安対象施設に対する距離

一般住宅、自社アパートは、いずれも製造施設地区から 130m 離れている。

(イ) 危険物等の流出拡大防止対策

a アンモニア工場には、ブロック遮断装置が設置されており、尿素、メラミン工場等においては圧力調節弁、液面調節計を計器室で操作できる。また、ハイライト工場の液化塩素貯槽には、受入、払出配管に遮断弁が設置されており計器室で操作できる。

b 流出油対策としては、工場末端の排水処理設備（5,000 m<sup>3</sup>）に電動式緊急ゲートを有し、予備池（4,000 m<sup>3</sup>）にも設置している。なお、二次的には町揚水場のゲートで遮断し、処理剤等を利用して対処することができる。

c 排出油の排除設備としては、吸着マット、油処理剤、移送ポンプ、バキューム車等を有している。

エ 保安管理

(ア) 工事等の安全管理

a 工事中の火気管理については、工場内規「火気使用取締規則」により実施する。

b 作業前後における安全確認については製造側において、安全確認を行い、工事担当者の立ち会いにより作業に着手し、完了後は製造側の立ち会いにより、工事担当者より引渡しを行う。

c 工事等に伴う関連部門との連絡調整については、製造部門及び保安部門、その他関連部門と打合せを行い、連絡調整を実施する。

d 工事会社との連絡調整については、事前に工事に関し工事会社に説明を行い安全を確認する。

(イ) 保安教育訓練

a 保安教育訓練計画

「工場保安教育基準」に基づき集合教育を各現場ごとに実施し、記録を保存している。

また、機会あるごとに機会教育並びに新入社員、配転者の対象教育も行っている。

b 緊急時の操作教育訓練

社内、社外の教育を併用するとともに、設備ごとの災害想定訓練及び自衛防災隊の総合訓練を実施し、設備の新・増設時にも事故想定訓練を実施する。

c 新規採用者等の教育訓練

一般教育及び保安教育終了者は所属課で作業の難易度に応じて 3～6 ヶ月の基礎及び専門教育を行う。

d 管理者と従業員に対する教育訓練



新任基幹職教育、外部講習、職制連絡会、各種保安委員会等において、月1回以上実施する。

e 協力会社に対する教育訓練

随時監督者教育をするとともに、各種委員会に協力会社の監督者、従業員を参加させ、社員と同様に教育訓練を行う。

## 第4節 防災施設、設備及び防災資機材等の整備方針

特別防災区域に係る災害の防止に必要な防災施設、設備及び防災資機材等の整備については、次によるものとする。

### 1 特定事業者

特定事業者は、法で定める基準によるほか、自己の所有する施設の規模により態様別に災害を想定し、必要な防災施設、設備及び防災資機材を整備強化するものとする。

なお、配備の際は、事業所内の複数個所に分散するなど、消防車の事業所への侵入困難時や電源喪失時を想定した配備に努める。

### 2 防災関係機関

防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、必要な防災資機材等の整備強化を図るとともに、その保有状況等を常に把握し相互協力により、効率的な防災活動が実施できるよう努めるものとする。

## 第5節 自衛防災組織等

### 1 防災管理体制の整備方針

防災管理体制は、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法及び労働安全法に基づく予防規程、危害予防規程及び各種保安規程と法及び施行令等に基づく防災規程との一体制を図りながら、特定事業所の実態に即した防災管理体制の整備強化を図るものとする。

特に緊急時において迅速かつ的確な応急措置が実施できるよう、その組織、責任、権限等を明らかにしておくものとする。

### 2 防災管理者等の選任基準

(1) 防災管理者等の選任にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 防災管理者は、当該事業所における業務を統括管理する者をもってあてるものとし、一般的に所長、工場長又はその上位の取締役とする。

イ 防災管理者、副防災管理者のうち少なくとも1名は、事業所に常駐する体制とする。

ウ 副防災管理者は、当該事業所に勤務する職員のうち、順次職制最上位の者からあてる。

(2) 防災管理者等の選任状況は、次表のとおりである。

地区	事業所名	防災管理者	副防災管理者
富山	日本海石油㈱	1名（社長）	20名 総務部長、業務部長 ほか
	北陸電力㈱富山火力発電所	1名（所長）	8名 次長1名、発電環境課長1名、運営副課長1名、当直長5名
	富山港湾運送㈱ケミカルセンター	1名（所長）	
	竹中産業㈱富山港油槽所	1名（所長）	
新湊	北陸電力㈱富山新港火力発電所	1名（所長）	10名 次長1名、課長1名、当直長8名
伏木	出光興産㈱伏木油槽所	1名（所長）	7名 当直長7名
	JXTGエネルギー㈱伏木油槽所	1名（所長）	5名 所長代理 ほか
婦中	日産化学㈱富山工場	1名（工場長）	9名 環境安全室長 ほか

### 3 自衛防災組織

特定事業者は、当該特別防災区域に係る災害に対し、円滑かつ効果的な防災活動の実施を確保するため自衛防災組織を整備し、事業所内の危険度に応じた従業員の動員・配置等をあらかじめ定めておくものとする。この場合日常の職制を生かした、わかり易い組織編成を行うものとする。

#### (1) 組織の整備内容

- ア 責任体制、指揮命令系統及び所掌業務を明確にし、要員を適正に配置する。
- イ 夜間、休日等の連絡出動体制を明確にしておく。
- ウ 組織の編成及び所掌業務を明確にし、常に現状に即した組織編成を図る。
- エ 通報連絡体制を明確にする。
- オ 災害の態様に応じた応急措置基準、活動基準を明確にする。

#### (2) 整備資料

- ア 災害対策組織編成
  - (ア) 自衛防災組織図及び緊急体制移行時系列一覧表
  - (イ) 自衛防災組織職務分掌及び配置員一覧表
  - (ウ) 社宅、寮等緊急体制一覧表
- イ 電話不通時連絡動員方法
  - (ア) 企業内、企業外の連絡方法
  - (イ) 現場、対策本部間の連絡方法
  - (ウ) 社宅、寮呼出し方法
  - (エ) 協力会社等の呼出し方法
  - (オ) 車両、船舶、資機材等調達方法
- ウ 災害応急措置及び運転基準
  - (ア) 災害種別応急措置手順一覧表
  - (イ) 個人職位別行動基準及び班別（グループ別）活動基準
  - (ウ) 応急措置優先順位一覧表
- エ 地盤、施設、設備関係の注意箇所
- オ 避難及び連絡道路

(ア) 昼・夜間人員配置図（協力会社を含む）

(イ) 事業所内外の避難用道路見取図

カ 応急機材及び防災資機材等の配置図

#### 4 防災規程

特定事業所は、災害の発生防止のための措置、災害発生時の災害応急措置等について、必要な事項（法第18条）をできる限り詳細に定めるとともに、平素より防災要員はもとより、すべての職員に徹底し、職員1人ひとりのものとしておき、適格な実施を確保するものとする。

#### 5 共同防災組織

共同防災組織は、「自衛防災組織の業務の一部」を行うもので、自衛防災組織の業務の全部を肩がわりするものでなく、自衛防災組織と無関係の別の組織でもない。各事業所の自衛防災組織と一体となって、その不足を補うものである。したがって、共同防災組織を設置する特定事業所の防災規程との適合性に特に留意して、実際に効果的に動き得るものでなければならない。

##### (1) 組織の整備内容

ア 構成事業所の自衛防災組織との連携、協力体制を明確にする。

イ 責任体制、指揮命令系統及び所掌業務を明確にする。

ウ 通報連絡、各社の出動、分担区分等を明確にする。

エ 災害の態様に応じた活動基準を明確にする。

##### (2) 整備資料

ア 構成事業所の施設、設備配置図（縮尺を同じにする）

イ       "       の防災施設等配置図       "

ウ       "       の排水系位置図       "

エ       "       の自衛防災組織編成図

オ 災害応急対策マニュアルの作成

カ 構成事業所への連絡系統図

#### 6 共同防災規程

共同防災規程は、法に定める必要な事項（法第19条）をできる限り詳細に定めるものとする。

なお、作成又は、変更にあたっては、各特定事業所の緊密な連絡のもとに定めるとともに特定事業所間の十分な納得の得られるものでなければならない。

#### 7 広域共同防災組織

富山県、新潟県、福井県内の直径3.4m以上の浮き屋根式タンクを有する特定事業所は、タンク火災の発生・拡大を防止することを目的に大容量泡放射システムを用いた防災活動を行うため、北陸地区広域共同防災組織（以下、「本広域共同防災組織」という）を設置する。その活動基準は法令に定めるもののほか、以下のとおりとする。

(1) 組織及び代表者等の職務

- ア 本広域共同防災組織の編成は、「第4章第4節1 特定事業所オ広域共同防災組織（富山地区、新湊地区）」のとおりとし、構成事業所の防災管理者の指揮のもとで防災活動を行い、消防機関が到着したときは、その指揮下で行動する。
- イ 本広域共同防災組織は、石災法第19条の2の規定に基づき、浮き屋根式タンクの全面火災に対応する防災資機材として、大容量泡放射システムを配備する。
- ウ 構成事業所は、大容量泡放射システムを用いた防災活動を行う統括防災要員及び防災要員を選任し配置するほか、大容量泡放射システムの設定等を補助する補助要員を配置する。
- エ 本広域共同防災組織の代表者は、平常時から構成事業所の防災管理者等から意見を聞き、組織の強化や適切な運営管理に努める。
- オ 統括防災要員は、防災管理者の指揮のもとで、大容量泡放射システムに係る防災活動を統括し、防災要員は、大容量泡放射システムを活用した防災活動に従事する。
- カ 本広域共同防災組織は、非常の場合、直ちに構成事業所と相互に連絡等が行えるようあらかじめ連絡系統や方法を定めておくほか、構成事業所は、対象となるタンクの警防計画や警防活動計画について常に現状に即したものに整備しておく。

(2) 大容量泡放射システムの整備及び点検

- ア 本広域共同防災組織は、その配備する大容量泡放射システムが法令の基準に適合するよう、整備計画を定め、維持管理するとともに、その大容量泡放射システムに係る保管施設及び大容量泡放水砲用屋外給水施設等について、整備計画を定め、維持管理する。
- イ 本広域共同防災組織は、大容量泡放射システムの機能及び性能を維持するため、点検要領を定めるとともに、維持管理計画及び点検計画を策定し、適切に点検する。
- ウ 点検の結果、不備、欠陥等を発見した場合は、点検実施者は、直ちに応急措置を実施し機能の維持を図るとともに、改修等の必要な措置を速やかに行う。
- エ 北陸地区広域共同防災組織は、大容量泡放射システムが故障や整備等により使用できないとき及びその代替措置をとる場合には、直ちに消防機関並びに構成事業所等に連絡する。

(3) 異常現象における対応

- ア 直径3.4m以上の浮き屋根式タンクの全面火災が発生したときは、発災した構成事業所（以下「発災事業所」）は、「第8章第7節図1 緊急時の通報連絡系統図」とおり通報、連絡する。また、同タンクの全面火災への発展が懸念される異常現象が発生した場合は、発災事業所は、本広域共同防災組織に移動待機の要請を行う。
- イ 上記の他、防災本部は必要と認める場合に、本本広域共同防災組織に移動待機の要請を行う。
- ウ 本広域共同防災組織は、あらかじめ大容量泡放射システムの搬送要領を定めるとともに、発災事業所の要請に基づき、大容量泡放射システムの円滑な搬送準備や搬送を行う。

エ 本広域共同防災組織は、あらかじめ大容量泡放射システムの設定要領を定め、発災事業所は、同要領に基づき、迅速に大容量泡放射システムを設定する。

## 8 広域共同防災規程

本広域共同防災組織が定める北陸地区広域共同防災規程は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第30条に定める必要な事項をできる限り詳細に定める。

なお、作成又は、変更にあたっては、広域共同防災組織を構成する各特定事業所の緊密な連絡のもとに定めるとともに特定事業所間の十分な納得の得られるものでなければならない。

## 9 特別防災区域協議会の設置

同一の特別防災区域内の特定事業者は、区域の防災を区域全体の問題として共同で検討し、協議するため、協議会を設置するものとする。

なお、協議会の行うべき事項は次のとおりとする。

### (1) 防災のための自主基準の作成

共同して災害の発生又は拡大の防止に関する自主的な基準を作成し、共通な事項について共同して研究協議を行う。

### (2) 防災技術の共同研究

災害の発生又は拡大の防止に関する技術を共同して研究し、その成果を発表する。

### (3) 職員の防災教育の共同実施

新入職員等に基礎的防災教育を共同して実施する。

### (4) 共同防災訓練

年1回、共同して防災訓練を実施する。

### (5) 協議会の設置にあたっては、所轄の消防機関の指導と助言を積極的に受けるとともに、その規約を当該市長及び防災本部長に提出するものとする。規約の変更があった場合も同様とする。

### (6) 協議会は、その活動結果を当該市長及び防災本部長に報告するものとする。

### (7) 地区共同防災協議会

#### ア 富山地区

(ア) 名 称 富山地区共同防災協議会

(イ) 設置年月日 昭和52年10月1日

(ウ) 構成事業所 4事業所

#### イ 伏木地区

(ア) 名 称 伏木地区共同防災協議会

(イ) 設置年月日 昭和52年11月15日

(ウ) 構成事業所 2事業所

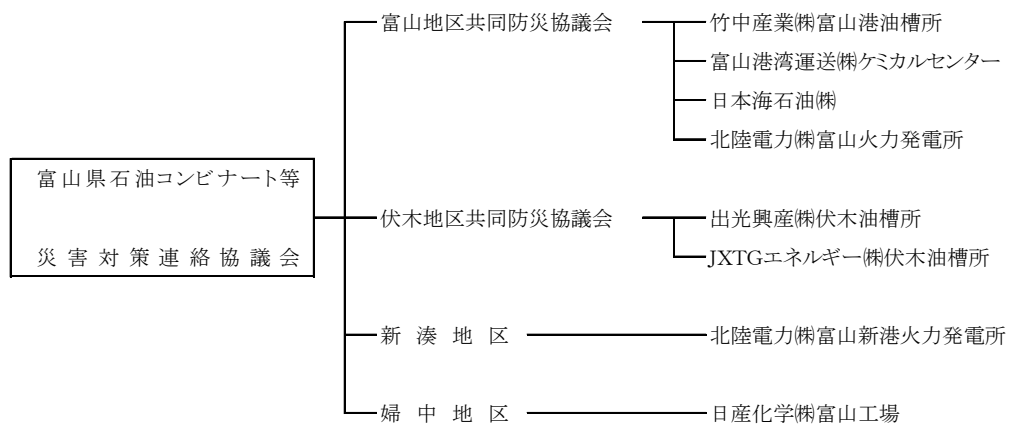
## 10 富山県石油コンビナート等災害対策連絡協議会

県内の特別防災区域に所在する特定事業者が、共通する災害時の相互援助及び防災教育・訓練の実施等の事項を調整し、防災体制を整備促進するため連絡協議会を設置した。

### (1) 業 務

- ア 災害を防止するための相互援助に関すること。
- イ 災害の発生又は、拡大の防止に関する共同研究及び教育の共同実施に関すること。
- ウ 総合防災訓練の実施に関すること。
- エ その他防災対策の推進に関すること。

### (2) 構 成



(3) 設置年月日 昭和55年4月17日

## 第6節 防災教育及び訓練

防災に関する必要な知識を普及するための教育及び災害が発生した場合において迅速かつ的確な応急措置を実施するための防災訓練については、次によるものとする。

### 1 防災教育

防災関係機関及び特定事業者は、単独又は合同してその従業員等に対し保安法令、危険物等の取扱方法及び災害発生時の応急処置要領等について防災教育を実施し資質の向上を図る。

また、本広域共同防災組織は、あらかじめ教育訓練要領を定めるとともに、教育計画書を作成し、防災要員等に対する教育を計画的に実施する。

なお、教育の実施にあたっては、方法、順序及び時間数等を教育対象者別にもり込んだ計画書を作成するよう努めるものとする。

### 2 防災訓練

防災関係機関及び特定事業者は、単独又は合同で防災訓練を随時実施するものとする。

また、本広域共同防災組織は、上記の教育訓練要領に基づき、訓練計画書を作成し、防災要

員等に対する訓練等を実施する。

なお、緊急遮断装置が機能せずに災害現場で拡大防止活動を行う場合や、休日・夜間のような運転体制を極小化している場合など、あらゆる事態を想定した訓練計画書の作成に努める。

(1) 訓練の区分

訓練は、図上訓練及び実地訓練とする。

(2) 訓練種目

- ア 緊急通信訓練
- イ 避難救助訓練
- ウ 資機材調達訓練
- エ 交通規制、警戒区域の設定訓練
- オ 危険物等の火災、爆発、漏えい及び流出災害に対する応急措置訓練
- カ 海上流出油の処置及び消火訓練
- キ 大容量泡放射システム取扱訓練（本広域共同防災組織）
- ク 事業所間の情報連絡訓練
- ケ 周辺地域住民に対する広報訓練
- コ その他必要な訓練

(3) 訓練の方法

ア 総合訓練

防災関係機関及び特定事業者は、相互の有機的な連携を図るため総合的な防災訓練を、防災本部の主催により年1回以上実施する。

また、本広域共同防災組織は、上記の大容量泡放射システム取扱訓練に加え、通報・連絡・参集及び出動訓練などを総合した訓練や消防機関との連携訓練を実施する。

イ 単独訓練

防災関係機関及び特定事業者は、個別にその業務に関連する訓練を実施する。

(4) 図上訓練

特定事業所における図上訓練は、次の訓練種目及び訓練想定等により随時実施するものとする。

ア 訓練種目

- (ア) 初動動作として装置の緊急遮断
- (イ) 被害の情報収集と指示
- (ウ) 初期防ぎよ活動
- (エ) 消防機関及び隣接事業所への通報

イ 図上訓練想定

- (ア) 地震の震度 250ガル (cm/sec<sup>2</sup>)



- (イ) 地震発生時期 適宜の時期
- (ウ) 津波発生時期 適宜の時期
- (エ) 気 象 乾燥注意報発令下で風速 5 m
- (オ) 事業所の防災組織 地震発生時期の時点における要員数とする。
- (カ) そ の 他 電力は一時停止、有線電話は幅そうする。

#### ウ 図上訓練実施上の留意事項

- (ア) 初動動作として装置の緊急遮断の個所と方法
- (イ) 被害の情報収集とそれに対応する指揮命令
- (ウ) 自衛防災組織及び事業所内要員による具体的な初期防ぎよ活動内容
- (エ) 災害の拡大状況に応じた対応の方法
- (オ) 応援を必要とする事態と連絡の方法
- (カ) 避難対策
  - a 事業所に波及する災害の対応
  - b 住居地域に対する影響の程度

#### エ 問題点の抽出と解決方法

- (ア) 応急対策を実施するうえで、整理、検討を要する事項について体系的に整理し、災害時の自衛防災組織のなかで調整する。
- (イ) 予防対策を推進するうえで、検討を要する事項を整理し、平素の保安対策のなかで代替的解決法を中心に整理する。

## 第7節 調査研究

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止を有効かつ適確な防災対策を樹立するため、単独又は共同して、災害想定に関する調査研究、災害の発生及び拡大防止等に関する調査研究及び情報共有を行うとともに、新たな手法・技術等の採用に努めるものとする。

### 1 災害想定に関する調査研究

災害事例を基礎に特別防災区域の特性に見合った、災害の態様、災害の拡大経緯及び要因等について調査研究する。

### 2 応急対策に関する調査研究

各種の災害想定に基づき、事業所内外におよぼす影響、災害の局限対策及び警防戦術等について調査研究する。

### 3 災害の発生防止に関する調査研究

特別防災区域に係る災害を防止するため、静電気、着火源、腐食等の保安・保全について調査研究する。

# 第7章 災害情報対策

## 第1節 災害情報の収集及び伝達

防災関係機関及び特定事業所は災害の応急措置を迅速かつ円滑に実施するため情報の収集及び伝達を積極的に行う。

### 1 平時の備え

防災関係機関及び特定事業所は、応急措置に備え、研修会の開催等を通して積極的な情報共有に努めるとともに、災害時において、迅速かつ円滑に対応ができるように、情報収集・伝達手段の確認を行うものとする。

### 2 異常現象の通報

#### (1) 通報対象

出火、爆発、危険物の漏えい、装置等の破損、暴走反応とする。なお、装置等の破損、暴走反応等については、出火、爆発、漏えい及び流出等の事象が現に発生していない場合も含む。

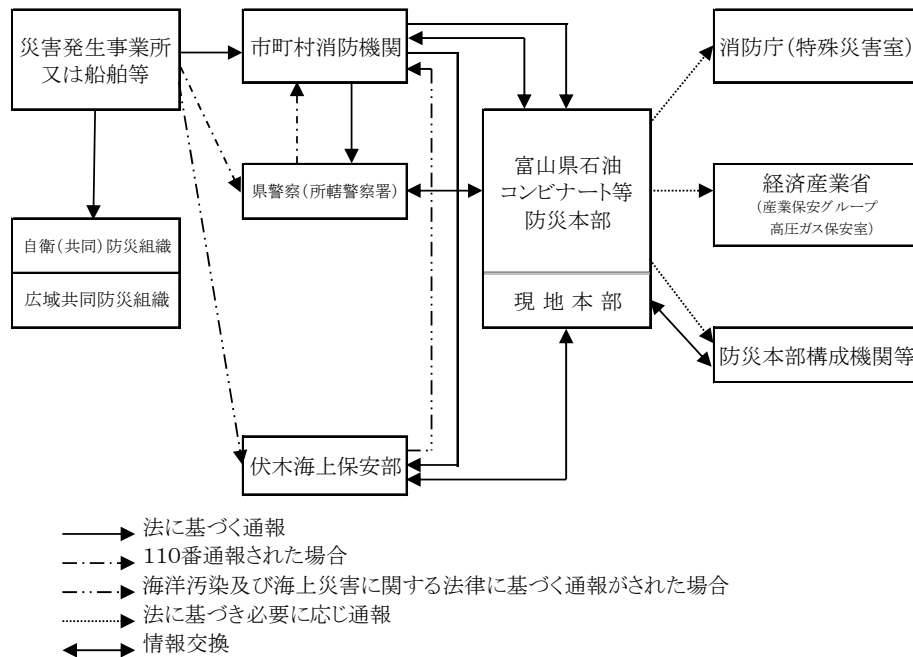
#### (2) 通報義務者

- ア 特定事業所にあつては、防災管理者又は副防災管理者とする。
- イ 当該市にあつては、消防（局）長とする。

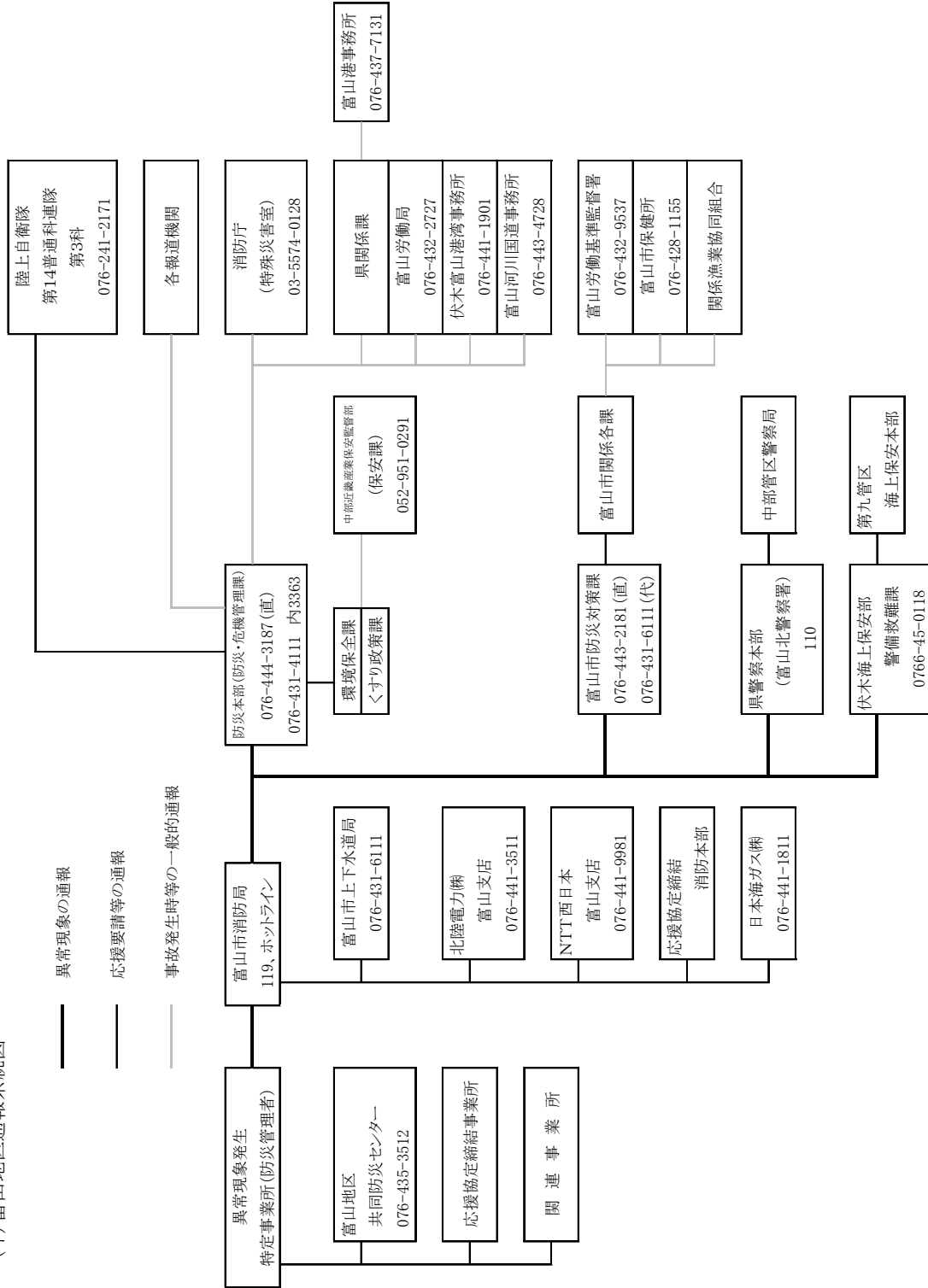
#### (3) 通報先

- ア 特定事業所は、消防（局）本部へ通報する。
- イ 消防（局）長は、防災本部、所轄警察署、海上保安部へ通報し、その他の関係機関への通報は次のとおりとする。

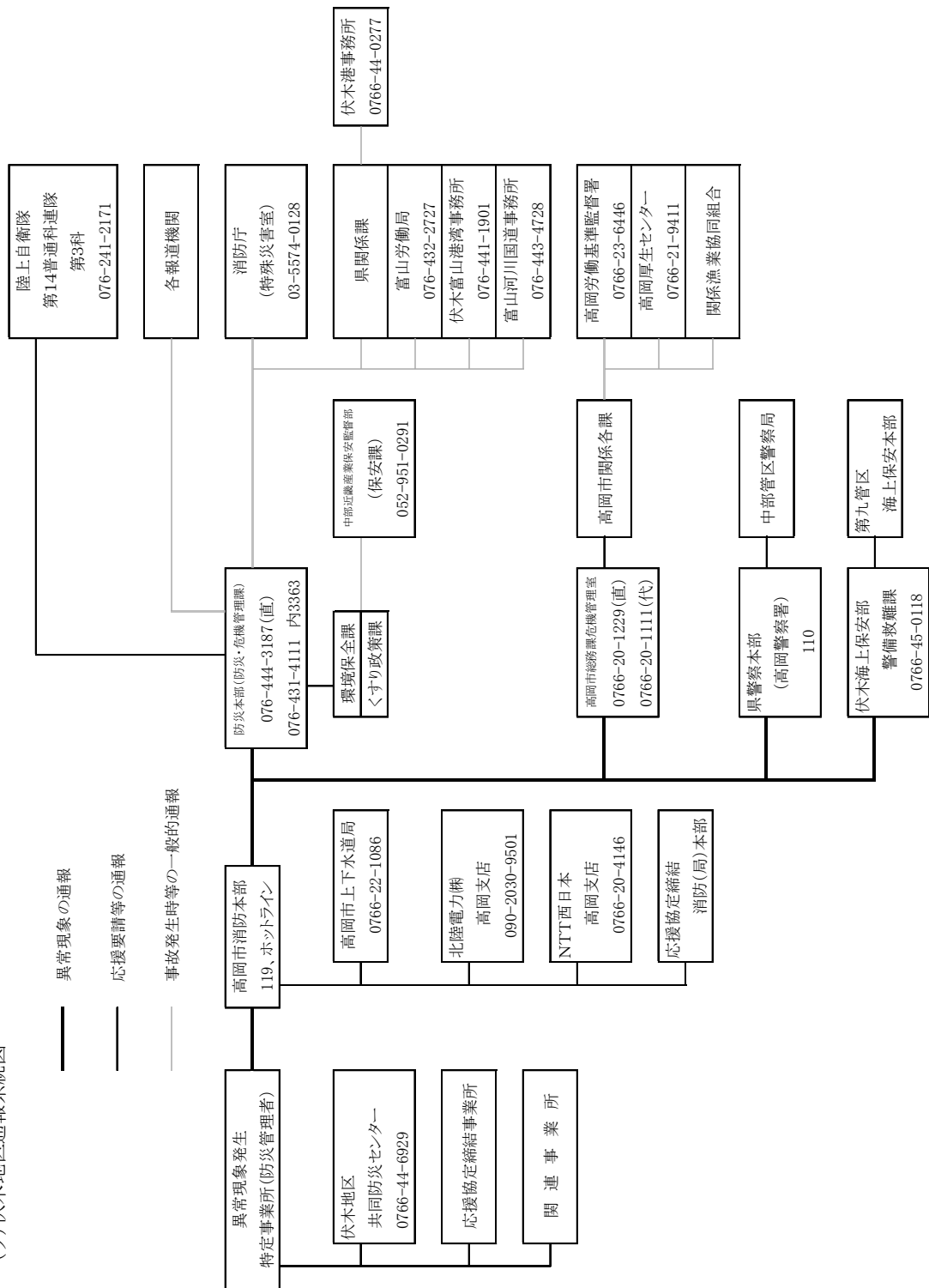
#### (ア) 基本的な通報系統



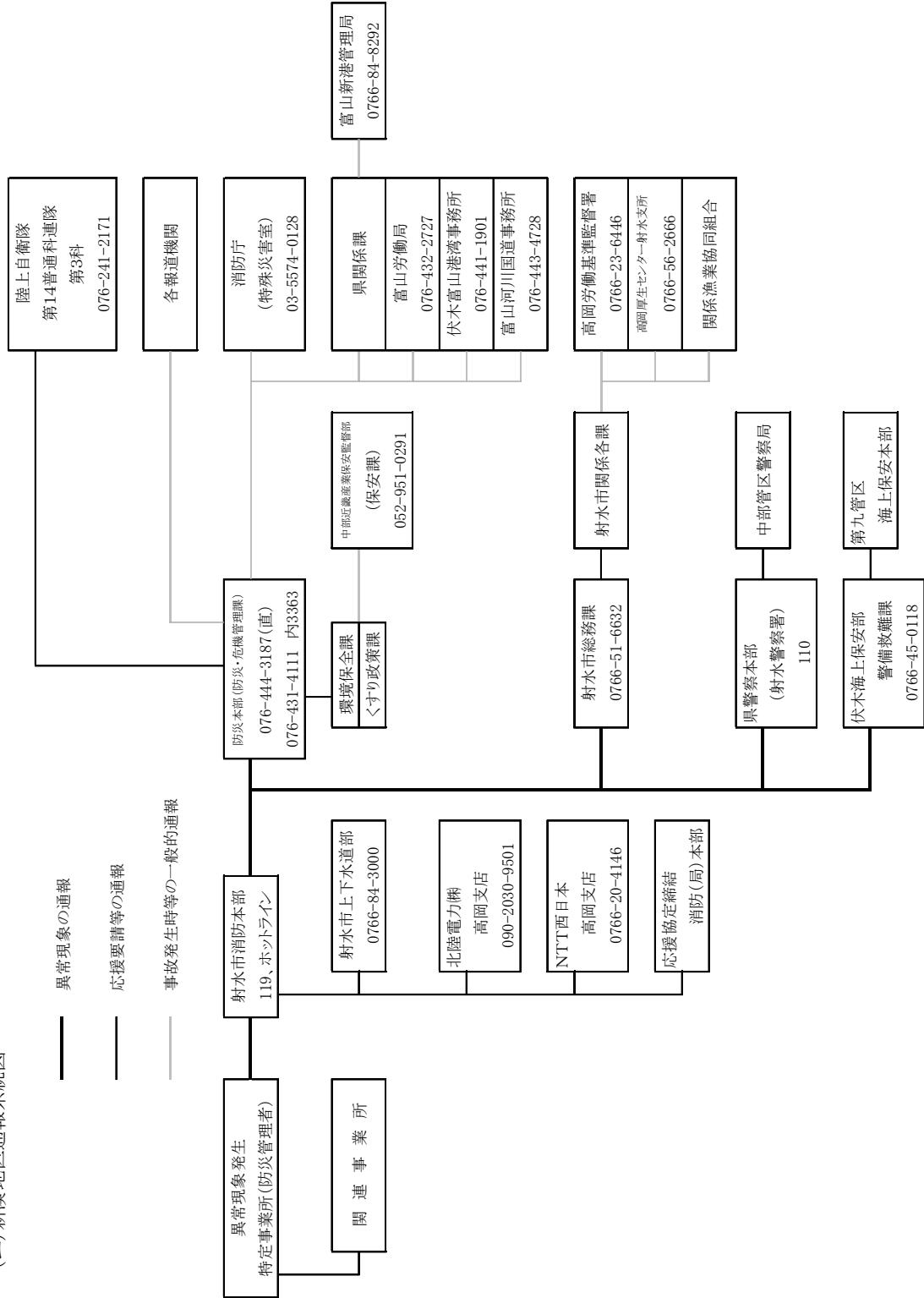
(イ) 富山地区通報系統図



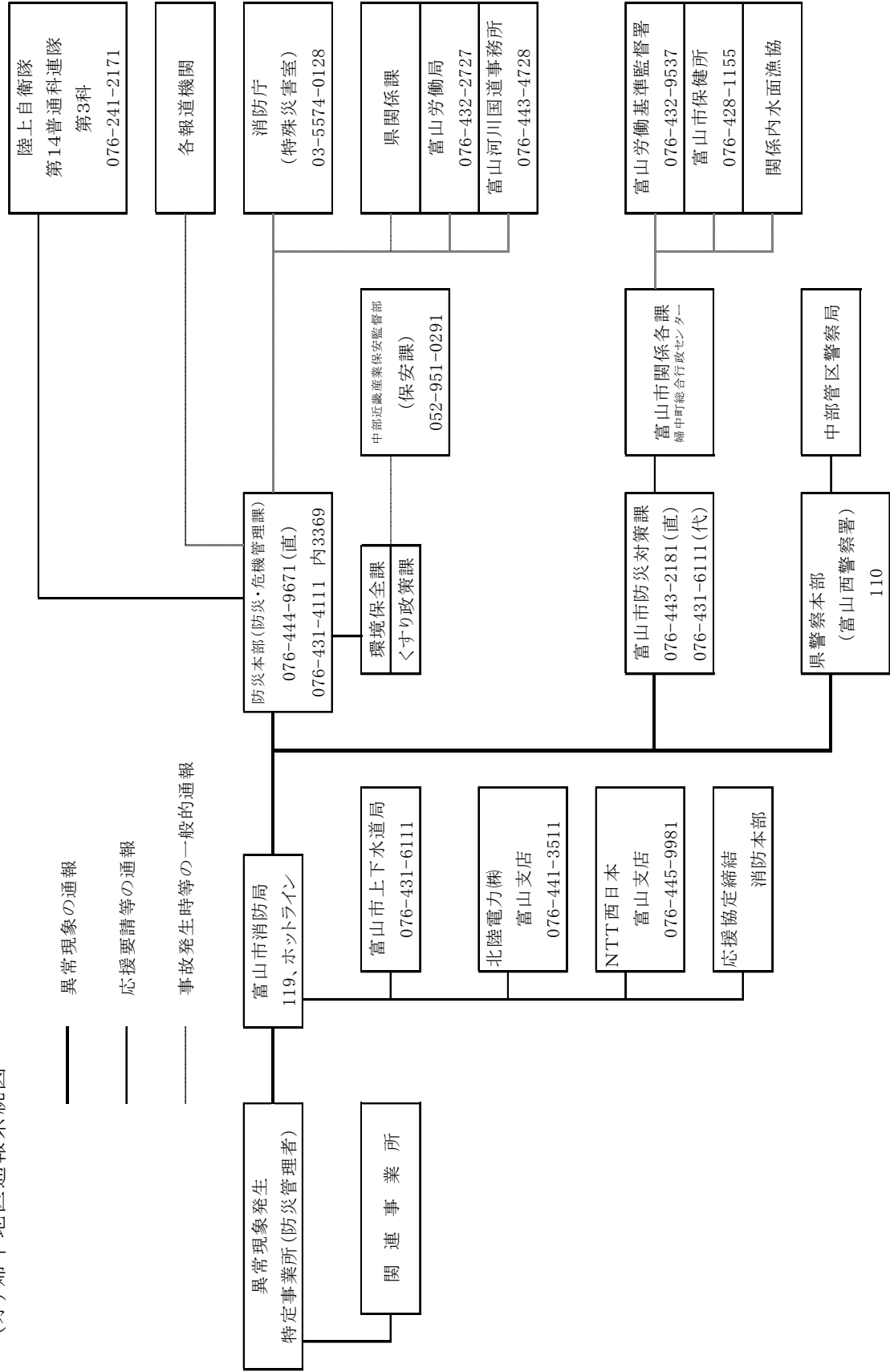
(ウ) 伏木地区通報系統図



(工) 新湊地区通報系統図



(オ) 婦中地区通報系統図

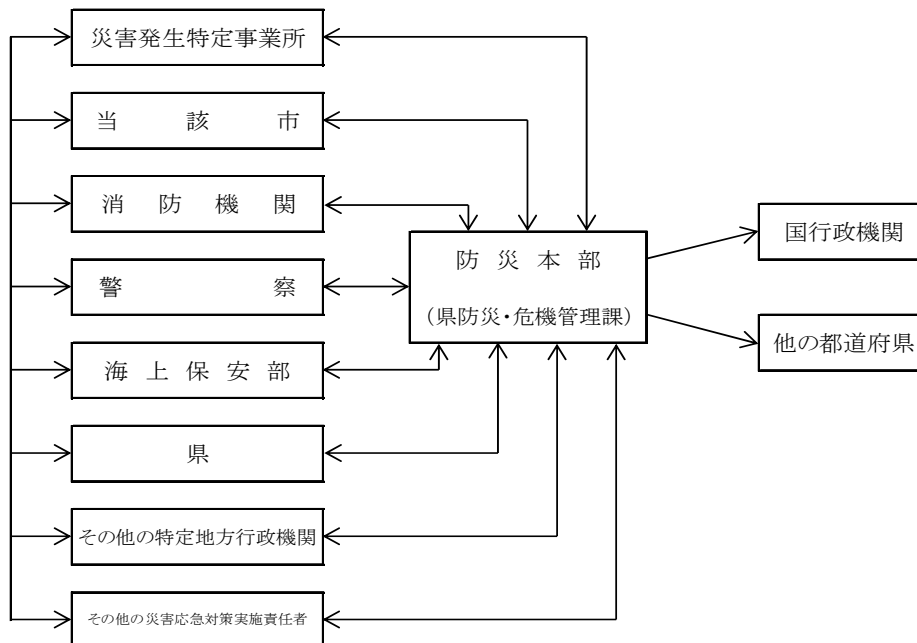


### 3 情報の収集及び伝達

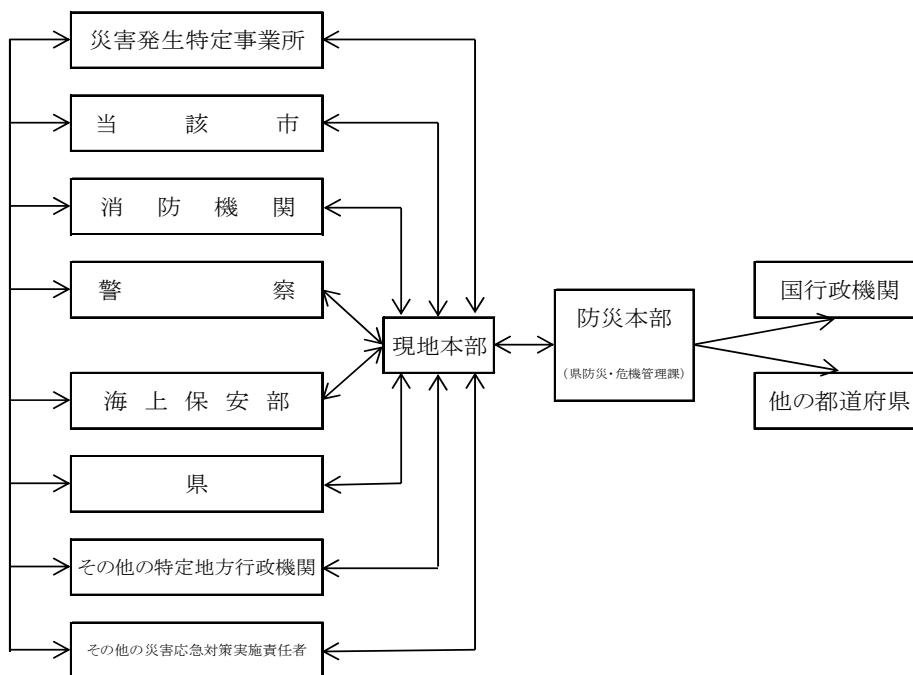
防災関係機関等は、その所掌する事務又は業務について、積極的に職員等を動員するとともに相互に協力し、応急対策を実施するために必要な情報の収集及び伝達を行うものとする。

#### (1) 情報の収集及び伝達の系統

##### ア 現地本部 未設置の場合



##### イ 現地本部設置の場合



(2) 防災本部への報告

防災関係機関等は、情報を積極的に収集し、相互に交換するとともに、すみやかに防災本部に報告するものとする。

なお、現地本部が設置されたときは、情報はすべて現地本部に報告するものとする。

ア 報告の時期

法第26条に基づく報告の時期は、次の基準により行うものとする。

- (ア) 災害が事業所外におよぶおそれがあるとき
- (イ) 応急措置の実施につき他機関等の応援を必要とするとき
- (ウ) " " " " の調整を必要とするとき
- (エ) その他必要と認めるとき

イ 報告の内容

防災事業所の報告は、次により行うものとする。

- (ア) 速報は、次表の内容を具備するものとし、電話等口頭によるものとする。
- (イ) 状況の変化は、電話等口頭により報告するものとする。
- (ウ) 災害応急措置終了後は、次の様式により速やかに報告するものとする。

様式

防 災 本 部 長 殿 年 月 日

報告者 住所  
氏名 印

災害の状況及び災害応急措置の概要報告書

石油コンビナート等災害防止法第26条の規定に基づき、発生した災害の状況及び応急措置等の概要について次のとおり報告します。

災害の種別		原		
災害の場所		因		
災害発生時刻		事 故 経 に 過 至		
通報時刻				
通報方法				
発災施設等				
発災施設等の規模		防 災 活 動		
損 害 程 度	流出油等の種別及び量			
	死傷者等		原因別内訳 死亡者 名 ( ) 負傷者 名 ( )	
拡大の状況		そ の 他		
鎮火又は処理終了時刻	月 日 時 分			
損害程度	被害面積 m <sup>2</sup> 損害額 円			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



(3) 情報の内容

情報の内容は、応急措置の実施及びその実施の調整に必要な次の事項とする。

- ア 災害の状況
- イ 応急対策の実施状況
- ウ 必要とされる対策
- エ 各機関の応急対策の調整を必要とする事項

(4) 連絡窓口の明確化

防災関係機関等は、情報の収集及び伝達の迅速、確実を期するため、窓口となる担当課を定めておくとともに、その連絡窓口を変更したときは、連絡窓口担当課相互間に通知するものとする。

(5) 通信手段の確保

防災関係機関等が実施する情報通信は、有線電話、無線電話等のうち最も迅速な方法で実施するものとする。なお、これによる通信が著しく困難な場合は、他の機関が設置する通信施設又は非常無線通信を利用するものとする。

(6) 防災相互通信用無線局の整備促進

防災関係機関相互の情報連絡を円滑に実施するため、防災関係機関は、防災相互通信用無線局の整備促進に努めるものとする。

なお、災害発生時の通信の混乱を防ぐため、現地本部が通信統制を行うものとする。

#### 4 気象情報の伝達

気象情報は、次に定めるところにより、防災関係機関及び特定事業所に伝達するものとする。  
また、防災関係機関等は、積極的に気象情報の収集に努めるものとする。

##### (1) 気象情報

###### ア 情報の種類

大雨警報（特別警報）、暴風警報（特別警報）、洪水警報、暴風雪警報（特別警報）、大雪警報（特別警報）、高潮警報（特別警報）、波浪警報（特別警報）とする。

###### イ 気象に関する警報の種類及び発表基準

気象業務法に基き富山地方気象台の発表する警報は、次の基準によるものとする。

###### (ア) 警報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、別表1のとおり。
洪水警報	大雨、長雨、融雪等の現象により、河川の水が著しく増し、そのために重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、別表2のとおり。
暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、平均風速が毎秒20メートル以上になると予想される時。
波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、有義波高が4.5m以上になると予想される時。
高潮警報	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、潮位がT.P(東京湾平均海面)上、1.0m以上になると予想される時。
暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が毎秒20メートル以上になると予想される時。
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、別表4のとおり。

(注) 1 注意報、警報に東部、西部等の地域名を付したときの区分は、次のとおりである。

- (1) 東 部 北……朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市
- (2) 東 部 南……富山市、立山町、上市町、舟橋村
- (3) 西 部 北……高岡市、射水市、氷見市、小矢部市
- (4) 西 部 南……砺波市、南砺市

- 2 発表基準欄に記載した数値は、富山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- 3 水防活動の利用に適合する注意報、警報は、一般の注意報、警報のうち水防に関するものを用い、水防活動の語は用いない。
- 4 注意報、警報は、その種類に関わらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除、また更新されて、新たな注意報、警報にきりかえられる。

【別表1】大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部南	富山市	14	101
	舟橋村	14	—
	上市町	16	125
	立山町	14	118
東部北	魚津市	15	114
	滑川市	12	118
	黒部市	13	114
	入善町	14	114
	朝日町	14	120
西部北	高岡市	16	115
	氷見市	16	104
	小矢部市	14	136
	射水市	18	139
西部南	砺波市	11	111
	南砺市	11	111

【大雨警報基準（別表1）の解説】

- (1) 表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (2) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (3) 土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (4) 土壌雨量指数基準のうち、基準が設定されていない市町村等についてはその欄を“—”で示している。

【別表2】洪水警報基準

平成30年12月18日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域=3、井田川流域=27.3、熊野川流域=22.5、いたち川流域=8.2、古川流域=2.2、土川流域=8.7、太田川流域=5.4、山田川流域=15.6、坪野川流域=4.9、白岩川流域=21.3、下条川流域=2.2	神通川流域=(8, 58.8)、いたち川流域=(8, 6.9)、坪野川流域=(8, 3.3)	常願寺川[大川寺]、神通川[大沢野大橋・神通大橋]、庄川[大門]
	舟橋村	白岩川流域=20.2	—	常願寺川[大川寺]
	上市町	早月川流域=20.4、上市川流域=14.5、白岩川流域=17、大岩川流域=8.7	—	常願寺川[大川寺]
	立山町	白岩川流域=13.6、樺津川流域=7.2	白岩川流域=(10, 11)	常願寺川[大川寺]
東部北	魚津市	早月川流域=23.7、片貝川流域=18.1、鴨川流域=3.3、角川流域=14.4、布庭川流域=11.2、大庭川流域=5.8	—	—
	滑川市	早月川流域=23.7、上市川流域=17.4	—	常願寺川[大川寺]
	黒部市	吉田川流域=3.9、高橋川流域=8.4、黒瀬川流域=9.5、片貝川流域=19.1、布庭川流域=1.2	—	黒部川[愛本・愛本(下流)]
	入善町	入川流域=3.2、舟川流域=6.5	—	黒部川[愛本(下流)]
	朝日町	境川流域=15.9、笹川流域=5.8、木流川流域=4.5、小川流域=16.2、舟川流域=7.3	—	黒部川[愛本(下流)]
西部北	高岡市	和田川流域=12.3、千保川流域=8.2、祖父川流域=6.9、中川流域=4.5、岸渡川流域=7.1、子撫川流域=10	小矢部川流域=(8, 37.5)、和田川流域=(8, 11.2)、千保川流域=(14, 7.3)	庄川[小牧・大門]、小矢部川[石動・長江]
	氷見市	神代川流域=5.2、宇波川流域=6.8、阿尾川流域=10.3、余川流域=9.9、上庄川流域=17.3、仏生寺川流域=11.9、菟川流域=4.4、脇之谷内川流域=5.5	—	—
	小矢部市	子撫川流域=17、横江宮川流域=6.5、澁江川流域=13.4	—	小矢部川[津沢・石動・長江]
	射水市	和田川流域=13.3、新堀川、船治川流域=6.8、下条川流域=11.3	—	神通川[神通大橋]、庄川[小牧・大門]、小矢部川[長江]
西部南	砺波市	庄川流域=64.3、和田川流域=8.8、坪野川流域=8.5、千保川流域=3.5、祖父川流域=4.7、岸渡川流域=3.5、黒石川流域=3.7、横江宮川流域=4.6、萱又川流域=3.3	—	庄川[小牧]、小矢部川[津沢]
	南砺市	小矢部川流域=23.2、澁江川流域=6.2、横川流域=9.1、山田川流域=12.6、太井川流域=7.6	小矢部川流域=(6, 22)、山田川流域=(6, 11.3)	庄川[小牧]、小矢部川[津沢]

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

【洪水警報基準（別表2）の解説】

- (1) 流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (2) 複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (3) 「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。
- (4) 「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。
- (5) 流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報の基準となる洪水予報指定河川がない市町村等については、その欄を“-”で示している。

(別表3) 大雪警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	降雪の深さ	
		平地	山間部
東部南	富山市	6時間 30cm	12時間 50cm
	舟橋村	6時間 30cm	12時間 50cm
	上市町	6時間 30cm	12時間 50cm
	立山町	6時間 30cm	12時間 50cm
東部北	魚津市	6時間 25cm	12時間 50cm
	滑川市	6時間 25cm	12時間 50cm
	黒部市	6時間 25cm	12時間 50cm
	入善町	6時間 25cm	12時間 50cm
	朝日町	6時間 25cm	12時間 50cm
西部北	高岡市	6時間 30cm	
	氷見市	6時間 30cm	
	小矢部市	6時間 30cm	
	射水市	6時間 30cm	
西部南	砺波市	6時間 25cm	12時間 50cm
	南砺市	6時間 25cm	12時間 50cm

【大雪警報基準（別表3）の解説】

- (1) 概ね平地は海拔200m未満、山間部は200m以上の地域である。

(イ) 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(2) 地震及び津波に関する情報

ア 情報の種類

地震動警報及び津波警報とする。

イ 地震動警報及び津波警報の種類等

気象業務法に基づき気象庁が発表する地震動警報及び津波警報は、次のとおりである。

(ア) 地震動警報（緊急地震速報）

区分	内容	名称
地震動特別警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 警報の中でも、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づけている。	「緊急地震速報(警報)」 又は「緊急地震速報」
地震動警報		

(注) 緊急地震速報（警報）の発表条件は、2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

(イ) 大津波警報・津波警報

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い

(注) 1 (津波の高さ)とは、当該津波の来襲地域において、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったものとした場合の潮位(平滑したもの)との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 大津波警報は特別警報に位置付けている。

(ウ) 津波予報区の名称及び区域

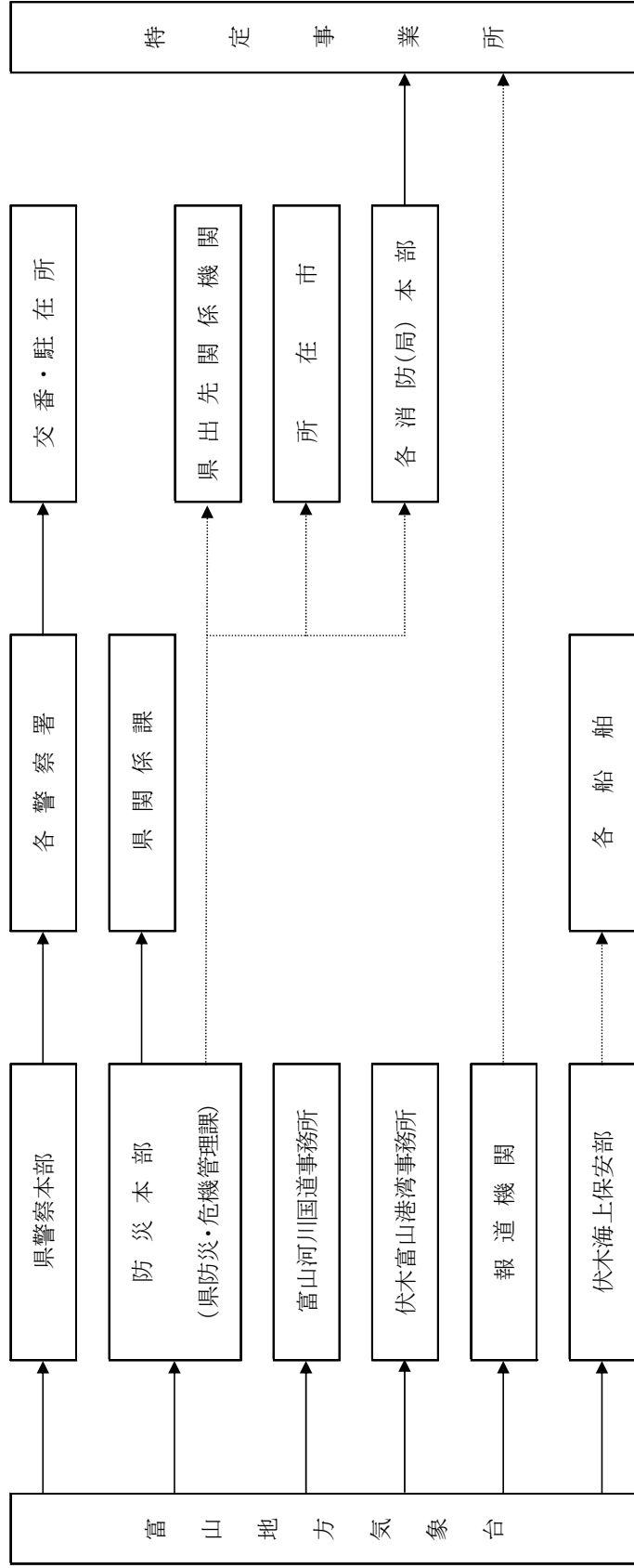
日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、富山県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

津波予報区	富山県
区域	富山県
通知担当気象官署	気象庁本庁



(3)伝達系統

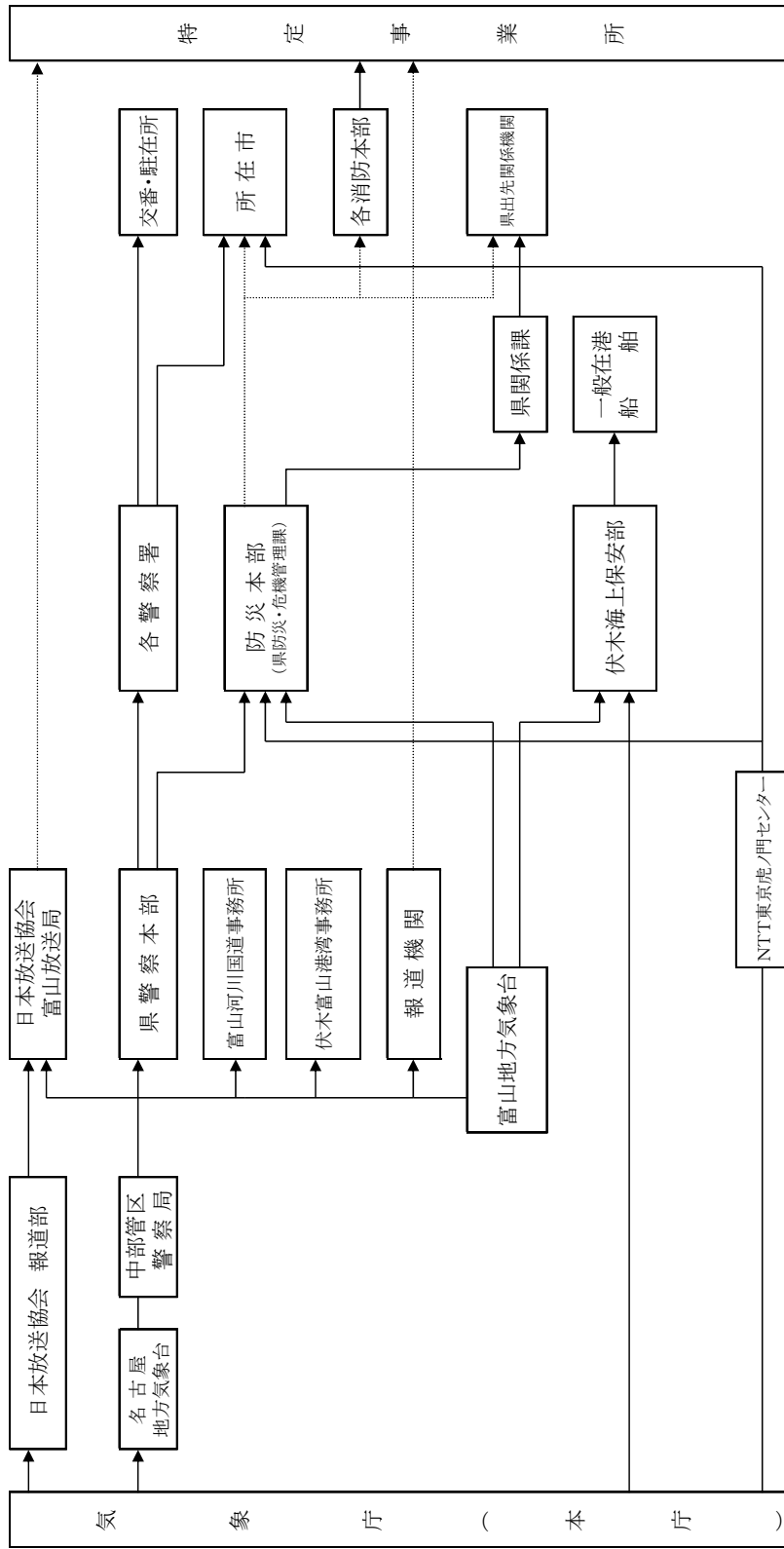
ア 気象警報、洪水警報、高潮警報及び波浪警報の場合



注 (1)太線は主ルート、細線は副ルート

(2)点線は放送又は無線

イ 津波に関する予報の場合



注 (1) 太線は主ルート、細線は副ルート  
 (2) 点線は放送又は無線

## 第2節 災害広報対策

防災関係機関等は、災害による不安、混乱等の防止のため、随時災害の状況、応急措置の状況などを地域住民に周知するなど広報対策に努めるものとする。

なお、地震や津波等の自然災害時においては、被災地域全体の広報対策の一環として広報を実施するものとする。

### 1 広報の方法

防災関係機関等は、広報車の利用、広報紙の配布、掲示等により、住民に周知するように努めるものとする。

なお、災害の状況に応じて「災害対策基本法施行令第22条に基づく協定」に基づき、日本放送協会富山放送局、北日本放送(株)、富山テレビ放送(株)、(株)チューリップテレビ、富山エフエム放送(株)及びコミュニティFM局ラジオたかおかの各放送機関に対し、広報の実施について要請するものとする。

### 2 広報の内容

広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害発生状況（日時、場所、災害原因等）
- (2) 応急対策の実施状況
- (3) 避難の指示、勧告及び避難場所
- (4) 医療救護所の開設状況
- (5) 地域住民のとるべき措置及び心得
- (6) その他人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

### 3 防災関係機関等の広報活動

防災関係機関等の広報活動は、おおむね次の事項について行う。

- (1) 当該市
  - ア 応急対策実施状況、災害の見通し等
  - イ 避難の指示、避難所の開設等の状況
- (2) 消防機関
  - ア 災害現場周辺の火気使用の禁止
  - イ 警戒区域設定の状況等
- (3) 海上保安部
  - ア 海上における火気使用の禁止
  - イ 船舶に対する制限事項等
- (4) 警察
  - ア 交通規制及び警戒区域設定の状況
  - イ 群集の整理、その他防災活動の障害排除のため必要な事項
- (5) その他の機関  
それぞれの機関において応急対策を実施するために必要な事項



## 第 8 章 災害応急対策

### 第 1 節 災害応急対策

火災、爆発、漏えい又は流出その他の災害の応急対策を的確かつ円滑に推進するための基本的な事項について定めるものとする。

#### 1 陸上施設等の火災応急対策

##### (1) 実施機関

- ア 防ぎよ活動は、消防機関、自衛防災組織等が一体となって行う。
- イ 火災の規模により更に消防力を必要とする場合は、特別防災区域内の特定事業者は要請に基づき、その保有する消防隊を出動させて応援するとともに当該市長は、必要に応じて隣接市町村長に対し応援を要請する。
- ウ 直径 3 4 m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災が発生した場合、本広域共同防災組織が大容量泡放射システムを用いて防ぎよ活動を行う。

##### (2) 防ぎよ活動の分担

防ぎよ活動の指揮統制は当該市の消防（局）長が行う。

- ア 消防機関  
消防機関は、警防計画の定めるところにより防ぎよ活動を行う。
- イ 自衛防災組織  
災害が発生した特定事業所の自衛防災組織は、防災規程に基づき直ちに防ぎよ活動を実施するとともに応援隊の受入れ体制を整備する。
- ウ 共同防災組織  
共同防災組織は、共同防災規程に基づき直ちに災害現場へ出動し、自衛防災組織と協力して防ぎよ活動を行う。
- エ 広域共同防災組織  
広域共同防災組織は、広域共同防災規程に基づき直ちに災害現場へ出動し、自衛防災組織等と協力して防ぎよ活動を行う。
- オ 防災関係機関による広域的な連携  
浮き屋根式タンクの全面火災の規模や被害状況等から、本防災組織や被災市町村の消防機関のみでは対応が困難な場合は、被災県の防災本部長（知事）は、次のような自然災害での広域応援に準じて、相互応援協定等に基づき広域応援要請を迅速かつ的確に行う。  
また、北陸地区広域共同防災組織は、法 2 5 条に定める市町村長等の指示に基づき、その保有する大容量泡放射システムの全部又は一部を他の広域共同防災組織等に搬送し、貸与することができるものとする。

### (3) 防ぎょ活動

- ア 異常現象発生の通報を受けた消防機関は、出動計画に基づき直ちに所定の体制を整えて出動し、警戒区域を設定して防ぎょ活動を実施する。
- イ 現場指揮者は消防隊の防ぎょ方法等について、災害発生事業所の防災管理者等と十分協議のうえ実施する。
- ウ 高圧ガスの可燃性ガス火災の場合は、すみやかにガス流出の停止措置を講ずるものとするが、停止措置が困難なときは、ガスの拡散を防止するため、直接消火をさけ周囲の危険を排除する。
- エ 消防（局）長は、火災が拡大し周辺住民に危険が及ぶと判断した場合は、この計画に定める避難誘導計画に基づき、直ちに所要の措置を講ずる。この場合においては、周辺民家への延焼を防止するための消火活動を優先して行う。
- オ 火災等の規模に比較して、消防力が優勢の場合は、積極果敢に一举鎮滅を図る。また、消防力が劣勢の場合は、必要な消防力が整うまでの間、他のタンク施設等への予防注水により延焼拡大防止を図る。
- カ 防ぎょ活動の実施にあたり消防隊員等は現場において、次の事項の把握に努めるものとする。

#### (ア) 共通事項

- a 燃焼物質の種別、品別、残存数量及び圧力の有無とその状況
- b 燃焼拡大方向と遮断物件、設備の有無
- c 燃焼物質の科学的特性と化学変化、二次爆発発生の危険性の有無

#### (イ) 危険物タンク

- a 液面（燃焼表面）レベルとタンク底板までの長さの確認
- b 固定（半固定）消火設備の作動状況の確認
- c 変形の有無とその予想
- d 注入、払出し配管の状況とバルブの位置及び開閉状況
- e 防油堤の状況と排水口、排水弁の状況

#### (ウ) 装置

- a 遮断又は孤立手段の確認及び脱圧可能の有無と脱圧手段の確認
- b 注水危険部位の確認及び不活性ガスヘッダーの位置と使用可能の有無の確認
- c 装置に接近する配管群の状況と他方面からの流れ込み等の状況
- d 危険性のある特殊塔槽類の位置の確認

キ 消防隊員が実施すべき事項は、次のとおりである。

#### (ア) 共通事項

- a 耐熱服、呼吸器等の使用
- b 水、消火薬剤等による直接鎮圧作業及び付近施設への冷却注水活動
- c 消防警戒区域の設定及び人命検索と救出救助活動

(イ) 危険物タンク

- a 泡消火薬剤及び防災資機材の必要量の確保
- b 固定（半固定）消火設備及び冷却散水設備の作動及び確保
- c 火災タンクの油抜き取り作業の実施
- d 火災タンク及び隣接タンクに対する冷却注水隊の配備運用
- e 防油堤の点検、補強及び排水作業並びに堤内流出油の消火又は泡被覆処理
- f 燃焼表面の位置とヒートウエーブの進行度合に注目し、スロップオーバー、ボイルオーバー現象を起こさせないような適切な冷却

(ウ) 装置

- a 装置の緊急遮断及び危険物の除去並びに隣接の塔槽類の脱圧
- b 固定（半固定）消火設備及び冷却散水設備の作動並びに冷却及び援護注水隊の配備運用
- c 装備の爆発、油の流出に備えるための土のう構築
- d 注水危険か所の標示とその周知徹底
- e 必要な仮配管作業の実施と窒素の注入

(4) 防災関係機関等のとるべき措置

ア 事故発生事業所

- (ア) 消防（局）本部、共同防災組織への通報及び連絡要員の配置
- (イ) 装置の運転停止等被害の拡大防止措置
- (ウ) 消防機関等の受入れ体制の整備及び情報の提供
- (エ) 緊急事態に対する体制の整備
- (オ) 区域内特定事業所への通報及び応援要請
- (カ) その他火災の規模に応じた必要な措置

イ 当該市

- (ア) 隣接市町村に対する応援要請
- (イ) 周辺住民に対する広報活動
- (ウ) 住民に対する避難勧告等及び誘導
- (エ) その他災害の規模に応じた必要な措置

ウ 消防機関

- (ア) 警戒区域の設定
- (イ) 防ぎよ活動の実施
- (ウ) 人命救助、救急搬送の実施
- (エ) 周辺住民に対する広報活動
- (カ) 避難誘導
- (キ) 自衛防災組織等に対する指示
- (ク) その他災害の規模に応じた必要な措置

## エ 警察

- (ア) 緊急車両等の通行の確保
- (イ) 警戒区域内への立入禁止等
- (ウ) 人命救助、行方不明者の捜索
- (エ) 避難誘導
- (オ) 災害現場周辺の警備並びに広報活動の実施
- (カ) その他災害の規模に応じた必要な措置

## オ その他の防災関係機関

この計画の定めるところにより、防災本部（現場本部が設置された場合は現地本部）と連絡を密にして応急対策を実施する。

## 2 係留中のタンカー等の火災応急対策

### (1) 実施機関

- ア 防ぎょ活動は主として消防機関、自衛防災組織等が行い、海上保安部はこれに協力する。
- イ 火災の規模により更に消防力を必要とする場合は、特別防災区域内の特定事業者は要請に基づき、その保有する消防隊を出動させて応援するとともに当該市長は、必要に応じて隣接市町村長に対し応援を要請する。

### (2) 防ぎょ活動の分担

防ぎょ活動の指揮統制は、陸上からの防ぎょ活動は当該市の消防（局）長、海上からの防ぎょ活動は伏木海上保安部長が行う。

#### ア 消防機関

消防機関は、警防計画の定めるところにより防ぎょ活動を行う。

#### イ 自衛防災組織

災害が発生したタンカーの関係特定事業所の自衛防災組織は、防災規程に基づき直ちに防ぎょ活動を実施するとともに応援隊の受入れ体制を整備する。

#### ウ 共同防災組織

共同防災組織は、共同防災規程に基づき直ちに災害現場へ出動し、自衛防災組織と協力して防ぎょ活動を行う。

#### エ 海上保安部

海上保安部は、巡視船艇により防ぎょ活動を行う。

### (3) 防ぎょ活動

- ア 当該市の消防（局）長及び伏木海上保安部長は、それぞれ相互に連絡を密にし、消防力を適正配置して防ぎょ活動を行う。
- イ 消防機関は、警戒区域を設定し、消防ポンプ車等により防ぎょ活動を実施するとともに近接屋外タンクを冷却する等延焼拡大の防止に努める。
- ウ 海上保安部は、火災発生船舶が曳航可能で、かつ、必要がある場合は影響を及ぼさな

い場所に移動させる。

(4) 防災関係機関等のとるべき措置

ア 関係特定事業所

- (ア) 消防（局）本部、共同防災組織への通報及び連絡要員の配置
- (イ) 必要に応じ関連施設の運転停止
- (ウ) 消防機関等の受入体制の整備及び情報の提供
- (エ) 区域内特定事業所への通報及び応援要請
- (オ) 船長及び乗組員に対する応急措置の指示
- (カ) その他災害の規模に応じた必要な措置

イ 当該市

- (ア) 隣接市町村に対する応援要請
- (イ) 周辺住民に対する広報活動
- (ウ) 住民に対する避難勧告及び誘導
- (エ) その他災害の規模に応じた必要な措置

ウ 消防機関

- (ア) 警戒区域の設定
- (イ) 防ぎよ活動の実施
- (ウ) 人命救助、救急搬送の実施
- (エ) 周辺住民に対する広報活動
- (オ) 避難誘導
- (カ) 自衛防災組織等に対する指示
- (キ) その他災害の規模に応じた必要な措置

エ 海上保安部

- (ア) 海上での警戒区域の設定
- (イ) 海上からの防ぎよ活動の実施
- (ウ) 人命救助の実施
- (エ) 警戒区域内への航行規制
- (オ) 災害広報活動
- (カ) 海上での自衛防災組織等に対する指示
- (キ) 船長に対する必要な指示
- (ク) その他災害の規模に応じた必要な措置

オ 警察

- (ア) 緊急車両等の通行の確保
- (イ) 警戒区域内への立入禁止等
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 災害現場周辺の警備並びに広報活動の実施

(オ) その他災害の規模に応じた必要な措置

カ その他の防災関係機関

この計画の定めるところにより、防災本部（現地本部が設置された場合は現地本部）と連絡を密にして応急対策を実施する。

### 3 石油の流出応急対策

#### (1) 実施機関

ア 防ぎよ活動は、原則として消防機関、海上保安部、自衛防災組織等が実施する。

イ 災害が更に拡大するおそれがある場合は、特別防災区域内の特定事業者は要請に基づき防ぎよ活動を実施する。

#### (2) 防ぎよ活動の分担

防ぎよ活動の指揮統制は、陸上にあつては当該市の消防（局）長、海上にあつては伏木海上保安部長が行う。

ア 消防機関

消防機関は、警防計画の定めるところにより防ぎよ活動を行う。

イ 海上保安部

海上保安部は、巡視船艇により防ぎよ活動を行う。

ウ 自衛防災組織

災害が発生した関係特定事業所の自衛防災組織は、防災規程に基づき直ちに防ぎよ活動を実施する。

エ 共同防災組織

共同防災組織は、共同防災規程に基づき直ちに災害現場へ出動し、自衛防災組織と協力して防ぎよ活動を行う。

#### (3) 防ぎよ活動

ア 陸上における防ぎよ活動

(ア) 流出油の拡大防止及び回収作業等は、自衛防災組織等が防災関係機関の協力を得て行う。

(イ) 消防機関は、必要に応じ警戒区域を設定し、自衛防災組織等とともに火気使用禁止及び火災予防警戒を行う。

(ウ) 当該市の消防（局）長は、流出油の状況を伏木海上保安部長に連絡するものとし、伏木海上保安部長は必要に応じ海上警戒を行う。

(エ) 堤の弱体か所の点検補強

(オ) 重質油についてはバキューム車等による回収、導流溝によるピットへの導流及びピットから専用ポンプによる他のタンクへの緊急移送

(カ) 軽質油については泡放射及び中和剤等の投入と回収

(キ) 防油堤を超えた流出油については

a 防止堤の補強

- b 防災上重要施設等に消火隊の配備
- c 流出油防止資機材の補充配備
- d 流出油の回収

イ 海上における防ぎょ活動

- (ア) 流出油が海上に及んだ場合の拡大防止及び回収作業は、自衛防災組織等が防災関係機関の協力を得て行う。
- (イ) 係留中のタンカーから流出した場合の船長に対する緊急措置等の指示、関連施設の緊急停止等必要な措置は、関係特定事業所の防災管理者が行う。
- (ウ) 港内のタンカーから流出した場合の船長に対する緊急措置等の指示は、伏木海上保安部長が行う。
- (エ) 海上での火気使用禁止、警戒区域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置等は伏木海上保安部長が行う。
- (オ) 防ぎょ活動の実施にあたり、現場における把握事項は
  - a 船名、停泊係留の状況又は施設の状況及び付近停泊船舶の状況
  - b 船体及び流出油容器の損傷状況
  - c 流出状況及び火災発生の危険性並びに人体への影響の有無
  - d 品名、性状、重量、容量及び管理状況
  - e 現場付近の気象、海象
- (カ) 防ぎょ活動にあたり、実施すべき事項は
  - a 潮流、風向、風速等による危険海域（範囲）の判断と警戒区域の設定並びに火気使用禁止及び船舶航行の制限、禁止措置と警戒警備の実施
  - b 専門技術者、作業員の動員及び所要資機材の手配
  - c 災害発生船舶の安全海域への曳航
  - d 消防艇等、消防能力を有する船舶の配備

(4) 防災関係機関等のとるべき措置

ア 関係特定事業所

- (ア) 消防（局）本部、共同防災組織への通報及び連絡要員の配置
- (イ) 流出源の閉止及び拡大防止の措置
- (ウ) タンカーの船長がとるべき措置の指示
- (エ) 火気使用禁止の措置
- (オ) 事業所での警戒区域の設定
- (カ) 住民に対する広報
- (キ) 流出油回収の措置
- (ク) 他の事業所への通報及び応援要請
- (ケ) 応援隊の受入れ体制の整備
- (コ) その他災害の規模に応じた必要な措置

イ 当該市

- (ア) 周辺住民に対する広報活動
- (イ) 住民に対する避難勧告等及び誘導
- (ウ) 隣接市町村長に対する応援要請
- (エ) その他災害の規模に応じた必要な措置

ウ 消防機関

- (ア) 陸上での警戒区域の設定及び火気使用禁止の措置
- (イ) 防ぎよ活動の実施
- (ウ) 人命救助、救急搬送の実施
- (エ) 周辺住民に対する広報活動
- (オ) 避難誘導
- (カ) 陸上における自衛防災組織に対する指示
- (キ) その他災害の規模に応じた必要な措置

エ 海上保安部

- (ア) 海上での警戒区域の設定及び火気使用禁止の措置
- (イ) 流出油の拡大防止措置
- (ウ) 流出油の状況等の調査
- (エ) タンカーの船長がとるべき措置の指示
- (オ) 警戒区域内及びその付近船舶に対する避難、立退、航行の制限又は禁止措置
- (カ) 人命救助、救急搬送の実施
- (キ) その他災害の規模に応じた必要な措置

オ 警察

- (ア) 緊急車両等の通行の確保
- (イ) 警戒区域内への立入禁止等
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 災害現場周辺の警備並びに広報活動の実施
- (オ) その他災害の規模に応じた必要な措置

カ その他の防災関係機関

この計画の定めるところにより、防災本部（現地本部が設置された場合は現地本部）と連絡を密にして応急対策を実施する。

#### 4 高圧ガスの漏えい応急対策

(1) 実施機関

防ぎよ活動は、原則として消防機関、海上保安部、自衛防災組織等が連携を密にして実施する。

(2) 防ぎよ活動の分担

ア 自衛防災組織



災害が発生した特定事業所の自衛防災組織は、防災規程に基づき直ちに防ぎょ活動を実施する。

イ 共同防災組織

共同防災組織は、共同防災規程に基づき直ちに災害現場へ出動し、自衛防災組織と協力して防ぎょ活動を行う。

ウ 消防機関

消防機関は、警防計画に定めるところにより防ぎょ活動を行う。

エ 海上保安部

海上保安部は、巡視船艇により防ぎょ活動を行う。

(3) 防ぎょ活動

ア 消防機関は、ガスの性状及び風向等を考慮し、すみやかに警戒区域を設定し、火気使用禁止及び火災予防警戒等を実施するとともに、防災関係機関等に連絡し、必要に応じ協力を求める。

イ 自衛防災組織等防災関係機関はその機能に応じ周辺地域のガス濃度測定等必要な措置を実施する。

ウ 海上の警戒区域は、伏木海上保安部長が設定し、付近の船舶に対する火気使用禁止、火災予防警戒及び避難の指示等、必要な措置を実施する。

(4) 防災関係機関等のとるべき措置

ア 特定事業所

(ア) 消防（局）本部、共同防災組織への通報及び連絡要員の配置

(イ) 漏えい源の閉止及び中和作業の実施

(ウ) 火気使用禁止等の措置

(エ) 事業所内での警戒区域の設定及び周辺のガス濃度測定

(オ) 住民に対する広報

(カ) 救助活動の実施

(キ) その他災害の規模に応じた必要な措置

イ 当該市

(ア) 周辺住民に対する広報活動

(イ) 住民に対する避難勧告等及び誘導

(ウ) 隣接市町村に対する応援要請

(エ) その他災害の規模に応じた必要な措置

ウ 消防機関

(ア) 陸上での警戒区域の設定、火気使用禁止の措置及びガス濃度測定

(イ) 防ぎょ活動の実施

(ウ) 救助、救急搬送の実施

(エ) 周辺住民に対する広報活動

- (オ) 避難誘導
- (カ) その他災害の規模に応じた必要な措置

#### エ 海上保安部

- (ア) 海上での警戒区域の設定、火気使用禁止の措置及びガス濃度測定
- (イ) 警戒区域内及びその付近船舶に対する避難、立退、航行の制限又は禁止措置
- (ウ) 救助、救急搬送の実施
- (エ) その他災害の規模に応じた必要な措置

#### オ 警察

- (ア) 緊急車両等の通行の確保
- (イ) 警戒区域内への立入禁止等
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 災害現場周辺の警備並びに広報活動の実施
- (オ) その他災害の規模に応じた必要な措置

#### カ その他の防災関係機関

この計画の定めるところにより、防災本部（現地本部が設置された場合は現地本部）と連絡を密にして応急対策を実施する。

### 5 自然災害の応急対策

地震・津波及び高潮等の自然災害により火災等発生した場合は、同節の1～4による他、各機関においては次のとおり実施する。

なお、自然災害が発生した場合には、市街地などの一般地域においても多くの被害が予想されるため、被災地全体を見据えた効率的・効果的な災害対応を進める必要がある。

#### (1) 地震

##### ア 特定事業所

- (ア) 出火、爆発、石油等の漏えい等の災害が発生するおそれがある場合は、火気使用の制限、操業の中止等の措置を講ずる。
- (イ) 危険物等貯蔵設備及び配管等の破損、き裂並びに危険物等の漏えいの有無を点検する。
- (ウ) 防油（液）堤及び流出油等防止堤の破損、き裂の有無を点検する。
- (エ) 安全装置、消火設備等の機能の適否を点検する。
- (オ) 津波の有無等地震情報を収集する。
- (カ) 周辺地域の状況を把握する。
- (キ) 防災関係機関との通信回線の点検・確保。
- (ク) 保安担当職員の参集。

##### イ 消防機関

- (ア) 地震の程度により、出動の準備体制をとるとともに、必要と認める場合は、警戒出動を行う。

- (イ) 必要に応じ周辺住民に対する広報活動を実施する。
- (ウ) 地震に関する情報を収集するとともに、必要に応じ特定事業所等に連絡する。
- (エ) 事業所等の災害状況の把握に努めるとともに、点検等の指導を行う。
- (オ) 事業所との通信回線の点検・確保。
- (カ) 津波の有無について情報を収集するとともに、海面監視を実施する。

ウ 海上保安部

津波の有無等について情報を収集するとともに、必要に応じ巡視船艇を出動させ、警戒にあたる。

エ その他の防災関係機関等

地震情報、被害状況の把握に努め、警戒体制をとるなど必要な措置を講ずる。

(2) 津波及び高潮等

ア 特定事業所

- (ア) 操業を中止する等の措置を講ずる。
- (イ) 荷役中の船舶は、荷役作業を中止するとともに直ちに離岸し、港外へ避難する。
- (ウ) 荷役栈橋及び栈橋上の配管の損壊を防止する。
- (エ) 敷地内及び防油堤等への海水の侵入を防止する。
- (オ) 浮遊するおそれのある物件を除去又は固定するとともに、排水口を閉鎖する。
- (カ) 津波等の被害を受けたときは敷地内等のたん水の排除作業を行うとともに、危険物等貯蔵設備及び配管等の破損、き裂並びに危険物等の漏えいの有無を点検する。
- (キ) 周辺地域の状況を把握する。

イ 当該市

- (ア) 沿岸住民に対する広報活動。
- (イ) 避難の勧告等及び誘導。
- (ウ) 隣接市町村に対する応援要請
- (エ) その他災害の規模に応じた必要な措置

ウ 消防機関

- (ア) 周辺住民に対する広報活動。
- (イ) 津波等の情報を収集し、必要に応じ特定事業所等に連絡する。
- (ウ) 事業所等の被害状況の把握に努めるとともに、点検等の指導を行う。
- (エ) 避難誘導及び救助、救急搬送の実施。

エ 海上保安部

- (ア) 情報連絡等の措置を講ずる。
- (イ) 船舶等の避難の指示及び警戒等の措置を講ずる。
- (ウ) 救助、救急搬送の実施。

オ その他の防災関係機関等

津波等の情報の収集、被害状況の把握に努め、警戒体制をとるとともに災害の規模に

応じた措置を講ずる。

## 6 大規模災害の応急対策

大規模災害が発生した場合には、特定事業所、消防機関及びその他防災関係機関は相互に一体となって応援協力体制を確立するものとする。

### 第2節 警戒警備、交通規制対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要な警戒区域の設定及び警戒警備措置並びに交通の安全と緊急車両の通行確保及び航行の安全と緊急船舶の航行確保のための規制措置について定めるものとする。

#### 1 警戒警備措置

##### (1) 警戒区域の設定

住民等の危険防止及び防災関係機関の円滑な防ぎょ活動を確保するため、必要な範囲において警戒区域を設定し、立入禁止の措置を講ずるものとする。

##### ア 陸 上

市町村長、消防（局）長及び警察署長は、警戒区域を設定し、立入りの制限、禁止等の措置を講じる。

##### イ 海 上

伏木海上保安部長は、警戒区域を設定し、船舶交通の制限又は禁止の措置を講ずる。

##### (2) 警戒警備等の方法

陸上における警戒区域には掲示板を立てるほか、ロープ、赤旗及び赤色灯等により標示するとともに、関係者以外の立入禁止、避難立退きの勧告、火気の使用制限及び禁止等を実施する。又、警察官は警戒区域周辺の警ら、警戒活動を強化し、治安の維持に努める。

海上においては、無線通信等により周辺海域の船舶に周知するとともに、巡視船艇が直接現場で警戒にあたる。

#### 2 交通規制対策

##### (1) 規制方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、幹線道路等の交通実態を把握し、特別防災区域及び関連道路の車両の通行禁止、制限等実情に応じた交通規制を実施し、交通の混乱の防止並びに避難路及び緊急活動路の確保を図るものとする。

##### (2) 規制方法

##### ア 避難路の確保

住民が安全かつ迅速に避難できるよう道路を確保するため、一般車両の通行を禁止し、又は制限するなど必要な措置を講ずる。

##### イ 緊急交通路の確保

災害応急対策用緊急車両が安全かつ円滑に運行できる通行路を確保するため、一般車両の通行を禁止し、又は制限するなど必要な措置を講ずる。

ウ 災害現場付近の混雑緩和

災害現場付近への一般車両の乗り入れを規制するほか、災害によって生ずる幹線道路の障害の程度に応じ規制か所又は区間に必要な警察官等を配置し、う回誘導等の措置を講ずる。

(3) 規制広報

交通規制を行ったときは、必要なか所に立看板等を掲出するなど通行の禁止制限の区間、う回路等について広報するとともに報道機関、日本道路交通情報センター等を通じてその徹底を図るものとする。

(4) 交通規制

災害発生時において避難路の確保、緊急活動路の確保及び災害現場付近の混雑緩和のため、次のとおり交通規制を実施する。

ア 富山地区



イ 伏木地区



地理院地図(電子国土web)をもとに高山県作成

ウ 新湊地区



二 婦中地区



地理情報地区(電子国土web)をもとに富山県作成



### 第3節 避難誘導対策

特別防災区域周辺住民及び特定事業所等の従業員の生命及び身体を保護するために必要な避難誘導措置について定めるものとする。

なお、地震や津波等の自然災害時においては、特別防災区域外での火災発生状況、道路や橋梁の被害状況及び二次災害の発生状況などを考慮して、被災地域全体の避難対策の一環として避難誘導措置を進めるものとする。

#### 1 避難誘導の分担

##### (1) 当該市

当該市長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、計画（マニュアル等）を策定するものとし、特に必要があると認めるときは、自ら又は警察官若しくは海上保安官に要求し、避難の指示又は勧告を行う。

##### (2) 警察

警察官は、当該市長から要求があったとき、又は当該市長が避難の勧告等ができないと認めるときは、自ら避難のための立退きを指示する。この場合は、警察官は直ちに当該市長に避難場所、人員等を通知する。

##### (3) 海上保安部

海上保安官は、海上において人命保護のため必要があるとき、又は当該市長から要求があったとき、若しくは当該市長が避難の指示又は勧告ができないと認めるときは、船舶乗組員、特別防災区域周辺住民等に対し、避難の指示又は勧告を行う。

##### (4) 特定事業者

特定事業所内の従業員等の生命又は身体を保護するため、計画（マニュアル等）を策定するものとし、必要と認めるときは、自主的に避難の措置を講ずる。

#### 2 避難の勧告等の方法

避難の指示又は勧告は、消防機関等の協力を得て、広報車、放送設備、サイレン等により、すみやかに伝達する。

#### 3 避難の勧告等の周知事項

- (1) 避難指示又は勧告の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等

#### 4 避難の誘導

警察官又は消防職(団)員等を避難経路に配置し、避難誘導を行う。

#### 5 避難の勧告等後の措置

- (1) 当該市長は自ら避難の勧告等をしたとき、若しくは警察官、海上保安官から避難の指示又は勧告をした旨通報をうけたときは、すみやかに防災本部(現地本部が設置された場合は現地本部)に報告する。
- (2) 特定事業者は、従業員等の避難を実施したときは、すみやかに当該市長に報告する。

## 6 避難場所

避難場所は、次に掲げるとおりである。

なお、所在市は、大規模災害など災害の態様等を踏まえて広域的な避難場所を予め選定しておくものとする。

### (1) 富山地区（平成31年1月31日現在）

町名又は地区	世帯数	人口	避難予定場所
四方西岩瀬	119	269	市立四方小学校
〃 北 窪	167	445	
〃 荒 屋	392	1,041	市立草島小学校
草 島（一部）	414	1,033	
岩瀬諏訪町（一部）	87	186	市立岩瀬小学校 富山競輪場駐車場
〃 入 船 町	39	77	
〃 萩 浦 町	55	115	
〃 港 町	33	72	
〃 大 町	60	149	
〃 新川町（一部）	47	99	

※（一部）とは、特別防災区域から500mの範囲内

### (2) 伏木地区（平成31年1月31日現在）

町名又は地区	世帯数	人口	避難予定場所
伏木国分1、2丁目	316	769	伏木高等学校
伏 木 本 町	387	961	
伏 木 中 央 町	224	485	市立伏木小学校
伏 木 湊 町	123	274	

### (3) 新湊地区（平成31年1月31日現在）

町名又は地区	世帯数	人口	避難予定場所
草岡町1丁目	79	208	市立射北中学校
草岡町2丁目	99	272	

(4) 婦中地区（平成31年1月31日現在）

町名又は地区	世帯数	人口	避難予定場所
笹倉1・2・5区	327	844	婦中消防署
笹倉3・4・13区	312	684	市立速星小学校
速星1・2・5区	1,084	2,527	市立速星中学校
速星3・4区	158	344	富山西高等学校
下坂倉	101	315	
東本郷	41	117	市立鶴坂小学校
西本郷	256	739	
宮ヶ島	216	612	
田島	756	1,954	
安田	112	334	市立朝日小学校

#### 第4節 救急医療対策

被災した特別防災区域周辺住民及び特定事業所等の従業員に対して行う救急活動等について定めるものとする。

##### 1 救出・救急対策

###### (1) 災害発生特定事業所の措置

- ア 自衛防災組織等により被災従業員等を救出する。
- イ 消防機関の救助(救急)隊到着後は、その指揮を受けて救出にあたる。

###### (2) 消防機関の措置

救助(救急)隊で被災者を救助し、医療機関へ搬送する。

###### (3) 警察、海上保安部の措置

災害発生特定事業所及び消防機関と連携をとりながら被災者の救出活動にあたる。

##### 2 医療救護

###### (1) 当該市の措置

- ア 当該市所管の医療機関により医療救護班を編成し、医療救護にあたる。
- イ 必要に応じ、県に対して医療救護班の応援要請をする。

###### (2) 県の措置

###### ア 富山県 DMAT の派遣要請

知事は、富山県 DMAT 設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県 DMAT の派遣が必要と認められるときは、富山県 DMAT 指定病院に対して、富山県 DMAT の派遣を要請する。

富山県 DMAT の派遣要請があったときは、指定病院の長は、速やかに富山県 DMAT の派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県 DMAT を出動させる。

#### イ 医療救護班の要請

被害の状況に応じ、公的病院等に医療救護班の派遣を要請し、出動させるとともに必要に応じ、日本赤十字社富山県支部等に応援を要請する。

## 第5節 自衛隊の災害派遣

災害の発生に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合の自衛隊の災害派遣に関して定めるものとする。

### 1 災害派遣の要請者

- (1) 陸上災害の場合 富山県知事
- (2) 海上災害の場合 第九管区海上保安本部長

### 2 防災関係機関の災害派遣要請

防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事等へその旨申し出るものとする。

### 3 災害派遣の要請手続

部隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明確にして行う。

- (1) 災害の状況及び派遣を必要とする事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

### 4 要請文書あて先

あて先	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第14普通科連隊長	〒921-8104 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171
海上自衛隊 舞鶴地方総監部総監	〒625-0087 京都府舞鶴市字余部下1190	0773-62-2250
航空自衛隊 第6航空団司令	〒923-0961 石川県小松市向本折町戊267	0761-22-2101

### 5 災害派遣部隊等の出動

災害派遣要請を受けた自衛隊は、派遣の必要を認めた場合は、知事等に連絡するとともに、直ちに必要部隊及び資機材を災害現場に派遣するものとする。

この場合、知事等は当該市又は派遣を要請した防災関係機関に対し、派遣部隊等の受け入れ体制をとるよう指示する。

## 6 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は、航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が破損し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。その場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与し又は譲渡する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

## 7 災害派遣部隊等の撤収

災害派遣部隊等の長は、知事等から要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整のうえ、派遣部隊等を撤収するものとする

## 8 経費の負担

災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊等を要請した当該市又は防災関係機関の負担とする。

- (1) 派遣部隊等の宿泊施設、借上料及び光熱水費

- (2) 派遣部隊等が連絡のため宿泊施設に設置した電話等の付帯設備費及び通話料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

## 第6節 資機材等の調達及び輸送

災害応急対策の実施に際し防災資機材等に不足を生じ又は生ずるおそれがある場合における防災資機材等の調達及びその輸送方法等について定めるものとする。

### 1 調達先

- (1) 特定事業者、消防機関及びその他の災害応急対策実施機関は、防災活動に必要な防災資機材等についてあらかじめ防災関係機関及びその他の機関で備蓄している防災資機材等の種類及び数量等を把握し、迅速に調達ができるようにしておくものとする。
- (2) 県内の調達で不足する場合は、防災本部を通じて他府県から調達する。

### 2 調達手続

防災資機材等を調達する場合には、調達先に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の状況及び調達理由
- (2) 必要とする防災資機材等の種類及び数量
- (3) 輸送方法
- (4) その他必要な事項

### 3 輸送方法

調達防災資機材等の緊急輸送は、原則として災害発生特定事業所の自衛防災組織等又は防災資機材等に不足をきたした機関があたるものとし、これが不可能又は著しく困難な場合は調達先に依頼するほか、次の方法による。

- (1) 陸上輸送
  - ア 防災関係機関等の車両
  - イ 災害派遣された自衛隊の車両
  - ウ 運送業者の車両
- (2) 海上輸送
  - ア 防災関係機関等の船舶
  - イ 災害派遣された自衛隊の船舶
  - ウ 海上運送業者の船舶
- (3) 航空輸送
  - 災害派遣された自衛隊の航空機

### 4 集積場所

調達した防災資機材等は、当該市長が指示する場所に集積するものとする。

## 第7節 大容量泡放射システムの輸送体制の確保

石油コンビナートでの浮き屋根式タンクの全面火災により、本広域共同防災組織から大容量泡放射システムの輸送が行われるときは、以下により、迅速かつ円滑な輸送体制を確保するものとする。

### 1 システムの輸送に関する連絡等

#### (1) 輸送車両の確保

配備事業所は、北陸地区広域共同防災規程に定める方法により、大容量泡放射システムの輸送に必要な車両を調達する。

#### (2) 配備事業所の措置

ア 配備事業所は、他の特定事業所（他の県に存する特定事業所を含む。）から大容量泡放射システムの輸送の要請を受けたときは、直ちに輸送に必要な車両等を手配する。

イ 配備事業所は、他の特定事業所（他の県に存する特定事業所を含む。）に大容量泡放射システムを輸送するときは、輸送車両の情報について、防災本部に連絡する。

#### (3) 防災本部等の措置

ア 防災本部は、大容量泡放射システムの輸送の連絡を受けたときは、図1「緊急時通報連絡系統図」に基づき、輸送に必要な調整等を行うとともに、これを統括する。

イ 大容量泡放射システムの輸送に関する連絡を受けた関係機関は、図2「輸送に関する関係機関の協力連携」に基づき、直ちに所要の活動を実施する。

ウ 大容量泡放射システムの輸送に関する連絡先及び連絡を実施すべき者は、別に定める。

### 2 大容量泡放射システムの輸送経路

大容量泡放射システムを輸送する際の配備事業所から発災事業所への経路は、北陸地区広域共同防災規程に定める輸送計画による。

### 3 輸送計画の調整

本広域共同防災組織を構成する特定事業者を代表する者は、石災法第19条の2第4項の規定に基づき、北陸地区広域共同防災規程を届け出るとき、又は当該広域共同防災規程に定める輸送計画を変更しようとするときは、当該輸送計画について、あらかじめ防災本部と調整するよう努める。

### 4 輸送に係る県内関係機関及び関係県との調整

#### (1) 輸送に係る県内関係機関との調整

防災本部は、輸送に係る事項について、関係機関等と確認、検証を行うなど、必要な連絡・調整を行う。

#### (2) 輸送に係る関係県との調整

防災本部は、システムの輸送経路が他県にわたる場合にあっては、当該輸送経路に関係する県の防災本部と関係県間の輸送に関する連絡・調整を行う。

緊急時の通報連絡系統図

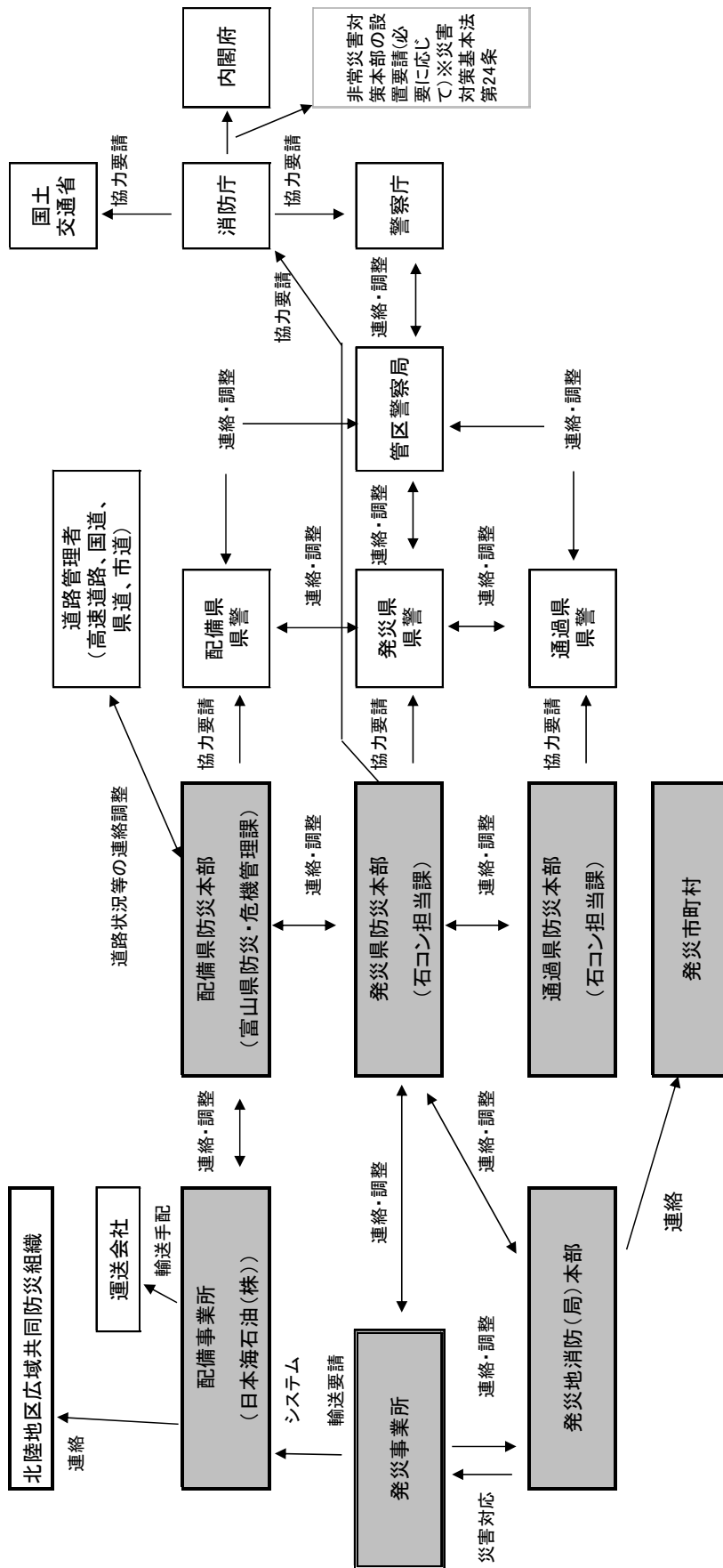


図1



輸送に係る関係機関の協力連携

	富山県		富山県警察本部	警察庁管区警察局	高速道路、国道、県道、市道の道路管理者	消防(局)本部 (発災県として)	消防庁
	発災県として	配備県として					
北陸地区広域共同防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係県防災本部へ連絡</li> <li>県警へ協力要請</li> <li>消防庁特殊災害室へ連絡</li> <li>道路管理者へ連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係県防災本部へ連絡</li> <li>県警へ協力要請</li> <li>配備事業所との調整</li> <li>道路管理者へ連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁、管区警察局との連絡調整</li> <li>関係県警察との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係県警察との連絡調整</li> </ul>			
災害の発生(輸送に向けての対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係事業所へ輸送の要請</li> <li>消防(局)本部との調整</li> <li>輸送ルート決定・連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係県防災本部へ連絡</li> <li>県警へ協力要請</li> <li>消防庁特殊災害室へ連絡</li> <li>道路管理者へ連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係県警察との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係県警察との連絡調整</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁管区警察局へ協力要請</li> <li>緊急消防援助隊の派遣</li> <li>職員の現地派遣</li> <li>関係省庁・関係県との調整</li> <li>内閣府へ非常災害対策本部の設置要請</li> </ul>	
出発(配備事業所)における対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送車両・クレーン等の調達</li> <li>輸送車両の統制・待機場所の確保</li> <li>必要資機材の積載車両の確保</li> <li>輸送連絡要員及び通信設備の確保</li> <li>一団である旨の輸送車両への掲示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送車両の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送車両の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送車両の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送車両の確保</li> </ul>		
市街地における対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁・トンネルにおける車両制限の適合性の確保</li> <li>通行制限等への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の通行制限等の情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察用自動車による先導、交差点における信号操作、警察官による現場での交通規制その他の状況に応じて必要と認められる措置</li> <li>交通規制等の情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係県警察との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路上工事等の通行規制に関する問い合わせへの回答</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁・関係県との調整</li> </ul>	
高速道路等における対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁・トンネルにおける車両制限の適合性の確保</li> <li>通行制限等への対応</li> <li>高速道路利用料金の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の通行制限等の情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察用自動車による先導、出入り口における交通規制その他の状況に応じて必要と認められる措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係県警察との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路上工事等の通行規制に関する問い合わせへの回答</li> <li>高速道路出入口の渋滞状況の確認連絡</li> <li>高速道路利用料金の連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁・関係県との調整</li> </ul>	
到着(発災事業所)における対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレーン等の手配</li> <li>輸送車両の統制・待機場所の確保</li> <li>必要資機材の積載車両の確保</li> <li>資材設定の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係県防災本部へ連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両待機場所における交通整理</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材の配置確認</li> <li>消火活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁・関係県との調整</li> </ul>
予期せぬ事態における対応※	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接プロックからのシステム輸送</li> <li>車両以外の輸送手段の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両以外の輸送手段の確保にに向けた調整</li> <li>関係機関との調整等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との調整等円滑な輸送の確保</li> </ul>			

※ 「予期せぬ事態」とは、橋梁等の倒壊による通行不能など、陸路による輸送が不可能となった事態、又は概ね8時間以内の輸送が不可能と判断された状態を想定

## 第9章 災害復旧対策

### 第1節 災害復旧の基本方針

災害復旧にあたっては、被災施設の原型復旧にとどまらず、再度災害の発生防止に必要な施設の復旧を図るものとする。

### 第2節 公共施設の災害復旧

#### 1 災害復旧事業方針

特別防災区域に係る災害により被害を受けた公共施設を管理する機関は、被災公共施設の復旧にあたっては、すみやかに災害復旧計画を策定し、工事を短期間に完了するよう努めるものとする。

#### 2 災害復旧計画

県民生活及び産業活動に重要な影響を及ぼすおそれのある道路、橋りょう、水道、都市ガス、電力、通信施設等については、すみやかに応急工事を施行し機能の早期回復を図るものとする。

# 資 料

# 1. 防災本部条例

## (1) 富山県石油コンビナート等防災本部条例

昭和51年9月28日  
富山県条例第35号  
富山県知事

(趣旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第28条第9項の規定に基づき、富山県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員の任期)

第2条 法第28条第5項第9号に掲げる本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の本部員は、再任されることができる。

(専門員の任期)

第3条 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第4条 防災本部は、幹事35人以内を置く。

2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第5条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(細則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 富山県石油コンビナート等防災本部運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、富山県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年富山県条例第35号。）第6条の規定に基づき、富山県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(防災本部の招集等)

第2条 防災本部は、本部長が必要と認めるとき、又は本部員の請求があったとき、本部長が招集し、その会議の議長となる。

2 防災本部は、本部員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災本部の議事は、出席した本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、本部長が適宜の方法により関係のある本部員と協議して決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災本部を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で早急に措置を要するとき。

(3) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 本部長は、前項各号による決定をしたときは、次の防災本部にその旨を報告するものとする。

(幹事会)

第4条 幹事会は、幹事で組織する。

2 幹事会は、本部長が招集し、あらかじめ本部長が指名する幹事がその議長となる。

3 幹事会は、次の事項を処理する。

(1) 防災本部又は部会に提出する議案の作成

(2) その他本部長から命ぜられた事項

(部 会)

第5条 第2条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「本部長」とあるのは「部会長」と、「本部員」とあるのは「本部員又は専門員」と、同条第2項及び第3項中「本部員」とあるのは「本部員及び専門員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第6条 防災本部の事務を処理させるため、防災本部に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、富山県危機管理監をもってあてる。

4 事務局長は、本部長の命を受け局務を掌理する。

(細 部)

第7条 この規定によるもののほか必要な事項は、その都度防災本部に諮って定める。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

### (3) 富山県石油コンビナート等防災本部部会設置規程

(設 置)

第1条 富山県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年富山県条例第35号。）第5条の規定により、防災本部に専門の事項を調査、審議するための次の部会を置く。

災害対策研究部会

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

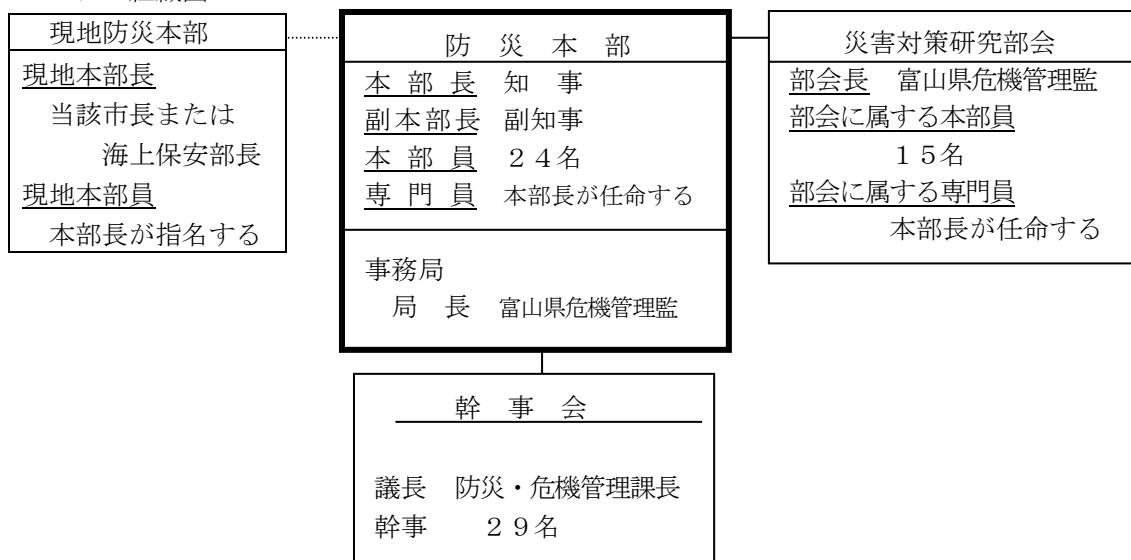
- (1) コンビナート災害予測のための調査、研究、実態把握に関すること。
- (2) 被害発生想定に関すること。
- (3) 被害発生の予防措置、応急措置、復旧措置に関すること。
- (4) 防災資機材の運用並びに備蓄計画に関すること。
- (5) 災害救助応援にかかる救助組織編成計画に関すること。
- (6) 防災計画原案の作成に関すること。
- (7) 事故原因調査に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(4) 富山県石油コンビナート等防災本部組織図及び本部員、幹事名簿

ア 組織図



イ 防災本部員及び幹事名簿

区分	機 関 名	本 部 員	幹 事
1号	中部管区警察局 富山労働局 中部近畿産業保安監督部 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 伏木富山港湾事務所 第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	局 長 局 長 部 長 所 長 所 長 部 長	災 害 対 策 管 長 健 康 安 全 課 長 保 安 課 長 副 所 長 副 所 長 警 備 救 難 課 長
2号	陸上自衛隊第14普通科連隊	連 隊 長	第 三 科 長
3号	富山県警察本部	本 部 長	危 機 管 理 対 策 官 交 通 規 制 課 長
4号	富 山 県	副 知 事 危 機 管 理 監 生 活 環 境 文 化 部 長 厚 生 部 長 商 工 勞 働 部 長 農 林 水 産 部 長 土 木 部 長	防 災 ・ 危 機 管 理 課 長 環 境 保 全 課 長 厚 生 企 画 課 長 商 工 企 画 課 長 水 産 漁 港 課 長 港 湾 課 長

区分	機 関 名	本 部 員	幹 事
5号	富 山 市 高 岡 市 射 水 市	市 市 市	長 長 長 防 災 対 策 課 長 総 務 課 長 総 務 課 長
7号	富 山 市 消 防 局  高 岡 市 消 防 本 部  射 水 市 消 防 本 部	局  消 防  消 防	長  長  長 警 防 課 長 富 山 北 消 防 署 長 婦 中 消 防 署 長 警 防 課 長 伏 木 消 防 署 長 防 災 課 長 新 湊 消 防 署 長
8号	日 本 海 石 油 (株) 出 光 興 産 (株) 伏 木 油 槽 所 北 陸 電 力 (株) 富 山 新 港 火 力 発 電 所 日 産 化 学 (株) 富 山 工 場	社 所 所 工 場	長 長 長 長 業 務 部 長 所 長 業 務 課 長 環 境 安 全 室 長

ウ 災害対策研究部会員名簿

部会に属する本部員	部 会 幹 事	実 務 担 当 者
中部近畿産業保安監督部長	保 安 課 長	課 長 補 佐
伏木海上保安部長	警 備 救 難 課 長	救 難 係 長
陸上自衛隊第14普通科連隊長	第 三 科 長	警 備 幹 部
富 山 県 警 察 本 部 長	危 機 管 理 対 策 官	課 長 補 佐
富 山 県 危 機 管 理 監	防 災 ・ 危 機 管 理 課 長	課 長 補 佐
生活環境文化部長	環 境 保 全 課 長	ガ ス 火 薬 保 安 係 長
土 木 部 長	港 湾 課 長	管 理 係 長
富 山 市 消 防 局 長	警 防 課 長	防 災 担 当 主 幹
	富 山 北 消 防 署 長	消 防 課 長
	婦 中 消 防 署 長	署 長 代 理
高 岡 市 消 防 長	警 防 課 長	警 防 課 主 幹
	伏 木 消 防 署 長	係 長
射 水 市 消 防 長	防 災 課 長	警 防 課 長
	新 湊 消 防 署 長	
日 本 海 石 油 (株) 社 長	業 務 部 長	業 務 係 長
出 光 興 産 (株) 伏 木 油 槽 所 長	所 長	所 長
北 陸 電 力 (株) 富 山 新 港 火 力 発 電 所 長	業 務 課 長	業 務 副 課 長 ( 保 安 )
日 産 化 学 (株) 富 山 工 場 長	環 境 安 全 室 長	環 境 安 全 室 長 補 佐



## 2. 特別防災区域の指定

### (1) 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令

(昭和51年7月9日 政令第192号)

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号の規定に基づき、この政令を制定する。

1. 石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する政令で指定する区域は、別表各号に掲げる地区ごとの区域とする。
2. 別表に規定する主務大臣は、通商産業大臣及び自治大臣とする。
3. 別表に掲げる区域は、昭和51年6月1日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によって表示されたものとする。

#### 附 則

この政令は、昭和51年7月14日から施行する。

#### 別 表

##### 25 富 山 地 区

富山県富山市の区域のうち次の区域

- (1) 草島地先埋立地の区域のうち主務大臣の定める区域
- (2) 草島字高砂、字砂置及び字長井、古川字彦助及び字穴田、西岩瀬字浜開並びに四方北窪字古高尻、字沖ノ島、字前島平均、字豆田及び字狐島の区域、草島字亀田、字鶴田、字八重崎及び字古川、古川字川原、四方北窪字野際及び字畑直し並びに四方荒屋字沢田及び字中坪の区域のうち主務大臣の定める区域

##### 26 婦 中 地 区

富山県富山市婦中町西本郷、速星及び笹倉の区域のうち主務大臣の定める区域

##### 27 新 湊 地 区

富山県射水市堀江千石の区域のうち主務大臣の定める区域

##### 28 伏 木 地 区

富山県高岡市伏木磯町及び伏木湊町の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令別表に規定する主務大臣の定める区域を定める告示

通商産業省  
(昭和51年7月14日自治省告示第1号)

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和51年政令第192号)別表の規定に基づき、同表に規定する主務大臣の定める区域を次のように定める。

石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定

25 富山地区

富山県富山市の次の区域

(1) 草島地先埋立地のうち日本海石油株式会社防災倉庫敷地以北の区域

(2) 草島字亀田102番地の4、102番地の6から102番地の8まで、104番地の9、104番地の10、241番地の2及び245番地の2、字鶴田1番地の1、字八重崎1番地及び2番地の1から2番地の3まで並びに字古川129番地の1から129番地の3まで、129番地の6から129番地の18まで、129番地の20、129番地の21、137番地の1及び137番地の2、古川字川原26番地の2から26番地の6まで、29番地の1から29番地の4まで、209番地の1から209番地の3まで、210番地の1から210番地の11まで、218番地から223番地まで、224番地の1及び224番地の2、四方北窪字野際1094番地の1、1094番地の2、1099番地の2、1103番地の2、1105番地の1、1105番地の5、1106番地の2、1123番地の3、1123番地の4、1130番地、1130番地の2、1130番地の3、1137番地の2、1138番地の2、1148番地の2、1162番地の2、1179番地の1から1179番地の5まで、1270番地、1207番地の2、1218番地の2、1225番地の2、1238番地の2、1248番地、1248番地の2から1248番地の4まで、1260番地の2、1274番地の2、1292番地の2、1321番地の2、1330番地の1、1330番地の3、1330番地の4、1336番地の3、1340番地の2、1345番地の2、1356番地の2、1356番地の3、1356番地の6、1368番地の3、1368番地の4、1368番地の7、1373番地の3、1403番地の2、1403番地の9、1403番地の19、1442番地の1、1442番地の5、1442番地の10、1477番地の1から1477番地の4まで、1479番地の1及び1479番地の2並びに字畑直し1529番地の1、1529番地の3、1529番地の5、1529番地の6、1534番地、1534番地の2、1537番地、1537番地の2から1537番地の5まで、1541番地の1から1541番地の5まで、1606番地の2、1607番地の2、1607番地の3、1612番地の1、1612番地の2、1612番地の4から1612番地の6まで、1616番地の1から1616番地の4まで、1617番地の1、1617番地の3、1651番地、1677番地の2及び1677番地

の4から1677番地の8まで並びに四方荒屋字沢田1番地の1から1番地の3まで、79番地の3から77番地の5まで、99番地の2、278番地の1、278番地の3、339番地の1から339番地の6まで、363番地、363番地の2、402番地、408番地、408番地の2から408番地の7まで、459番地の3及び459番地の4並びに字中坪割515番地の3から515番地の5まで、548番地の1、548番地の2、548番地の4から548番地の8まで、576番地の1、576番地の3、576番地の4、576番地の8から576番地の10まで、576番地の13、576番地の14、685番地の1、685番地の5及び761番地の3区域

## 26 婦 中 地 区

富山県婦負郡婦中町西本郷235番地の1、236番地の1、237番地の1、238番地の1、238番地の3、238番地の4、238番地の9、238番地の11、238番地の31、238番地の32、239番地の1、239番地の5及び239番地の6、速星630番地、908番地の1並びに笹倉362番地の3、366番地、368番地、369番地、370番地、371番地、372番地の2、373番地の2、374番地の2、375番地の2、376番地の2、377番地の2、378番地の4、379番地、380番地から385番地まで、391番地の2、397番地、398番地、402番地の1、408番地の1、414番地の1、414番地の3、414番地の4、420番地から424番地まで、426番地、565番地、569番地、634番地の1、634番地の2、635番地、636番地の1、637番地の1、637番地の2、638番地及び639番地の1の区域

## 27 新 湊 地 区

富山県新湊市堀江千石1番地、2番地、3番地、4番地の1、11番地、13番地、14番地、15番地の2、17番地及び50番地の2の区域

## 28 伏 木 地 区

富山県高岡市伏木磯町17番地の1から17番地の3まで、18番地、19番地の1から19番地の6まで、20番地、33番地から36番地まで、38番地、40番地、42番地の1、42番地の2、43番地の1から43番地の4まで、75番地の1、75番地の33から75番地の40まで、75番地の42、75番地の111、75番地の113、75番地の120、75番地の124、76番地の38、77番地の40から77番地の43まで及び78番地の23から78番地の27まで並びにこれらに隣接する護岸並びに伏木湊町76番地の96、77番地の92、77番地の94から77番地の97まで、77番地の100、77番地の109、77番地の110、78番地の37、78番地の85の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

(平成29年12月15日 総務省 告示第2号)  
経済産業省

石油コンビナート等特別区域を指定する政令(昭和51年政令第192号)別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定(昭和51年 通商産業省 告示第1号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

#### 26 新 湊 地 区

富山県新湊市堀江千石1番地、2番地、3番地、4番地の1、6番地の1(富山新港火力発電所富山高等専門学校臨海実習場東護岸管理道路以南は除く。)、7番地の1(富山新港火力発電所富山高等専門学校臨海実習場東護岸管理道路以南は除く。)、7番地の2、8番地の1、8番地の2、9番地から11番地まで、12番地の1、13番地、14番地、15番地の1、15番地の2、16番地から21番地まで、50番地の2及び50番地の3(富山新港火力発電所富山高等専門学校臨海実習場東護岸管理道路以南は除く。)の区域

### 3. 相互応援協定等の現況

#### (1) 災害時等の応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある県市（以下「被災県市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

(2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等

(3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態

(応援県市)

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。

2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。

3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん

イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん

エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

(2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置

(3) 被災者等の一時収容のための施設の提供

(4) 医療機関による傷病者の受入

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 各縣市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする縣市は、別に定める内容を明らかにして、他の縣市に要請するものとする。

2 各縣市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時等における自主的活動)

第5条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災縣市等から前条の要請がない場合、他の縣市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた縣市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援縣市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災縣市等が、被災縣市等への往復の途中において生じたものについては、応援縣市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災縣市等及び応援縣市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の縣市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係縣市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年7月26日

富山県知事 石川県知事 福井県知事 長野県知事 岐阜県知事 静岡県知事 愛知県知事  
三重県知事 滋賀県知事 名古屋市長

## (2) 富山県市町村消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防の相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

(協定の適用範囲)

第2条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条に基づく災害対策本部が設置される以前の事態に適用する。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための消防隊の派遣
- (2) 大規模な災害事故における救助隊及び救急隊の派遣
- (3) その他の災害に際し、防ぎよに必要な人員及び資機材の援助

(応援要請)

第4条 応援を受けようとする市町村長（以下「応援要請者」という。）は、応援側の市町村長（以下「応援者」という。）に次の事項を連絡のうえ、応援を要請しなければならない。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の状況
- (3) 応援隊の種別、隊員数及び人員
- (4) 防ぎよに必要な資機材の種別及び数量
- (5) 応援の場所並びに誘導員の配置場所
- (6) その他必要な事項

2 応援養成者は、事後すみやかに前項各号について文書をもって応援者に提出しなければならない。

(応援の方法)

第5条 応援要請を受けた場合、応援者はそれぞれの区域内の警備に支障のない範囲において必要な応援をしなければならない。

2 応援は原則として要請によるものとする。ただし、隣接地域に発生した火災について、応援者が必要と認めた場合はこの限りでない。

3 火災以外の災害に対する応援は前2項に準ずる。

(応援出動の通報)

第6条 応援者は、要請に基づき応援出動する場合は、次の事項を応援要請者に通報しなければならない。

- (1) 応援隊の種別、隊員数及び人員
- (2) 応援隊の長の職、氏名
- (3) 資機材の種別及び数量
- (4) 出動時刻
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定は、前条第2項ただし書きの場合に準用する。

(応援隊の誘導)

第7条 応援要請者は応援隊の到着場所に誘導員をおき、応援隊の誘導を行わなければならない。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮者は、消防組織法第24条の4の規定に基づくほか次による。

- (1) 指揮者は、応援要請市町村の消防長又は消防団長とする。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

2 応援隊の長は、現場到着及び活動の状況等を前項の指揮者に報告しなければならない。

(情報の収集、通報)

第9条 協定者は、情報者の収集につとめ、相互に連絡しなければならない。

(応援経費)

第10条 応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。ただし、特別のものについては、関係当事者の協議により決定する。

- (1) 応援に要した経常的経費は、応援者の負担とする。
  - (2) 応援者が、災害地において調達したものの経費は応援要請者の負担とする。
- 2 応援隊に対する災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び消防団員公務災害補償等共済基金法（昭和31年法律第107号）の規程に基づき処理するものとする。
- 3 消防作業に従事した者に対する災害補償は、消防団員等公務災害補償等共済基金法の規程に基づき応援要請者において行うものとする。
- 4 賞じゅつ金の支給については、協定市町村が制定する関係条例等の規定に基づき応援要請者が応援者と協議のうえ処理するものとする。
- 5 現場において応援業務に従事中、第三者に加えた人的、物的損害補償は、応援要請者において行うものとする。

(運用細目)

第11条 この協定の運用は、別に定める富山県市町村相互応援協定細目による。

(協定の改定)

第12条 協定者が、この協定の改正を行う必要があると認めるときは、協議するものとする。

(協定の証)

第13条 この協定の成立を証するため協定者は本書1通を作成し、記名捺印のうえ、富山県知事に保管を委託するとともにその写を各1通所持するものとする。



附 則

この協定は、昭和44年3月7日から効力を発する。

上記のとおり協定する。

昭和44年2月7日

富山市長	高岡市長	新湊市長	魚津市長	氷見市長	滑川市長	黒部市長
砺波市長	小矢部市長	大沢野町長	大山町長	舟橋村長	上市町長	立山町長
宇奈月町長	入善町長	朝日町長	八尾町長	婦中町長	山田村長	細入村長
小杉町長	大門町長	下村村長	大島町長	城端町長	平村村長	上平村長
利賀村長	庄川町長	井波町長	井口村長	福野町長	福光町長	福岡町長

富山県市町村消防相互応援協定運用細目

(目 的)

第1条 この細目は、富山県市町村消防相互応援協定（以下「協定」という。）第11条の規定により、協定の適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(応援の種別)

第2条 応援の種別は、次の各号によるものとする。

(1) 第1応援

協定第5条第2項ただし書により出動するもの。

(2) 第2応援

隣接市町村から応援要請を受けて出動するもの。

(3) 第3応援

隣接市町村以外の市町村から、応援要請を受けて出動するもの。

(応援要請の手続)

第3条 協定第4条の応援要請は、関係市町村の消防本部（消防本部を置かない市町村においては当該市町村があらかじめ指定する場所とする。）に消防無線電話又は一般電話により要請するものとする。

(応援要請の連絡)

第4条 第2、第3応援要請を必要と認めた市町村は、直ちに富山県知事あてに連絡するものとする。

(応援計画)

第5条 市町村は、円滑なる応援を実施するため、応援計画を樹てるものとする。

2 前項の計画のうち第1応援については、関係市町村が協議のうえ策定するものとする。

(情報の収集、通報)

第6条 応援活動の迅速適正を図るため、消防無線電話の基地局を有する市町村は、常時開局しておくものとする。

### (3) 富山県石油コンビナート等特別防災区域消防相互応援協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき石油コンビナート等特別防災区域に係る陸上に災害が発生した場合の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(協定市町)

第2条 この協定は、次に掲げる各市町(以下「協定市町」という。)相互間において行うものとする。

- (1) 富山市
- (2) 高岡市
- (3) 新湊市
- (4) 婦中町

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 火災、爆発、石油等の漏えい又は流出その他の事故が発生した場合
- (2) 爆発等により多数の死傷者が発生した場合
- (3) その他前2号に準ずる災害が発生した場合

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した協定市町の長(以下「応援要請者」という。)が、次のいずれかに該当する場合に、応援側の協定市町の長(以下「応援者」という。)に行うものとする。

- (1) 災害が発生した市町の消防力によっては防ぎよが困難と認める場合
- (2) 災害を防除するため他の協定市町が保有する化学消防自動車、消火用薬剤その他の機械器具、資材又は設備(以下「防災資機材等」という。)を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び状況
- (2) 応援の場所
- (3) 応援隊の種別及び人員
- (4) 応援を要する防災資機材等の種別及び数量
- (5) その他応援に関する必要な事項

3 応援要請者は、事後速やかに前項各号について文書をもって応援者に提出するものとする。

(応援隊等の派遣)

第5条 前条の規定により、応援要請を受けた協定市町は、当該区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援者は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、応援隊の種別、出動人員、応援隊の長の職、氏名及び防災資機材等の員数を応援要請者に通報するものとする。

(防災資機材等の補給手配)

第6条 応援者は、応援要請者から応援者が所有する防災資機材について補給の依頼を受けたときは、迅速に手配し、その結果を応援要請者に通報するものとする。

(応援隊の指揮者等)

第7条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づくほか、次に定めるものとする。

(1) 指揮者は、応援要請市町の消防長又は、現場最高指揮者とする。

(2) 指揮は、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

2 応援隊の長は、現場に到着したときは、直ちに指揮者に報告するものとし、防災活動にあつたときは、逐次その状況を報告しなければならない。

(災害概要の通報)

第8条 応援要請者は、防災活動終了後、当該災害の概要を応援者に通報するものとする。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。

(1) 応援に要した経常的経費は、応援者の負担とする。

(2) 応援者が使用し、又は補給した消火用薬剤及び油処理剤等の経費は、応援要請者の負担とする。

2 前項に掲げる経費以外の経費負担区分については、その都度関係当事者間で協議のうえ定めるものとする。

(災害補償等)

第10条 災害現場に出動途上又は帰路途上発生した人的物的事故により生じた損害は、応援者の負担とする。

2 公務災害補償及び賞じゅつ金の支給その他定めのない補償等を行う必要が生じたときは、その都度関係当事者間で協議のうえ処理するものとする。

(連絡会議)

第11条 この協定の円滑な推進をはかるため、協定市町は、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議の協議連絡事項は、次のとおりとする。

(1) この協定の運用の円滑化に関すること。

(2) 協定市町及び特定事業所における防災資機材等の情報交換に関すること。

- (3) 防災活動の連携強化に関する事。
- (4) 防災訓練に関する事。
- (5) 防災資機材等の開発、研究資料の交換に関する事。
- (6) その他必要な事項

(運用細目)

第13条 この協定の運用は、別に定める富山県石油コンビナート等特別防災区域消防相互応援協定運用細目による。

(協定の改正)

第14条 この協定の改正を行う必要があるときは、その都度協定市町間において協議するものとする。

(協定書の作成及び保管)

第15条 この協定を証するため、富山県知事を立会人として本書4通を作成し、記名捺印のうえ、協定市町がそれぞれ各1通を保管し、その写しを富山県知事に提出するものとする。

(実施期日)

第16条 この協定は、昭和54年11月10日から実施する。

昭和54年11月1日

富山市長	改井秀雄
高岡市長	堀建治
新湊市長	渡辺一雄
婦中町長	八尾高重
立合人 富山県知事	中田幸吉

#### (4) 富山県石油コンビナート等災害対策連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、富山県石油コンビナート等災害対策連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、富山県内の石油コンビナート等特別防災区域にある特定事業者が、連絡協議会を行い防災対策の推進を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 協議会の会員は、石油コンビナート等特別防災区域に所在する次の特定事業所とする。

富山地区共同防災協議会

竹中産業株式会社富山港油槽所

富山港湾運送株式会社ケミカルセンター

日本海石油株式会社

北陸電力株式会社富山火力発電所

伏木地区共同防災協議会

出光興産株式会社伏木油槽所

J X T G エネルギー株式会社伏木油槽所

新 湊 地 区

北陸電力株式会社富山新港火力発電所

婦 中 地 区

日産化学株式会社富山工場

(業 務)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 災害を防止するための相互援助に関すること。
- (2) 災害の発生又は、拡大の防止に関する技術の共同研究及び教育の共同実施に関すること。
- (3) 総合防災訓練の実施に関すること。
- (4) その他防災対策の推進に関すること。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 監 事 2 名

2 会長、副会長及び監事は、会員の互選による。

3 転勤その他の事由により役員を辞任する場合は、その事業所より後任を選出する。

(役員任期)

第6条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、前条第3項により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、総会及び役員会の議長となり、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(顧問及び参与)

第8条 協議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が次の者のうちから委嘱することができる。

(1) 顧問

富山県知事 富山市長 高岡市長 射水市長 伏木海上保安部長  
学識経験者 若干名

(2) 参与

富山県防災・危機管理課長 富山県環境保全課長 富山県港湾課長 富山新港管  
理局長 富山市消防局長 高岡市消防長 射水市消防長

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

(総会)

第10条 総会は、原則として年1回開催する。

2 総会は、次の事項を協議決定する。

(1) 会則に関する事。

(2) 第4条の業務に関する事。

(3) 収支予算及び決算に関する事。

(4) その他必要な事項

3 総会は、会員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じ開催する。

2 役員会は、次の事項を処理する。

(1) 総会に提出する議案の作成

(2) 総会の付託事項についての調査検討

(3) 第4条に規定する事項についての協議検討

(4) その他必要な事項

(経費)

第12条 協議会に必要な経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

2 会費は別に定める。

(会計年度)

第 13 条 協議会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務局は、会長事業所内におき、この会の事務・会計をつかさどる。

附 則

1 この会則は、昭和 55 年 4 月 17 日から施行する。

## (5) 富山県沿岸排出油等防除協議会会則

(名称)

第1条 本会は富山県沿岸排出油等防除協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の法律第43条の6の規定に定める協議会として、富山県沿岸に著しく大量の油又は有害液体物質が排出された場合の防除に関し、あらかじめ必要な事項を協議するとともに、協議会の構成員たる関係者（以下「協議会会員」という。）による定期的な共同訓練を実施し、事故発生時において、それぞれの協議会会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1)排出油等の防除に関する自主基準の作成
- (2)排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (3)排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- (4)その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- (5)その他防除に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、会長1名、副会長1名及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、伏木海上保安部長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は、富山県総合政策局危機管理監をもってあてる。
- 5 副会長は、会長を補佐する。
- 6 会員は、別表に掲げる機関の長又はその指名する職員とする。

(技術専門委員会)

第5条 協議会の附属機関として、技術専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、協議会の要請又は諮問に応じて防除に関する技術的事項の調査研究及び助言を行う。
- 3 委員会の委員は、次の各号に該当するもののうちから総会の同意を得て会長がこれを委嘱する。

- (1)別表に掲げる機関の職員
- (2)学識経験者

(会議)

第6条 会議は、総会及び臨時総会とし、会長が招集のうえ、これを主宰する。

- 2 総会は、年1回とし、臨時会議は必要のある場合に開催する。



3 総会は、業務計画、協議会の運営に関する事項、その他会長が必要と認める事項について決議する。

4 臨時会議は、次の事項を議決する。

(1)業務の執行に関する事項

(2)その他緊急事項

(資料)

第7条 会員は、防除活動に必要な次の資料を作成し、速やかに会長に提出するものとする。

(1)施設、資機材の整備、保有状況

(2)情報連絡体制（事務担当者、緊急時連絡先電話番号）

(3)その他必要な事項

(訓練)

第8条 会員の防除活動を円滑にならしめるため、毎年1回以上の訓練を行うものとする。

(防除活動等とその調整)

第9条 会長及び協議会会員の防除活動等その調整は、次の各号によるものとする。

(1)情報提供

会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、協議会会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(2)活動の調整

会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、総合調整本部等を設置し、協議会会員に対し、情報の共有や既に実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、協議会会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行う。

(3)協議会会員による防除活動等

協議会会員である船舶所有者等、石油関係企業、石油化学・電力等の企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施、また、協議会会員である関係行政機関及び地方公共団体にあつては、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長の要請により、協議会会員である民間防災機関、曳船、漁業者団体等にあつては、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。

(4)原因者不明の浮流油と協議会の立場

原因者が不明の浮流油の処理に関しては、海上保安部、地方公共団体、港湾管理者あるいは漁業協同組合等が、それぞれの立場で協議しながら防除活動を行うこととなるが、協議会においても、協議事項として平素から協議するものとし、浮流油が発見された際には協議会の連絡系統を活用するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第 10 条 防除活動を実施する協議会会員は、前条により総合調整本部が設置された場合には、職員を総合調整本部に派遣するものとする。

- 2 会長は、防除活動を的確に推進するため、必要に応じて、原因者、PI 等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立行政法人海上災害防止センターの職員その他の防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者及びその他防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者を総合調整本部へ参加させることができる。

第 11 条 削除

（経費の求償）

第 12 条 防除活動に要した経費の求償は、各会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

（災害補償）

第 13 条 排出油等の防除活動を実施した各協議会会員に属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡を言う。）を受けた場合における補償については、当該被災した者の属する協議会会員が行うものとする。

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第 14 条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の 6 第 2 項の規定に基づき、富山県沿岸及びその周辺海域にかかる排出油等防除計画について、会員の協議を経て、海上保安庁長官に対し、意見を述べることができる。

第 15 条 削除

第 16 条 削除

（庶務）

第 17 条 協議会の庶務は、伏木海上保安部警備救難課において行う。

（細目）

第 18 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営上必要な細目は、別に定める。

附則

1. 本会則は平成 10 年 5 月 25 日から施行する。
2. 伏木富山港排出油防除協議会会則（平成 9 年 6 月 20 日）は、廃止する。
3. 平成 19 年 6 月 7 日 一部改正
4. 平成 20 年 6 月 2 日 一部改正
5. 平成 23 年 6 月 16 日 一部改正
6. 平成 30 年 6 月 27 日 一部改正

別表

伏木海上保安部

北陸地方整備局伏木富山港湾事務所

北陸地方整備局富山河川国道事務所

富山地方気象台

富山県総合政策局

農林水産部水産漁港課

土木部 港湾課

富山新港管理局

伏木港事務所

富山港事務所

土木部 河川課

生活環境文化部

富山県警察本部 地域部

警備部

朝日町

入善町

黒部市

新川広域圏消防組合（黒部消防署、入善消防署、朝日消防署）

魚津市

富山県東部消防組合消防本部（魚津消防署、滑川消防署）

滑川市

富山市

富山市消防局

富山市北消防署

射水市

射水市消防本部

高岡市

高岡市消防本部

高岡市伏木消防署

氷見市

氷見市消防本部

出光興産(株)伏木油槽所  
J X T G エネルギー(株)伏木油槽所  
竹中産業(株)富山港油槽所  
富山港湾運送(株)  
日本海石油(株)  
日本ゼオン(株)高岡工場  
北陸電力(株)富山火力発電所  
富山新港火力発電所  
日本通運(株)富山港支店  
伏木海陸運送(株) (北陸海事(株)含む)  
(株)不動テトラ富山営業所  
氷見土建(株)  
共和土木(株)  
五洋建設(株)北陸支店  
あおみ建設(株)富山営業所  
谷内工業(株)  
東洋建設(株)富山出張所  
若築建設(株)富山営業所  
新日本海重工業(株)  
富山県漁業協同組合連合会  
富山県水難救済会  
富山高等専門学校

## 富山県沿岸排出油等防除協議会業務運営細目

富山県沿岸排出油等防除協議会会則第18条の規定に基づき、富山県沿岸排出油等防除協議会業務運営細目を次のとおり定める。

### 1. 第10条関係

出動した各機関の防除活動等については、総合調整本部の調整結果を尊重し活動するものとする。

### 2. 第13条関係

(1) 法令とは、公務員の場合「国家公務員災害補償法」「地方公務員災害補償法」または、地方公共団体の定めた「条例」を、公務員以外の場合「労働者災害補償保健法」又は「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を言う。

(2) 出動した職員の災害補償関係の事務は、その職員の属する機関で処理するものとする。

### 3. その他

#### (1) 情報連絡体制

① 排出油等事故発生時の事故関係者又は情報を入手した会員は、次の事項を速やかに伏木海上保安部（協議会）又は最寄の警察署、消防署に連絡するものとする。

イ 事故発生（発見）日時、場所、原因者

ロ 排出油等の種類、量、状況

ハ 現在とっている措置、その他必要と思われる事項

② 排出油等事故発生時の会員への連絡については別途定める。

(2) 会員は、所属する機関の職員が出動した場合、火気使用厳禁、ガス検知の励行等災害事故発生の防止及び職員の災害防止に十分なる注意監督を行うものとする。

(3) 処理剤の使用については、専門知識を有するものの意見を考慮するものとする。

## 附則

本細則は平成10年5月25日から施行する。

## 附則

平成19年6月7日 一部改正

平成23年6月16日 一部改正

## (6) 富山地区共同防災協議会会則

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号、以下「法」という。)第19条第1項に基づき、富山地区の特定事業所で、共同防災組織として協議会を設け、同区域における災害の発生または拡大を防止するための業務について必要な事項を定め、公共の安全を確保する事を目的とする。

(名 称)

第2条 この協議会は、富山地区共同防災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事 務 所)

第3条 協議会の事務局を会長事業所におく。

### 第2章 組 織

(構 成)

第4条 協議会は、富山地区の次の特定事業所の代表者（以下「会員」という。）で構成される。

竹中産業株式会社富山港油槽所  
富山港湾運送株式会社ケミカルセンター  
日本海石油株式会社  
北陸電力株式会社富山火力発電所

2 協議会への加入および脱会は総会の議決を経なければならない。

(協議事項)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の事項を協議のうえ実施する。

- (1) 共同防災規程の制改定に関すること。
- (2) 防災資機材等の整備に関すること。
- (3) 防災教育訓練の立案に関すること。
- (4) 防災に関する情報および資料の収集、交換に関すること。
- (5) 共同防災組織の運営に関すること。
- (6) その他、協議会の目的達成のため必要と認めること。

(役 員)

第6条 協議会には、次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	1名
監 事	1名

(役員の仕事)

第7条 会長は協議会を代表し、会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(役員を選出及び任期)

第8条 役員は、会員の互選により総会において決定し、その任期は2年とする。

2 役員に欠員を生じたときは、当該特定事業所から補充し、任期は前任者の残存期間とする。

(相談役及び顧問)

第9条 協議会に相談役及び顧問を置くことができる。

2 相談役及び顧問は会長がこれを委嘱する。

3 相談役及び顧問は、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができる。

(幹事)

第10条 協議会の庶務会計を処理するため幹事をおく。

2 幹事は会長がこれを委嘱する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 会議は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

3 総会は次の事項を、協議決定する。

(1) 会則に関すること。

(2) 共同防災業務に関すること。

(3) 収支予算および決算に関すること。

(4) その他必要と認めること。

(決議の方法)

第12条 総会の決議は、会員の3分の2以上が出席し、出席した会員の過半数により行う。

(共同防災隊)

第13条 災害の予防と発災時の災害の拡大防止のための実行機関として共同防災隊をおく。

2 共同防災隊は、法、関連法則、会則および総会の決議に従い、共同防災規程に基づいて防災業務を行う。

### 第3章 会 計

(経費)

第14条 協議会の経費は、会費、臨時会費および分担金をもって、これにあてる。

2 協議会の経費の負担率および徴収方法は総会の決議による。

3 納入された会費、臨時会費および分担金額は原則として返却しない。

(会費)

第 15 条 会費は、協議会運営のための会議費、その他に充当する費用とする。

(臨時会費)

第 16 条 臨時会費は、支出の増大により協議会の運営に支障をきたすときまたは、使途により会費をもってあてることができない支出があるときに充当する費用とする。

(分 担 金)

第 17 条 分担金は、主として共同防災隊に関する費用で、防災資機材、施設、備品および人件費等に充当する費用とする。

(会計年度)

第 18 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

#### 第 4 章 雑 則

(共同防災隊規則)

第 19 条 共同防災隊の服務等に関する規則は別に定める。

(その他)

第 20 条 本会則に定めるもののほか、協議会の運営上必要な事項は総会で協議のうえ決定する。

附 則

本会則は平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

竹中産業株式会社富山港油槽所

富山港湾運送株式会社ケミカルセンター

日本海石油株式会社

北陸電力株式会社富山火力発電所



## (7) 伏木地区共同防災協議会会則

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第19条に基づき、伏木地区の特定事業所で共同防災組織として協議会を設け、災害の予防と発災時における災害拡大防止のための必要な業務を定め、地域の安全を確保することを目的とする。

(名 称)

第2条 この協議会は伏木地区共同防災協議会（以下「協議会」という。）と呼び、事務局を会長担当事業所内におく。

### 第2章 組 織

(構 成)

第3条 この協議会は伏木石油基地内にある次の企業の特定事業所(以下「会員事業所」という。)で構成する。

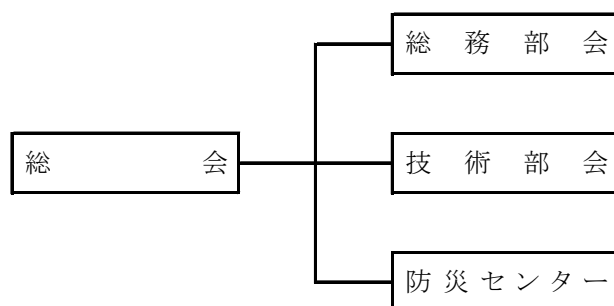
出光興産株式会社

EMGマーケティング合同会社

2 この協議会への加入、脱退は総会の議決を経なければならない。

(機 構)

第4条 この協議会は、目的達成のため、総会、部会、共同防災センター（以下「防災センター」という。）の機関をおき、その業務構成は次のとおりとする。



(役 員)

第5条 この協議会には次の役員をおく。

会 長 1 名

副 会 長 1 名

理 事 若干名

監 事 2 名

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は部会を担当する。
- 4 監事は会計を監査する。

(役員を選出及び任期)

第7条 役員は会員事業所の代表者(以下「会員」という。)の互選によるものとし、任期は1年で再任をさまたげない。

(総会)

第8条 総会は会員(役員に選出された会員を含む)で構成され、この協議会の最高議決機関である。

- 2 総会は、毎年1回定時に、ならびに会長が必要と認めたとき、または会員の過半数から要求があったとき開催する。
- 3 総会は、会員全員の出席で成立し、議事は出席者の3分の2以上により決定する。議長は会長になる。
- 4 総会は次の事項について協議決定する。

- (1) 会則に関する事項
- (2) 共同防災に関する重要事項
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 事業計画および収支決算
- (5) 役員の変更に関する事項
- (6) その他必要な事項

(部会)

第9条 共同防災業務の効果的推進のため総務部会および技術部会をおく。

- 2 総務部会は共同防災業務のうち総務、組織、分担金、その他の業務を、技術部会は防災資機材、施設、教育訓練について企画、調査、研究をおこない、その結果を総会に報告する。

(防災センター)

第10条 防災センターは法、関連法規、会則および総会の指示に従って災害の予防と発災時の拡大防止を実行する機関であり、共同防災規程、防災センター要綱に基づき防災業務を行う。

### 第3章 会 計

(経費)

第11条 この協議会の経費は、次の収入でまかなう。

- (1) 会費
- (2) 臨時会費
- (3) 分担金

2 納入された会費、臨時会費および分担金は原則として返却しない。

(会 費)

第 12 条 会費は、協議会運営のため会議費、事務費、光熱水費、その他にあてる費用で、総会の承認を受け、会計年度の当初に一括徴収する。

(臨時会費)

第 13 条 臨時会費は、支出の増大により、協議会の運営に支障をきたすとき、又は使途により会費をもってあてることができない支出があるとき、総会の承認を得て徴収することができる。

(分 担 金)

第 14 条 分担金は防災センターを運営するために必要な防災資機材、施設、備品、人件費等に関する費用で、総会の承認を得て、必要の都度徴収する。

(分 担 率)

第 15 条 会員の分担金の算出方法は別に定める。

(会計年度)

第 16 条 この協議会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### 第 4 章 雑 則

(防災センター要綱)

第 17 条 防災センターに関する労務、経費、資材等についてのとりきめは防災センター要綱として別に定める。

(そ の 他)

第 18 条 この会則に定めのない事項は必要に応じて総会を定める。

(附 則)

第 19 条 この会則は、平成 14 年 6 月 5 日から実施する。

2 「伏木地区共同防災協議会会則」(昭和 52 年 11 月 11 日制定)は本会則実施の日から廃止する。

本会則制定の証として各会員事業所記名押印する。

平成 26 年 4 月 1 日

富山県高岡市伏木磯町 1 番 14 号

出光興産株式会社 伏木油槽所

富山県高岡市伏木磯町 1 番 13 号

EMGマーケティング合同会社 伏木油槽所

## (8) 伏木石油基地消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、伏木石油基地内における関係会社及び関係会社の構内作業請負会(以下「協定者」という)が、危険物を貯蔵、取り扱う施設等に火災等の災害が発生した際に、その保有する消防力をもって消防の活動を相互に応援し早期に火災等を防衛し、被害の軽減を図るとともに、社会公共の安寧に寄与することを目的とする。

(応援要請)

第2条 協定者は、危険物を貯蔵取り扱う施設等及びその周辺に火災等の災害が発生し、この協定に基づく応援を求めようとするときは、原則として発災または被災事業所の防災管理者が「伏木共同防災センター」を通じて要請するものとする。

(応援)

第3条 協定者は応援の要請があったときは、速やかに自衛消防隊を派遣するとともに消火剤その他必要な資機材を提供して迅速に消防活動を応援するものとする。

(出動範囲)

第4条 自衛消防隊の出動範囲は、伏木石油基地内とする。

但し、その周辺における火災等の発生により危険が生じ、応援要請があったときはこの限りではない。

(自衛消防隊の活動)

第5条 応援のため出場した自衛消防隊は、現場にある消防機関の最高指揮者の指揮を受けて消火その他の活動に従事するものとする。

(消火薬剤等の提供)

第6条 消火剤その他の資機材を提供して消火活動を応援する場合は、原則として応援者側において災害現場までこれを速やかに搬送し被応援者側の立会のもとにその数量等を確認した後に引渡しするものとする。

(経費の負担)

第7条 応援のために要した経費等の負担は、次によるものとする。

- (1) 応援のために要した経常的な経費は応援者負担とし、消火剤その他の消耗資機材の費用は被応援者が負担するものとする。
- (2) 応援自衛消防隊員が応援業務の為に負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償は応援者の負担とする。

(訓練)

第8条 火災等の災害時における消防技術の向上と迅速で適確な応援活動を期するため、毎年1回以上各個又は総合防災訓練を行なうものとする。

(連絡会議)

第9条 協定者は、協定者相互の応援体制の強化と円滑な運営を図るため、毎年1回以上連絡会議を開催するものとする。

(情報交換)

第10条 応援を行なうに必要な資料は、毎年2回(4月、10月)次により交換するものとする。

- (1) 応援自衛消防隊の組織
- (2) 応援消火剤その他の資機材の保有状況
- (3) 応援業務連絡場所及び事務担当者

(加入及び脱退)

第11条 この協定に新たに加入又は脱退しようとするものは、その事由に基づき各協定者の承諾を受けることにより加入又は脱退するものとする。

(期間)

第12条 この協定の有効期間は1ケ年とし、期間満了1ケ月前までに意志表示がない場合はさらに1ケ年延長とするものとする。

(協議)

第13条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた場合は、その都度協定者が協議して決定するものとする。尚、その後もこの例によるものとする。

付則

1 本協定は平成14年6月5日から実施する。

2 「伏木石油基地消防相互応援協定」(昭和43年1月20日制定)は本協定実施の日から廃止する。

3 この協定を証するため本書9通を作成、記名押印のうえ各1通を協定者がそれぞれ保有するものとする。

平成14年6月1日

出光興産(株) 伏木油槽所 エクソンモービル(有) 伏木油槽所 日本ゼオン(株) 伏木油槽所  
吉沢運送(株) 東野油槽(株) 北陸日本海油送(株) 廣田石油(株)  
日本海ドラム(株) 中部上野輸送(株) 北陸営業所

## (9) 船舶火災の消火活動に関する業務協定

船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について、伏木海上保安部と富山市、高岡市、新湊市、氷見市、魚津市、滑川市、黒部市、入善町及び朝日町（以下「関係市町」という。）消防機関が協力し、円滑に消火活動を行うため、両者は次のとおり協定を締結する。

(区 域)

第1条 この協定の区域は、関係市町それぞれの行政区域に属する沿岸水域（港湾および漁港を含む。）とする。

(消火活動の担任区分)

第2条 ふ頭岸壁等にけい留された船舶、上架及び入渠中における船舶の消火活動は主として関係の消防機関が担任するものとし、伏木海上保安部はこれに協力するものとする。

2 上記以外の船舶の消火活動は主として伏木海上保安部が担当するものとし、関係の消防機関はこれに協力するものとする。

(原因等の調査)

第3条 船舶火災の原因ならびに火災および消火により受けた損害の調査は、伏木海上保安部と関係の消防機関がその都度協議して行うものとする。

(資料等の交換)

第4条 法令に定めるもののほか、入港船舶の消防法及び港則法上の危険物積載の状況、消防資機材の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料および情報については、相互に交換するものとする。

(船舶火災の通報)

第5条 伏木海上保安部または関係の消防機関は、船舶火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(事後通報)

第6条 伏木海上保安部または関係の消防機関が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(経費の負担区分)

第7条 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における負担は、伏木海上保安部と関係の消防機関が、その都度協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、以後協定期間満了の日1か月前までに両者の一方から協定終了の申出がなされないときは、この協定は引続き順次3年間有効期間を更新するものとする。

なお、この協定の有効期間内であっても、特殊な事情により改訂の必要を認めた場合は、両者が協議のうえ、本協定を改訂することができるものとする。

この協定の証として、協定者は本書 11 通を作成し、記名押印のうえ、各 1 通を所持するとともに、残り 1 通を富山県知事に保管を委託するものとする。

昭和 48 年 5 月 17 日

伏木海上保安部長 富山市長 高岡市長 新湊市長 魚津市長 氷見市長  
滑川市長 黒部市長 入善町長 朝日町長

## (10) 石油連盟製油所等災害相互応援規程

(目的)

第 1 条 この規程は、製油所等において大規模な災害が発生し、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域を超える応援を必要とする場合の相互応援について、その体制および運営に関する基準を定め、迅速適確かつ組織的な措置をとることにより、被害を最小限にとどめることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域を超える応援を必要とする場合に適用する。

2 この規程は、石油連盟加盟会社（以下「加盟会社」という。）の製油所、油槽所等に適用する。

3 この規程は、加盟会社の系列会社について加盟会社である親会社から要請があった場合にはその系列会社に、中央関係省庁からの非加盟会社に対する応援の要請があった場合にはその非加盟会社に適用する。

4 海水油濁処理協力機構による活動の対象となる災害については、この規程は適用しない。

(組織・業務)

第 3 条 石油連盟に、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部に、本部長、副本部長、本部員を置き、必要に応じ班を設置する。

(1) 本部長は、石油連盟会長がこれにあたり、本部を総理する。

(2) 副本部長は、石油連盟領域安全委員長がこれにあたり、本部長を補佐するとともに、本部長が不在または支障あるときは、その職務を代行する。

(3) 本部員は、石油連盟環境安全委員会委員がこれにあたる。

(4) 本部の事務局は、石油連盟技術環境部とする。

3 本部の業務は、次のとおりとする。

(1) 災害発生時においては、応援活動に関し、本部長の指示のもとに、情報の収集・分析、対策の立案、連絡、記録、広報等の業務を行う。

(2) 平常においては、環境安全委員会の指示のもとに、応援可能な防災資機材等についての情報の収集、相互応援体制の整備に努める。

## 第 2 章 相互応援

(相互応援)

第 4 条 相互応援区分は、別紙の定めるところによる。

(応援の発動等)

第 5 条 応援を受けようとする会社は、本部に応援を要請するものとする。

- 2 加盟会社の系列会社については、加盟会社である親会社から本部に応援を要請するものとする。
- 3 前 2 項の規程により、応援の要請を行う場合および中央関係省庁から応援の要請があった場合には、応援を受けようとする災害発生会社（以下「被応援会社」という。）は、可能な限り、災害の状況、必要とする応援の内容、その他応援活動に必要な情報を本部に連絡するものとする。
- 4 本部は第 1 項もしくは第 2 項に規定する要請があった場合または中央関係省庁から要請があった場合には、前項の規定により連絡を受けた情報等に基づいて、相互応援区分、応援内容および応援を行う会社（以下「応援会社」という。）を決定し、応援会社に応援出動を要請する。
- 5 本部は、応援出動した地区の保安態勢を維持するため、最寄りの加盟会社と支援態勢の確保等について連絡調整を行い、支援態勢がとれる会社（以下「支援態勢会社」という。）に対し、支援要請を行う。

(現地の応援活動)

第 6 条 前条第 4 項の要請を受けた応援会社は、直ちに応援隊を組織して出動する。

- 2 応援隊は現地に到着した後、速やかに被応援会社の責任者に連絡のうえ、その指示に従って行動する。
- 3 本部は、必要に応じ、本部員等を災害発生地に派遣し、応援活動の支援と情報収集等にあたらせることができる。

(被応援会社の報告)

第 7 条 被応援会社は、災害ならびに応援活動の進展状況について、本部に報告を行うものとする。

(応援活動の終了)

第 8 条 本部は、被応援会社の報告その他の情報等に基づいて、相互応援活動の終了を決定する。

- 2 本部は、前項の決定をした場合には、直ちに応援会社に対し、応援活動の終了を連絡する。
- 3 応援会社は、応援隊が応援活動を終了し、所属製油所に帰着した場合には、直ちに本部および所轄関係機関に帰着を連絡する。
- 4 本部は、前項の報告を受けた場合には、直ちに支援態勢会社に村し、その態勢の解除を連絡する。

## 第 3 章 関係機関との連絡、調整

(関係機関との連絡、調整)



第9条 本部は、応援活動を開始する場合には、中央関係省庁と連絡、調整を行う。

2 本部は、応援活動の終了を決定した場合には、中央関係省庁に連絡する。

3 本部は、応援隊の帰着の連絡を受けた場合には、中央関係省庁に連絡する。

4 応援会社は、応援隊を出動させる場合には、事前に、所轄関係機関に連絡し、その了解を求める。

#### 第4章 経費および災害補償

(経費)

第10条 応援活動に要した費用は、原則として被応援会社が負担するものとし、相互に協議して決定する。

(労働災害補償)

第11条 応援活動に伴い労働災害を生じた場合には、応援会社が労働災害補償保険法に基づく保険給付を受け、これを充当する。

2 災害補償額が前項の保険給付額を超える場合には、原則として、被応援会社はその超過額を負担する。

(損害補償)

第12条 応援活動に伴って、応援会社の防災資機材等に損害が生じた場合には、原則として、被応援会社が費用を負担する。

2 応援活動に伴って、応援会社が、第三者に人的損害又は物的損害を与えた場合には、原則として、被応援会社はその補償金額を負担する。ただし、交通事故に係る対人補償については、応援会社が自動車損害賠償補償法に基づく自動車損害賠償責任保険金の給付を受け、その給付金を充当するものとし、損害賠償額が保険給付額を超える場合には、被応援会社はその超過額を負担する。

#### 第5章 雑則

(規程の解釈等)

第13条 この規定に定めのない事項及びこの規程の解釈については、本部が決定する。

(調整)

第14条 第10条、第11条、および第12条の規定の適用について当事者間で協議が成立しない場合には、本部が調整する。

(運営要領)

第15条 この規定の円滑な運用を図るため、別途、運営要領を定める。

2 運営要領は、本部が定める。

#### 附則

1 この規程は、平成2年4月18日から施行する。

2 「全国石油工場災害相互援助規程」(昭和40年7月8日制定、昭和45年10月12日改正、昭和48年10月1日改正)は、廃止する。

相互応援区分

被応援地区	一次応援地区	二次応援地区
苫小牧	室蘭	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海、仙台、男鹿
室蘭	苫小牧	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海、仙台、男鹿
仙台	男鹿、鹿島臨海	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海
男鹿	仙台、新潟西港、富山	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海
鹿島臨海	仙台、京葉臨海中部	京浜臨海、根岸臨海、新潟西港
京葉臨海中部	鹿島臨海、京浜臨海、根岸臨海	新潟西港、富山、名古屋港臨海、四日市臨海、堺泉北臨海
京浜臨海	京葉臨海中部、根岸臨海	新潟西港、富山、鹿島臨海、名古屋港臨海、四日市臨海、堺泉北臨海
根岸臨海	京葉臨海中部、京浜臨海	新潟西港、富山、鹿島臨海、名古屋港臨海、四日市臨海、堺泉北臨海
新潟西港	男鹿、富山	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海、鹿島臨海
富山	新潟西港、男鹿	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海
名古屋港臨海	四日市臨海	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海、堺泉北臨海
四日市臨海	名古屋港臨海	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海、堺泉北臨海
堺泉北臨海	和歌山北部臨海南部、姫路臨海	水島臨海、名古屋港臨海、四日市臨海
姫路臨海	堺泉北臨海、水島臨海	和歌山北部臨海南部、名古屋港臨海、四日市臨海、岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、小野田、番の州、菊間
和歌山北部臨海南部	堺泉北臨海	水島臨海、姫路臨海、名古屋港臨海、四日市臨海
水島臨海	姫路臨海、番の州	岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、小野田、堺泉北臨海、和歌山北部臨海南都、菊間
岩国・大竹	下松、徳山・新南陽、小野田	水島臨海、姫路臨海、堺泉北臨海、大分、番の州、菊間
下松	岩国・大竹、徳山・新南陽、小野田	水島臨海、姫路臨海、堺泉北臨海、大分、番の州、菊間
徳山・新南陽	岩国・大竹、下松、小野田	水島臨海、姫路臨海、堺泉北臨海、大分、番の州、菊間
小野田	岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、大分	水島臨海、堺泉北臨海、番の州、菊間
番の州	菊間、水島臨海	岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、小野田、姫路臨海、大分
菊間	番の州	岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、小野田、水島臨海、姫路臨海、大分
大分	小野田	岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、水島臨海、姫路臨海、番の州、菊間
泊		京浜臨海、根岸臨海、京葉臨海中部

地区別石油連盟加盟会社製油所

地 区	製油所名
苫小牧	出光興産・北海道製油所
室蘭	日本石油精製・室蘭製油所
仙台	東北石油・仙台製油所
男鹿	日本鉱業・船川製油所
鹿島臨海	鹿島石油・鹿島製油所
京葉臨海中部	
京浜臨海	ゼネラル石油・川崎工場、昭和シェル石油・川崎製油所、三菱石油・川崎製油所、東亜石油・川崎製油所、東燃・川崎工場、キグナス石油精製・川崎工場、日本石油精製・横浜製油所
根岸臨海	新潟西港、富山、鹿島臨海、名古屋港臨海、四日市臨海、堺泉北臨海
新潟西港	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海、鹿島臨海
富山	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海
名古屋港臨海	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海、堺泉北臨海
四日市臨海	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海、堺泉北臨海
堺泉北臨海	水島臨海、名古屋港臨海、四日市臨海
姫路臨海	和歌山北部臨海南部、名古屋港臨海、四日市臨海、岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、小野田、番の州、菊間
和歌山北部臨海南部	水島臨海、姫路臨海、名古屋港臨海、四日市臨海
水島臨海	岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、小野田、堺泉北臨海、和歌山北部臨海南部、菊間
岩国・大竹	水島臨海、姫路臨海、堺泉北臨海、大分、番の州、菊間
下松	水島臨海、姫路臨海、堺泉北臨海、大分、番の州、菊間
徳山・新南陽	水島臨海、姫路臨海、堺泉北臨海、大分、番の州、菊間
小野田	水島臨海、堺泉北臨海、番の州、菊間
番の州	岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、小野田、姫路臨海、大分
菊間	岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、小野田、水島臨海、姫路臨海、大分
大分	岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、水島臨海、姫路臨海、番の州、菊間
泊	京浜臨海、根岸臨海、京葉臨海中部

## (11) 海水油濁処理協力規程

〔昭和48年1月10日〕  
石 油 連 盟

(目 的)

第1条 この規程は、海水油濁処理協力のための組織およびその権限等を定めることにより、平時にあっては、タンカー、石油工場等からの流出油事故に関する防止対策および調査研究を行うとともに、万一災害発生時には、海上保安本部または本機構加盟会社の援助要請に基づき、迅速かつ機動的組織的な協力援助活動を行って被害を最小限に止めることを目的とする。

(組 織)

第2条 前条の目的を達成するため、石油連盟加盟会社ならびに本機構に加盟を承認された会社により、「海水油濁処理協力機構」を組織する。

2 「海水油濁処理協力機構」は本部と地方支部で構成する。

3 本部ならびに地方支部の組織および機能は別に定めるところによる。

第3条 前条にいう「本機構に加盟を承認された会社」とは、本機構の目的に賛同し本機構本部が加盟を承認した会社をいう。

(平常時の業務)

第4条 本機構は、平常時の業務においては、組織の維持管理、および緊急時における迅速かつ機動的組織的な協力援助活動を円滑に推進するため、主として次の業務を行う。

- 一 本機構の整備改廃
- 二 本機構加盟会社、政府関係諸機関等との連絡・調整
- 三 油濁処理に関する国際条約、国内法規、および補償機構等の調査研究
- 四 油濁処理対策ならびに処理技術の調査研究
- 五 防除訓練の実施
- 六 文献等による事故例の調査研究
- 七 加盟会社、関係業界ならびに政府関係諸機関等に対する本条各号に掲げる業務に係わる広報活動
- 八 その他必要な業務

(緊急時活動)

第5条 本機構は、事故発生時において海上保安部または加盟会社から本機構への援助要請があった場合には、主として次の業務を行う。

- 一 当該事故発生会社を中心とする油濁処理作業および作業に必要な業務
- 二 加盟会社間、関係業界ならびに政府関係諸機関との連絡・調整
- 三 その他必要な業務

(諸 経 費)

第6条 平常時における業務にともなうて要した費用は、加盟会社から拠出された予算による。

2 緊急時における援助協力活動にともなうて要した費用は、原則として、事故発生会社または

援助要請会社が負担する。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は原則として石油連盟理事会で行うものとするが、軽微な変更については本部部会長会議で審議決定する。

附 則

本規程は昭和48年1月10日から施行する。

## (12) 海水油濁処理協力機構本部規程

(目 的)

第1条 この規程は「海水油濁処理協力規程」に基づき、海水油濁処理協力機構本部の組織およびその権限等を定めることにより、本機構の円滑な運営を図ることを目的とする。

(組 織)

第2条 本部は、本部長、副本部長および調整部会、法規部会ならびに対策本部より組織する。

- 2 本部長は石油連盟会長をもってこれにあてる。
- 3 副本部長は石油連盟副会長をもってこれにあてる。
- 4 各部会に部長会を置き、本部長がこれを指名する。
- 5 各部会に副部会長を置き、部会長の推薦により本部長がこれを指名する。
- 6 各部会に若干の部会長を置き、部会長の推薦により本部長がこれを指名する。

(会 議)

第3条 本部に以下の会議を設け、必要に応じて開催する。

- 一 部会長会議 部会長会議は、本部長、副本部長、各部会長および、副部会長により構成し、本機構の業務執行に関する重要事項を審議決定する。
- 二 部会会議 各部会会議は部会に係る事項を審議する。
- 三 必要に応じ、加盟会社の担当者による全社会議を開催する。

(平常時の業務)

第4条 本部は平常時においては次の業務を行う。

- 一 調整部会は部会長会議の開催、本機構の整備改廃、加盟会社・地方支部・政府関係諸機関等との連絡調整、広報その他必要な業務
- 二 法規部会は関係国際条約、国内法規および補償機構等の調査研究、ならびに加盟会社、地方支部、政府関係諸機関および関係業界に対する法規問題の広報、その他必要な業務
- 三 対策本部は、地方支部に対する油濁防除対策および訓練等の指導助言、油濁処理技術、資材等の調査研究、ならびに文献等による事故例の調査研究、その他必要な業務

(緊急時活動)

第5条 本部は、事故発生時においては、当該地方支部の防除活動に対して必要な援助協力を行わなければならない。

(規程の変更)

第6条 本規程の変更は調整部会で検討し、部会長会議で審議決定する。

### (13) 海水油濁処理協力機構地方支部規程

(目的)

第1条 この規程は「海水油濁処理協力規程」に基づき、海水油濁処理協力機構地方支部の組織およびその権限等を定めることにより、流出油事故発生時において防除活動のための迅速かつ機動的組織的な協力援助活動を行い、もって被害を最小限に止めることを目的とする。

(設置)

第2条 地方支部は別に定める各地区ごとに設置するものとする。

(組織)

第3条 地方支部は、支部長または統括者、現場指揮者、対策班、記録班、補給班、通信班および作業班をもって組織する。

2 支部長および統括者は、第4条に定めるものをもってこれをあてる。

3 現場指揮者は第4条に定める支部長会社または統括者会社の流出油処理作業の現場責任者をもってこれをあてる。

4 対策班、記録班、補給班および通信班の構成員は地方支部に加盟している会社より、原則として正・副各一名づつの代表者を選任し、これにあてるとともに、支部長の任命したものをもって各班の長とする。

ただし、緊急時は事故発生会社または援助要請会社の代表者を各班の長とする。

5 作業班の構成員は、平常時にあつては支部長会社の作業員ならびに加盟会社の作業員をもって、適宜編成しておき、緊急時にあつては統括者において必要な拡充を行うことができるものとする。

(支部長、統括者等)

第4条 各地方支部に最高責任者として支部長を置き、第6条に定める平常時の業務を統括させるものとする。

支部長の任期は、原則として最低6か月とし、支部長の変更があつた場合は速やかに本部に届出なければならない。

2 緊急時にあつては事故発生会社または援助要請会社の最高責任者を統括者とし、第7条に定める緊急時活動を統括させるものとする。

(地方支部会議)

第5条 地方支部会議は、定例会議および臨時会議とし、支部長が招集する。

2 会議の構成員は支部長が必要に応じて定めるものとする。

3 定例会議は年1回以上開催する。

4 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(平常時の業務)

第6条 地方支部は、平常時次の業務を行う。

- 一 支部長は、地方支部会議の開催および防除訓練の総合指揮を行う。
- 二 現場指揮者は、訓練時に現場指揮を行う。
- 三 対策班は、各地域の実情に応じた流出油処理対策の計画立案にあたり、作業人員ならびに作業船舶の確保・管理にあたる。
- 四 記録班は、補償機構および事故例の調査研究を行う。
- 五 補給班は、船舶以外の資機材の確保・管理にあたる。
- 六 通信部は、各種通信手段の確保・管理にあたる。
- 七 その他必要な業務を行う。

(緊急時活動)

第7条 地方支部は、海上保安本部または加盟会社から援助要請があった場合には、次の業務を行う。

- 一 統括者は支部長より自動的に緊急時活動に関する一切の権限の移譲を受けるものとする。
- 二 統括者は必要に応じ組織の全部または一部に出動を要請するとともに流出油処理作業に係る総合指揮を行う。
- 三 現場指揮者は、流出油処理作業の現場指揮を行う。
- 四 対策班は、作業人員ならびに作業船舶の組織化にあたり、油濁防除のための総合的な対応策を立案する。
- 五 記録班は、後日の報告書作成および求償事務の円滑な推進を図るため事故の継続的な記録を取る。
- 六 補給班は、船舶以外の流出油処理のための資機材の確保・点検にあたる。
- 七 通信班は、必要に応じ情報連絡の媒介となると共に、各種通信手段の確保・整備にあたる。
- 八 その他必要な業務を行う。

(出 動)

第8条 前条第二号に定める出動要請を受けた加盟会社は、直ちに必要な人員、施設、器材等を現場に派遣するものとする。

(資料の交換)

第9条 各班の構成員は、それぞれの業務に係る必要な資料を適時地方支部会議に持寄り、油濁防除体制の整備・充実を図るものとする。

(経費ならびに求償事務)

第10条 防除活動に要した経費は(経費の求償を含む)原則として事故発生会社または援助要請会社が負担するものとする。

(災害補償)

第11条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法律に定めるところにあってはそれに従い、また法律に定めのない場合或いは法律に定める範囲を超えるものについては当該被災した職員

の所属する会社から事故発生会社または援助要請会社に求償するものとする。

(規程の変更)

第12条 本規程の変更は調整部会で検討し、部会長会議で審議決定するものとする。

#### (14) 海水油濁処理協力機構富山、石川支部運営規準

(目的)

第1条 この基準は、「海水油濁処理協力機構支部規程」(以下「支部規程」という。)に基づき、富山、石川支部(以下「支部」という。)運営基準を定め、流出油事故発生時の防除活動にあたり、迅速かつ機動的な協力援助活動を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

(支部の構成)

第2条 支部は、富山、伏木、金沢(含七尾)の各石油基地をもって構成する。

(役員)

第3条 (1) 支部に次の役員をおく。

支部長	1名
副支部長	2名
監事	若干名

(2) 役員の任期は1か年(4月1日から翌年3月31日まで)とし、選出は原則として輪番制とするが、重任をさまたげない。

(3) 副支部長は、各石油基地からそれぞれ1名選出する。ただし、支部長選出の石油基地からは選出しない。

(役員会)

第4条 役員会は、必要がある場合支部長が招集する。

(支部会議)

第5条 支部規程第5条に定める、定例会議および臨時会議は支部長が招集する。

(統轄者、現場指揮者)

第6条 支部規程第3条および第4条に定める統轄者、現場指揮者は、事故発生会社または援助要請会社の最高責任者および現場責任者をもってこれにあてる。ただし、状況により現場指揮者は支部長会社をあてることができる。

(班の構成)

第7条 加盟会社は、支部規程第3条第4項に定める対策班、記録班、補給班、および通信班の要員をあらかじめ各石油基地ごとに選任し、緊急時に統轄者の指揮をうける。

(緊急時の連絡通報)

第8条 加盟会社は、平日、夜間および休日における連絡、通報責任者を定め支部長に報告する。変更があった場合も同じ。

支部長は通報責任者の名簿を作成し、加盟会社に配布する。

(出勤人員、資材表)



第9条 加盟会社は、緊急時出動可能な人員、資材について支部長に報告する。変更があった場合もまた同じ。

支部長は、出動人員、資材表を作成し、加盟会社に配布する。

(調査、研究、訓練)

第10条 支部規程第6条に定める調査、研究、訓練については、役員会で検討し、支部会議にかかるとする。

(会計)

第11条 支部運営の経費は、必要に応じ役員会の承認を経て、その都度徴収し、支部長がこれを管理する。

(その他)

第12条 この基準に定めのない事項については、すべて支部規程を準用する。

(基準の改廃)

第13条 この基準の改廃は支部会議を経るものとする。

(施行年月日)

第14条 この基準は、昭和48年4月1日から施行する。

キグナス石油株式会社金沢油槽所  
東西オイルターミナル株式会社金沢油槽所  
JX日鉱日石エネルギー株式会社金沢油槽所  
日本海石油株式会社  
出光興産株式会社伏木油槽所  
EMGマーケティング株式会社伏木油槽所

#### 4. 防災関係機関等連絡先

##### (1) 防災関係機関等連絡先

機 関 名	担 当 課	所 在 地	連絡電話番号	時間外の連絡
富山県石油コンビナート等 防 災 本 部	防災・危機 管 理 課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号	TEL076-444-9671 FAX 432-0657	076-431-4111 守衛室
中 部 管 区 警 察 局	広域調整 第 二 課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目1の1	TEL052-951-6000 FAX 954-8880	← 当直
富 山 労 働 局	健康安全課	〒930-0008 富山市神通本町1-5-5	TEL076-432-2727	← 電話自動応答
富山労働基準監督署	安全衛生課	〒930-0008 富山市神通本町1-5-5	TEL076-432-9537	← ”
高岡労働基準監督署	第 2 方 面	〒933-0046 高岡市中川本町10-21	TEL0766-23-6446	← ”
中部近畿産業保安監督部	保 安 課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2丁目5の2	TEL052-951-0291 FAX 951-2762	052-951-2565
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	警備救難課	〒933-0105 高岡市伏木錦町11-15	TEL0766-45-0118 FAX0766-44-7147	← 当直
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	防 災 課	〒930-8537 富山市奥田新町2-1	TEL076-443-4728 内280,281 FAX 443-4729	076-443-4743 災害対策室
伏木富山港湾事務所	沿岸防災 対 策 室	〒930-0856 富山市牛島新町11-3	TEL076-441-1901~5	090-3769-7976 沿岸防災対策官
陸 上 自 衛 隊 第 1 4 普 通 科 連 隊	第 3 科	〒921-8104 金沢市野田町1-8	TEL076-241-2171 内235	← 内302 当直司令室
富 山 県 警 察 本 部	警 備 課	〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号	TEL076-441-2211 内5711	← 内2071~2073
富 山 北 警 察 署	警 備 課	〒931-8336 富山市高島町2丁目11番45号	TEL076-438-0110 内460	← または警電716-225
高 岡 警 察 署	警 備 課	〒933-0911 高岡市あわら町1番5号	TEL0766-23-0110 内460	← または警電721-225
射 水 警 察 署	警 備 課	〒934-0046 射水市今井170番1	TEL0766-83-0110 内460	← または警電719-225
富 山 西 警 察 署	警 備 課	〒939-2705 富山市婦中町宮ヶ島2241	TEL076-466-0110 内460	← または警電718-225
富山県総合政策局	防災・危機 管 理 課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号	TEL076-444-9671 FAX 432-0657	076-431-4111 守衛室
生 活 環 境 文 化 部	環境保全課	〒930-0005 富山市新桜町5番3号 第二富山電気ビルディング8階	TEL076-444-3142 FAX 444-3481	”
厚 生 部	厚生企画課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号	TEL076-444-3196 FAX 444-3491	”
”	医 務 課	”	TEL076-444-3218 FAX 444-3495	”
”	くすり政策課	”	TEL076-444-3233 FAX 444-3498	”
土 木 部	港 湾 課	”	TEL076-444-3335 FAX 444-4419	”
商 工 労 働 部	商工企画課	”	TEL076-444-3242 FAX 444-4401	”
農 林 水 産 部	水産漁港課	〒930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階	TEL076-444-3291 FAX 444-4412	”
高岡厚生センター	衛 生 課	〒933-8523 高岡市赤祖父211	TEL0766-21-9411 FAX 26-8464	”
高岡厚生センター射水支所	衛生予防課	〒939-0351 射水市戸破1875の1	TEL0766-56-2666 FAX 56-5494	”
富 山 港 事 務 所	管 理 課	〒931-8358 富山市東岩瀬海岸通り5	TEL076-437-7131 FAX 437-7169	076-431-4111 港湾課
伏 木 港 事 務 所	管 理 課	〒933-0104 高岡市伏木湊町5-15	TEL0766-44-0277 FAX 44-0502	”
富 山 新 港 管 理 局	企画管理課	〒934-0031 射水市奈呉の江7	TEL0766-84-8292 FAX 84-8294	”

機 関 名	担 当 課	所 在 地	連絡電話番号	時間外の連絡
富 山 市 建 設 部	防 災 対 策 課	〒930-8510 富山市新桜町7番38号	TEL076-443-2181 FAX 443-2039	076-443-2160 当直
富 山 市 保 健 所	総 務 課	〒939-8588 富山市蜷川459-1	TEL076-428-1155 FAX 443-1150	
婦中行政サービスセンター	総 務 課	〒939-2798 富山市婦中町速星754	TEL076-465-2111 FAX 465-3140	← 当直
富 山 市 消 防 局	警 防 課	〒939-8075 富山市今泉191番地の1	TEL076-493-4141 FAX 493-5665	← 当直
富 山 北 消 防 署	消 防 課	〒931-8336 富山市高島町1-10-30	TEL076-437-7141 FAX 437-7142	← 当直
富山北消防署和合出張所		〒930-2243 富山市四方荒屋1500-1	TEL076-435-0119	← 当直
富山北消防署海上分遣所		〒931-8365 富山市岩瀬入船町1-6	TEL076-438-2422	← 当直
婦 中 消 防 署		〒939-2753 富山市婦中町笹倉128	TEL076-466-2280 FAX 466-3048	← 当直
高 岡 市 総 務 部	総務課危機 管 理 室	〒933-8601 高岡市広小路7番50号	TEL0766-20-1229 FAX 20-1325	0766-20-1516(代)
高 岡 市 消 防 本 部	警 防 課	〒933-0057 高岡市広小路5番10号	TEL0766-22-3133 FAX 22-1994	TEL 0766-22-1119 FAX 0766-22-3498 県西部消防指令センター
伏 木 消 防 署		〒933-0101 高岡市伏木国分1丁目10番1号	TEL0766-44-1122 FAX 44-7990	← 当直
射 水 市 財 務 管 理 部	総 務 課	〒939-0294 射水市新開発410番地1号	TEL0766-51-6632 FAX 51-6648	0766-51-6600 当直
射 水 市 消 防 本 部	防 災 課	〒939-0332 射水市橋下条1522番地	TEL0766-56-0119 FAX 56-9542	← 当直
新 湊 消 防 署	警 防 課	〒934-0011 射水市本町2丁目13番1号	TEL0766-82-8333 FAX 82-6826	← 当直
新湊消防署東部出張所		〒933-0225 射水市草岡町2丁目52番地	TEL0766-86-0119 FAX 86-0851	← 当直
日本赤十字社富山県支部	業 務 課	〒930-0859 富山市牛島本町2-1-38	TEL076-441-4885 FAX 433-2657	← 当直
富 山 県 医 師 会		〒939-8222 富山市蜷川336	TEL076-429-4455	
北 陸 電 力 (株) 総 務 部	危 機 管 理 チ ー ム	〒930-8686 富山市牛島町15-1	TEL076-441-2511 FAX 442-8861	← 当直
NTT西日本富山支店	機 械 総 括	〒930-0004 富山市桜橋通り4-32	TEL076-445-9981	← 当直
NTT西日本高岡支店	交 換 技 術 1 課	〒933-0929 高岡市木舟町8-1	TEL0766-20-4146 FAX 20-4146	0766-20-4186 故障受付課
日本放送協会富山放送局	放 送 班	〒930-0083 富山市総曲輪3-1	TEL076-421-0171	← 当直
北 日 本 放 送 (株)	報 道 部	〒930-0858 富山市牛島10-18	TEL076-432-5555	← 当直
富 山 テ レ ビ 放 送 (株)	報 道 デ ス ク	〒939-8204 富山市新根塚町1-8-14	TEL076-425-1111	← 当直
(株)チューリップテレビ	放 送 セ ン タ ー 報 道 制 作 部	〒930-0819 富山市奥田本町8-24	TEL076-442-7000	
富 山 エ フ エ ム 放 送 (株)		〒930-0818 富山市奥田町2-11	TEL076-442-5533	← 当直
富 山 地 方 気 象 台	防 災 業 務 課	〒930-0892 富山市石坂2415	TEL076-432-2331	076-432-2311
射 水 市 上 水 道 部		〒934-0048 射水市布目1	TEL0766-84-3000	← 当直
日 本 海 ガ ス (株)	供 給 課	〒930-0854 富山市城北町2-36	TEL076-441-1811 FAX 442-3025	← 当直

## (2) 特定事業所等連絡先

機 関 名	事業所 区 分	担 当 課	所 在 地	連絡電話番号
日 本 海 石 油 (株)	第 1 種	業 務 部	〒930-2242 富山市四方北窪字前島平均500	TEL076-435-0776 FAX 435-4148
日 産 化 学 (株) 富 山 工 場	第 1 種 (レ)	環 境 安 全 室	〒939-2792 富山市婦中町笹倉635	TEL076-433-9654 433-9603 防災センター 時間外 FAX 433-9687/433-9605
北陸電力(株)富山火力発電所	第 1 種	業 務 課	〒930-2201 富山市草島字長井1番地	TEL076-435-1121 435-0928 発電環境課 時間外 FAX 435-4731
北 陸 電 力 (株) 富 山 新 港 火 力 発 電 所	第 1 種	業 務 課	〒933-0226 射水市堀江千石1番地	TEL0766-86-1511 86-1516 発電環境課 時間外 FAX 86-3940
出光興産(株)伏木油槽所	第 1 種		〒933-0102 高岡市伏木磯町1-14	TEL0766-44-0931 FAX 44-0009
J X T G エ ネ ル ギ ー (株) 伏 木 油 槽 所	第 1 種		〒933-0102 高岡市伏木磯町1-13	TEL0766-44-0711 FAX 44-5518
富 山 港 湾 運 送 (株) ケ ミ カ ル セ ン タ ー	第 2 種		〒930-2201 富山市草島埋立地	TEL076-438-6539 FAX 438-6573
竹中産業(株)富山港油槽所	第 2 種		〒930-2201 富山市草島埋立地	TEL076-437-9241
富山地区共同防災協議会	—		日 本 海 石 油 (株) 内	
富山地区共同防災センター	—		〒930-2208 富山市古川字彦助86	TEL076-435-3512
新湊地区防災センター	—		〒933-0225 射水市草岡町2丁目52	TEL0766-86-2787
伏木地区共同防災協議会	—		出光興産(株)伏木油槽所内	TEL0766-44-0931
伏木地区共同防災センター	—		〒933-0102 高岡市伏木磯町1-12	TEL0766-44-6813
富 山 港 湾 運 送 (株)	—		〒931-8358 富山市東岩瀬100	TEL076-437-9231
(株) 廣 瀬 産 業 海 事 工 業 富 山 営 業 所	—		〒931-8356 富山市岩瀬大町103	TEL076-437-9760
日本通運(株)富山港支店	—		〒931-8358 富山市東岩瀬61	TEL076-437-7111
伏 木 海 陸 運 送 (株)	—		〒933-0104 高岡市伏木湊町5-1	TEL0766-44-1300
北 陸 日 本 海 油 送 (株)	—		〒933-0102 高岡市伏木磯町1-16	TEL0766-44-1105
北 陸 海 事 (株) 海 上 防 災 セ ン タ ー	—		〒933-0104 高岡市伏木湊町10-8	TEL0766-44-3311 FAX 44-3379



## 5. 防災資機材等

### (1) 石油コンビナート等災害防止法に基づく特定防災施設及び自衛防災組織の資材等の設置基準の概要

区分	設置基準	数量等	設置期間	
防災特定施設	流出油等防止堤	最大防油堤容量以上	2年	
	屋外給水施設	水量=(全ポンプ車+最大ポンプ車)×120分		
	非常通報設備	有線電気通信設備、無線設備	1年	
	大型化学消防車(5名) 大型高所放水車(2名) 泡原液搬送車(1名)	固定屋根式タンク直径(第1石油類、第2石油類)	各 1台	3年
			各 2台	
		固定屋根式タンク直径(第3石油類、第4石油類)	各 1台	ただし、2セットの内1セットは2年
			各 2台	
	甲種普通化学消防車(5名)	石油貯蔵取扱量1万KL以上、指定施設取扱量3,000倍以上	1台	1年
	普通消防車(5名)	第1種事業所	1台	
	小型消防車(4名)	基準量(石油1万KL以上、高圧ガス200万m <sup>3</sup> )以上	1台	
	普通高所放水車(2名)	第1種事業所、タンク高さ15m以上又は石油取扱工作物の高さ20m以上	1台	3年
	オイルフェンス展張船(3名)	石油貯蔵(取扱)量1万KL以上で、敷地等が海域に接する事業所	1時間以内に展開できる隻数	
	オイルフェンス		1,080m	1年
		1,620m		
		2,160m		
可搬式放水砲	大型高所放水車、普通高所放水車ごと	1基	車両設置時	
可搬式放水銃	甲種普通化学消防車、乙種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車ごと	1基		
耐熱呼吸器	大型高所放水車、普通高所放水車、甲種普通化学消防車、乙種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車ごと	1着		
消火薬剤	化学消防車を備える事業所	1個		
		消火薬剤量=全化学消防車×120分		
性能	大型化学消防車 放水量3,100L/分以上、放水圧力8.5kg/cm <sup>2</sup> 、薬剤タンク1,800L以上	普通消防車 放水量2,000L/分、放水圧力8.5kg/cm <sup>2</sup>		
	大型高所放水車 放水量3,000L/分以上、放水圧力10.0kg/cm <sup>2</sup> 、高さ22m以上	小型消防車 放水量1,000L/分、放水圧力7.0kg/cm <sup>2</sup>		
	泡原液搬送車 薬剤タンク4,000L以上	普通高所放水車 放水量2,000L/分以上、放水圧力10.0kg/cm <sup>2</sup> 高さ22m以上		
	甲種普通化学消防車 放水量2,100L/分以上、放水圧力8.5kg/cm <sup>2</sup> 薬剤タンク1,800L以上	乙種普通化学消防車 危険物規則第65条第5号の規程に該当する消防ポンプ自動車		

(注) 設置期限の基準日は、第1種事業所については特別防災区域の指定日、第2種事業所については事業所の指定日とする。



(3) 石油コンビナート等災害防止法で指定された毒物及び劇物の主な処理薬剤

区 分		発 生 ガ ス	処 理 薬 剤
毒 物	四 アルキル鉛	四 アルキル鉛	蛭石、重曹、砂／ソーダ灰に吸収させ焼却
	シアン化水素	シアン化水素	液体……蛭石に吸収させ焼却 ガス……苛性ソーダ、次亜塩素酸カルシウムに吸収
	弗化水素	弗化水素	ソーダ灰／消石灰(1:1)
劇 物	アクリルニトリル	クリルニトリル	苛性ソーダ／次亜塩素酸カルシウム(1:1)
	アクロレイン	アクロレイン	亜硫酸ソーダ
	アセトンシアンヒドリン	アセトンシアンヒドリン シアン化水素(120°以上)	苛性ソーダ／次亜塩素酸ソーダ(1:1)
	液体アンモニア	アンモニア	水及び希酸で中和
	エンチレンクロルヒドリン	エンチレンクロルヒドリン	ソーダ灰、2時間後塩素で中和
	塩 素	塩 素	ハイポ、重亜硫酸塩、第1鉄塩
	クロルスルホン酸	クロルスルホン酸	重炭酸ソーダ
	硅弗化水素酸	弗化水素	ソーダ灰／消石灰(1:1)
	臭 素	臭 素	ハイポ灰／重炭酸ソーダ(1:1)
	発 煙 硝 酸	二 酸 化 窒 素	ハイポ灰／重炭酸ソーダ(1:1)
発 煙 硫 酸	三 酸 化 イ オ ン	同上	

重曹、重炭酸ソーダ ……炭酸水素ナトリウム      NaHCO<sub>3</sub>  
 ソーダ灰 ……無水炭酸ナトリウム      Na<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>  
 消石灰 ……水酸化カルシウム      Ca(OH)<sub>2</sub>  
 ハイポ ……チオ硫酸ナトリウム      Na<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub>・5H<sub>2</sub>O  
 亜硫酸ソーダ ……亜硫酸ナトリウム      Na<sub>2</sub>SO<sub>3</sub>  
 蛭石（ひるいし） ……黒雲母の風化物を乾燥させたもの



## 6. 特別防災区域の気象

### (1) 富山地方気象台

要素	降水量 (mm)		気温 (℃)		相対湿度 (%)		風向・風速 (m/s)		日照時間 (時間)		雪 (cm)			大気現象
	合計	1981～ 2010	平均	日最高 日最低	平均	平均	平均	最大風向	合計	合計	降雪の深さ 日合計の最大	最深積雪	雪日数	
統計期間	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010
1月	259.5	6	2.7	-0.1	82	3	南南西	68.1	159	29	51	19.1		
2月	172.1	6.8	3	-0.3	79	3	南西	86.3	125	24	50	16.1		
3月	158.5	10.9	6.3	2.2	73	3.2	南西	131.3	36	11	21	9.1		
4月	122.2	17.3	12.1	7.2	69	3.4	南西	174.9	1	1	0	0.8		
5月	134.2	21.9	17	12.6	72	3.1	北北東	191.1	---	---	---	0		
6月	182.6	25.1	20.9	17.4	79	2.7	北北東	150.2	---	---	---	0		
7月	240.4	29	24.9	21.5	81	2.6	北北東	147.1	---	---	---	0		
8月	168.3	30.9	26.6	22.9	77	2.7	北北東	201.3	---	---	---	0		
9月	220.2	26.5	22.3	18.8	79	2.7	北北東	133.1	---	---	---	0		
10月	160.7	21.1	16.4	12.4	77	2.7	南西	142.7	---	---	---	0		
11月	234.4	15.3	10.8	6.8	77	3	南西	102.8	2	1	1	1		
12月	247	9.6	5.7	2.4	80	3.1	南西	75.8	57	18	23	9.7		
年	2300	18.4	14.1	10.3	77	2.9	南西	1612.1	383	35	62	56		

## (2) 伏木特別地域気象観測所

要素	降水量 (mm)		気温 (°C)			相対湿度 (%)		風向・風速 (m/s)		日照時間 (時間)		雪 (cm)			大気現象
	合計	1981～ 2010	平均	日最高	日最低	平均	平均	平均	平均	最大風向	合計	1981～ 2010	降雪の深さ 日合計の最大	最深積雪	雪日数
統計期間	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010
1月	266.1	2.7	5.8	0	79	2.5	南西	60.7	151	30	51	17.9			
2月	164.3	3	6.5	-0.1	76	2.6	南西	80.9	107	18	42	15.3			
3月	139.1	6.2	10.6	2.3	70	2.8	南西	132.4	25	8	15	7.3			
4月	113.1	11.7	16.6	7.3	68	2.8	南西	177.4	1	0	0	0.5			
5月	125.6	16.4	21.1	12.4	71	2.6	北北東	196.1	---	---	---	0			
6月	168.2	20.5	24.3	17.5	78	2.4	北北東	151.3	---	---	---	0			
7月	233.3	24.6	28.4	21.8	79	2.3	南西	153.1	---	---	---	0			
8月	155.8	26.5	30.7	23.3	76	2.4	北北東	205.1	---	---	---	0			
9月	210.9	22.4	26.3	19.2	76	2.6	北北東	137.7	---	---	---	0			
10月	153	16.6	20.9	12.8	73	2.5	南西	145.1	---	---	---	0			
11月	230.6	10.9	15.1	7.1	74	2.6	南西	100.1	2	1	1	1			
12月	265.9	5.7	9.4	2.6	77	2.6	南西	70.2	54	17	23	9.2			
年	2226	13.9	18	10.5	75	2.6	南西	1610	341	35	59	51.1			

# 富山県石油コンビナート等 特別防災区域の現況

# 富山県石油コンビナート等特別防災区域の現況

## 目 次

### 1 危険物等の現況

1-1	地区別危険物等の数量	1
1-2	地区別危険物等の貯槽基数	2
1-3	石油の屋外タンク貯蔵所品名数量等一覧表	3
1-4	高圧ガスの処理状況	4
1-5	タンカーの入港状況	4

### 2 防災資機材等の現況

2-1	自衛防災組織等の防災資機材等	5
2-2	所在市の防災資機材等	6
2-3	県保有の防災資機材等	7
2-4	港湾管理者（県港湾課）の防災資機材等	7
2-5	伏木海上保安部の防災資機材等	7
2-6	海上災害防御船舶	8
2-7	県内市町村消防力一覧	9

### 3 特定事業所の現況

3-1	日本海石油（株）	10
3-2	北陸電力（株）富山火力発電所	12
3-3	富山港湾運送（株）ケミカルセンター	14
3-4	竹中産業（株）富山港油槽所	16
3-5	北陸電力（株）富山新港火力発電所	18
3-6	出光興産（株）伏木油槽所	20
3-7	JXTGエネルギー（株）伏木油槽所	22
3-8	日産化学（株）富山工場	24

# 1 危険物等の現況

## 1-1 地区別危険物等の数量

(平成30年4月1日現在)

地区	石油類		高圧ガス 処理量 (千Nm <sup>3</sup> )	石油類以外の第4類		第4類以外の危険物		指定可燃物		劇物		放射性物質 使用量(Bq)
	貯蔵量(KL)	取扱量(KL)		貯蔵量(KL)	取扱量(KL)	貯蔵量(t)	取扱量(t)	貯蔵量(KL)	取扱量(KL)	石炭法(t)	毒劇法(t)	
県計	950,588	251,801	26,749	80	61	4,066	518	154,701	372	3,481	19,793	63
	1,202,389			141		4,584		155,073		23,274		
富山	678,132	191,284	1	1				4,700	372	10	85	
	869,416			1				5,072		95		
新潟	210,734	41,925						150,001		80	260	
	252,659						150,001		340			
伏木	59,607	18,280										
	77,887											
中婦	2,115	312	26,748	79	61	4,066	518			3,391	19,448	63
	2,427			140		4,584				22,839		

1-2 地区別危険物等の貯槽基数

(平成30年4月1日現在)

地区	屋外タンクの容量別基数(石油類)(KL)					屋外タンクの径別基数(石油類)(m)					高圧ガス貯槽の容量別基数(不活性ガスを除く)(t)									
	容量 区分	1千 未満	1千 — 1万	1万 — 5万	5万 以上	合計	容量 区分	24 未満	24 — 34	34 — 50	50 — 60	60 以上	合計	容量 区分	100 未満	100 — 500	500 — 1千	1千 — 5千	5千 以上	合計
県計	外部 浮きぶた		6	7	4	17	外部 浮きぶた	4	2	2	5	4	17	球形				2		2
	内部 浮きぶた	5				12	内部 浮きぶた	11	1				12	その他	15					15
	その他	69	28	16		113	その他	94	6	13			113	計	15			2		17
	計	74	41	23	4	142	計	109	9	15	5	4	142							
富山	外部 浮きぶた		6	2	4	12	外部 浮きぶた	4	2	2		4	12	球形						
	内部 浮きぶた		2			2	内部 浮きぶた	1	1				2	その他	1					1
	その他	20	18	14		52	その他	35	6	11			52	計	1					1
	計	20	26	16	4	66	計	40	9	13		4	66							
新湊	外部 浮きぶた			5		5	外部 浮きぶた				5		5	球形						
	内部 浮きぶた						内部 浮きぶた							その他	3					3
	その他	4	1	2		7	その他	5		2			7	計	3					3
	計	4	1	7		12	計	5		2	5		12							
伏木	外部 浮きぶた						外部 浮きぶた							球形						
	内部 浮きぶた	3	5			8	内部 浮きぶた	8					8	その他						
	その他	10	9			19	その他	19					19	計						
	計	13	14			27	計	27					27							
婦中	外部 浮きぶた						外部 浮きぶた							球形				2		2
	内部 浮きぶた	2				2	内部 浮きぶた	2					2	その他	11					11
	その他	35				35	その他	35					35	計	11			2		13
	計	37				37	計	37					37							

1-3 石油の屋外タンク貯蔵所品名数量等一覧表

(平成30年4月1日現在)

地区	事業所	第1石油類				第2石油類			第3石油類					計(KL)	
		原油(KL)	ナフサ(KL)	ガソリン(KL)	残渣油等(KL)	その他(KL)	灯油(KL)	軽油(KL)	その他(KL)	A重油(KL)	B重油(KL)	C重油(KL)	ボトム(KL)		その他(KL)
	日本海石油(株)	293,580	32,673	24,056		100	25,890	25,709	30	24,608		149,652		27	576,325
富山	北陸電力発電所							580				92,879		3,318	96,777
	富山港湾運送(株)ケミカルセンター					1,980									1,980
新湊	竹富中産油槽(株)所									479					479
	北陸電力発電所	116,700						514				93,417			210,631
伏木	出伏光木興産油槽(株)所			8,125			9,935	7,560	3,452	5,499		1,753			36,324
	JXTGエネルギー(株)伏木油槽所			9,504			3,965	3,984		2,082					19,535
婦中	日産化学工場(株)					69			576	470		785		108	2,008
	計			486,787			82,195			375,077					944,059

1-4 高圧ガスの処理状況

(平成30年4月1日現在)

地区	事業所名	水素	ナフサ	メタン	アンモニア	一酸化炭素	酸素	塩ビモノマー	LPG	塩素	塩化水素	硫化水素	亜酸化窒素
婦中	日産化学(株) 富山工場	9,896		832	12,680	210	8			1		0.0	16.4

単位: 103Nm<sup>3</sup>/D

1-5 タンカーの入港状況

(平成30年4月1日現在)

地区	港湾名	施設名	管理者名	水深(m)	利用事業者	タンカーの総トン数(隻)					
						1千t未満	1千t   1万t	1万t   5万t	5万t   10万t	10万t以上	合計
富山	富山港区	1号ドルフィン	富山県	5	三菱ケミカル(株)	76	278				354
		2号ドルフィン	富山県	6	日本海石油(株)						
		3号ドルフィン	富山県	5	竹中産業(株)						
		北電ドルフィン	北陸電力(株)	8	日本海石油(株)						
		シーバース	日本海石油(株)	27	日本海石油(株)						
新湊	富山新港区	LNG 棧橋	北陸電力(株)	14.0	北陸電力(株)		3		1		4
伏木	伏木地区	1号岸壁	富山県	7.5	出光興産(株)	18	135				153
					JXTGエネルギー(株)						
	伏木地区	1号岸壁	富山県	5.5	出光興産(株)	70					70
		2号岸壁	富山県	5.0	JXTGエネルギー(株)						



## 2 防災資機材等の現況

### 2-1 自衛防災組織等の防災資機材等

(平成30年4月1日現在)

防災資機材等		富山地区		新湊地区	伏木地区		婦中地区	合 計
		自衛 防災組織	共同 防災組織	自衛 防災組織	自衛 防災組織	共同 防災組織	自衛 防災組織	
大型化学高所放水車			1	1				2
泡 原 液 搬 送 車			1	1				2
甲種普通化学消防車						1		1
乙種普通化学消防車		1					1	2
普通高所放水車						1		1
可搬式	放 水 砲		1	1		1		3
	放 水 銃	2		1	6	1	2	12
耐 熱 服		1	2	4	2	4	6	19
空気又は酸素呼吸器		5	2	10	2	4	4	27
泡消火 薬剤	タンパク(KL)	3.4		8.0	25.3	28.3		65.0
	界面活性剤(KL)						4.2	4.2
	水成膜(KL)	33.8	9.9	11.2			10.0	64.9
オイルフェンス(m)		1,640		1,620	1,080	540		4,880
オイルフェンス展張船				1		2		3
油 回 収 船								0
防災要員(直あたり)		13	12	11	6	13	11	66
粉末消火薬剤(kg)								
オイルマット(kg)		4,350		1,000	471		40	5,861
油 処 理 剤 ( K L )		9.6		1.8	3.2		7.2	21.8

## 2-2 所在市の防災資機材等

(平成30年4月1日現在)

防災資機材等		富山市	高岡市	射水市	計
消防吏員数		467	223	113	803
消防団員数		2,350	959	725	4,034
大型化学消防車		1			1
大型高所放水車		1			1
泡原液搬送車		1	1	1	3
大型化学高所放水車				1	1
甲種普通化学消防車					
乙種普通化学消防車		3	4	1	8
普通高所放水車			2		2
普通消防車		107	49	33	189
可搬式	放水砲		2		2
	放水銃	11	2		13
耐熱服		15	9	10	34
空気又は酸素呼吸器		143	100	70	313
泡消火剤	タンパク(KL)		0.4		0.4
	界面活性剤(KL)	7.9	1.9	1.4	11.2
	水成膜(KL)	33.2	15.0	13.2	61.4
	水溶性液体用(KL)	9.0	1.1		10.1
オイルフェンス(m)					0
消防艇等		1	1		2
粉末消火薬剤(kg)		30			30
オイルマット(kg)		15		330	345
油処理剤(KL)		1.3		1.9	3.2
泡放射砲車			1		1

### 2-3 県保有の防災資機材等

(平成30年4月1日現在)

管理委託先		富山市	高岡市	射水市	県	計
泡 消 火 薬 剤	タンパク(KL)					
	界面活性剤(KL)		0.6			0.6
	水成膜(KL)	15.5	12.9	5.4		33.8
	水溶性液体用(KL)	4.4	1.0			5.4
オイルフェンス(m)						0
放水砲(2000型)			1		2	3
高発泡器			1		2	3

### 2-4 港湾管理者(県港湾課)の防災資機材等

(平成30年4月1日現在)

区 分	オイルフェンス(m)	油吸着剤(kg)	油処理剤(KL)
富山港事務所	860	210	1.70
伏木港事務所	680	213	4.69
富山新港管理局	320	295	0.56
計	1,860	0	0.00

### 2-5 伏木海上保安部の防災資機材等

#### 1 巡視船艇名

(平成30年4月1日現在)

所属船艇名	トン数	消防設備	泡消火薬剤設備等
巡 視 船 や ひ こ	1,250	固定式×1 可搬式×1	カシワテック製 泡消火装置 700ℓタンク
巡 視 船 た ち か ぜ	26	簡易放水銃×1	深田工業製泡発生器 200ℓタンク

#### 2 防災資機材

(平成30年4月1日現在)

オイルフェンス(m)	油処理剤(KL)	油吸着剤(kg)
300	133	100

## 2-6 海上災害防御船舶

(平成30年4月1日現在)

船種	船名	総トン数(t)	速力(ノット)	放水能力	所属	常駐港
巡視船	やひこ	1250.0		70t/h	伏木海上保安部	富山新港
巡視艇	たちかぜ	26		156	〃	国分港
消防艇	神通	35.0	18	1,320	富山市富山北消防署	富山港
〃	やまと	38	24	1,320	高岡市伏木消防署	伏木港
〃	雄山丸	4	30	90	日本水難救済会魚津救難所	魚津港
曳舟	日本海	189	13		富山県	富山新港
〃	らいちょう	165	13		〃	〃
〃	長田丸	179.00	14.2	400	北陸海事(株)	〃
〃	伏木丸	19.00	8		伏木海陸運送(株)	伏木港
〃	第1日通丸	8.65	7.5		日通富山港支店	富山港
〃	日通丸	19.0	9		〃	〃
作業船	広丸	4	6		廣瀬産業(株)	〃
オイルフェンス 展張船	ふたがみ	1.00			伏木共同防災センター	国分港
〃	海幸丸	13.0	10		(株)廣瀬産業海事工業所	富山港

2-7 県内市町村の消防力一覧表

(平成30年4月1日現在)

区分	消防本部										署				消防団		
	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	梯子付消防自動車	屈折梯子付消防自動車	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防車 泡消火型 粉末消火型	消防艇	蛋白	消火薬剤(KL) 界面 水成膜 水溶性液体用	消防吏員	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ	消防団員		
富山市	14	14	4		1	1	3	1		7.87	33.18	4.61		79		44	2,350
高岡市	6	6	1	2		1	4	1	0.36	1.86	14.99	1.06		37		14	959
魚津市										0.26	1.20			13		32	462
水見市	2	2	1				1		0.38	0.52	1.40			20		52	742
滑川市														8		6	305
黒部市										3.73	0.02			19	1		458
砺波市										0.44				15		33	561
小矢部市										0.20	0.04			18		15	457
南砺市														37		72	1,228
射水市	4	3	1		1		1			1.40	13.20			26		17	725
舟橋村																2	32
上市町														8		10	263
立山町	1	1					1				0.32			10		37	315
入善町														13		11	340
朝日町														6		10	263
砺波地域	6	6	2				1			0.97	1.45						183
富山県東部	1	5	2				3	1		0.26	2.20						117
新川地域	4	7	1				1			4.34	0.06						116
合計	38	44	12	2	2	3	15	3	1	21.85	68.06	5.67		309	1	355	9,460

### 3 特定事業所の現況

#### 3-1 日本海石油(株)

(平成30年4月1日現在)

特定事業所の概要	特定事業所名	日本海石油(株)			防災管理者職氏名	取締役社長 長田 篤		
	所在地	〒930-8522 富山市四方北窪字前島平均500			副 防 災 管 理 者	20名		
	特定事業者名	取締役社長 長田 篤			防災担当部署・職名等	業務部		
	住 所	〒930-8522 富山市四方北窪字前島平均500			連 絡 電 話 番 号	昼076-435-1250 夜間・休日435-0776		
	事業所区分	第1種事業所			従業員数	従 業 員 (防災担当)	30( 2)名	
	業 態	倉庫業				関 係 会 社 ( " )	10( 4)名	
	操 業 年 月 日	昭和44年10月1日				計 ( " )	40( 6)名	
	資 本 金	4億円			勤務体制	平 日 昼 間 ( " )	23( 2)名	
	主要製品及び生産能力	ガソリン、灯油、軽油、ナフサ、重油、原油				平 日 夜 間 ( " )	5( 2)名	
						休 日 ( " )	5( 2)名	
工場 レアウト m <sup>2</sup>	総面積	514,052	製造施設地区 0	貯蔵施設地区 231,865	入出荷施設地区 14,487	用役施設地区 12,243	事務管理施設地区 57,513	その他施設地区 197,944
石油等の貯蔵・取扱・処理量	石 油 類 (KL)				高圧ガス処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)			
	貯 蔵 量		取 扱 量		貯 蔵 量		取 扱 量	
	種 類	数 量	種 類	数 量	種 類	数 量	種 類	数 量
	第1石油類	350,404.1	第1石油類	121,918.6	可燃性ガス (LPG, 水素等)			0
	第2石油類	42,069.3	第2石油類	27,810.1				
	第3石油類	183,781.8	第3石油類	32,061.0				
	第4石油類	0.5	第4石油類					
	計	576,255.7	計	181,789.7	計			0
	石油以外の第4類危険物(KL)				第4類以外の危険物(t)			
	貯 蔵 量		取 扱 量		貯 蔵 量		取 扱 量	
品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	
メタノール	0.2							
計	0.2	計		計		計		
指 定 可 燃 物 (t)			高圧ガス以外の可燃性 ガスの貯蔵量・取扱量・ 処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)	石 災 法 の 毒 劇 物 (t)				
貯 蔵 量		取 扱 量		毒 物		劇 物		
品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	
計		計		計		計		
毒 劇 法 の 毒 劇 物 (t)				放射線同位元素				
毒 物		劇 物		核 種	量(Bq)	密封・非密封の別	使用目的	
品 名	数 量	品 名	数 量					
計		計						

(つづき)

3	第4類危険物取扱量の指定数量に対する倍数		石油類貯蔵量の指定数量に対する倍数		最も高い危険物施設(石油類)の高さ(m)								
	653,433.4倍		1,890,783.7倍		屋外貯蔵タンク		その他の建物、工作物						
					21.4		8						
	最大屋外タンク(石油類)の直径(m)				移送取扱所の配管・延長等								
	浮き屋根型タンクの直径	その他の型のタンクの直径				口 径	延 長 (m)		最大常用圧力(kg/cm <sup>2</sup> )				
		第1・2石油類貯蔵タンク	第3・4石油類貯蔵タンク			10B	2,810		7				
	原油 69.8	灯油 32.9	重油 44.6		14B	2,885		10					
					12B	2,583		8					
					12B	2,590		10					
	32B	4,270		10									
	屋外貯蔵タンク(石油類)の容量別タンク基数				屋外貯蔵タンク(石油類)直径別基数								
		外 部 浮きふた	内 部 浮きふた	その他	計		外 部 浮きふた	内 部 浮きふた	その他	計			
	1,000KL未満			8	8	24m未満	4	1	21	26			
	1,000KL~1万KL	6	2	15	23	24m~34m	2	1	6	9			
	1万KL~5万KL	1		10	11	34m~50m	1		7	8			
5万KL~10万KL	4			4	50m~60m								
計	11	2	33	46	60m以上	4			4				
高圧ガス貯槽の容量別基数(基)													
			球形タンク		その他タンク			計					
100t未満													
100t~500t													
500t~1,000t													
1,000t~5,000t													
計													
4	防 災 要 員 (名)			消 防 隊 員 (名)			化学消防自動車(台)						
	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計	大 型	甲 種	乙 種	その他			
	6	19	25	6	14	20		0	1				
	泡放水砲(基)		放水銃 (基)	耐熱服 (着)	空気 酸素 呼吸器 (基)	消 火 薬 剤 (KL)				オイルフェンス(m)		油 吸着剤 (kg)	油 処理 剤 (KL)
	大型	普通				蛋白系	界 面 活性剤	耐 アルコール	水成膜	粉末 (kg)	A型		
1		1	1	1	3.4			26.2			760	4,090	7.5
5	流出油 防止堤	容 量		111,821 m <sup>3</sup>			最大防油堤の容量		87,018 m <sup>3</sup>				
		総 延 長		4,335 m			最大防油堤内の最大タンクの容量		75,866 KL				
	消火用 屋外 給水 施設	水 源	種 別	貯水タンク、北電富山火力放水路			加 圧 ポ ン プ	全 揚 程		110 m			
			水 量	6,130 m <sup>3</sup>				基 数		3 基			
		消火栓の個数		173 基				吐 出 量		35,500 ㍓/m			
	配管の総延長		8,412 m			非常電源の種別		内燃機関(ディーゼルポンプ)					
	非常通報設備の種別		有線電機通信設備(直通電話)、防災相互無線										

3-2 北陸電力(株)富山火力発電所

(平成30年4月1日現在)

1	特定事業所名	北陸電力(株)富山火力発電所			防災管理者職氏名	富山火力発電所所長 小松 正智		
	所在地	〒930-2201 富山市草島字長井1番地			副 防 災 管 理 者	8名 (次長1、発電環境課長1、運営副課長1、当直長5)		
	特定事業者名	取締役社長 金井 豊			防災担当部署・職名等	業務課長		
	住 所	〒930-8686 富山市牛島15番1号			連 絡 電 話 番 号	昼076-435-1121 夜間・休日435-0928		
	事業所区分	第1種事業所			従 業 員 数	従 業 員 (防災担当)	69(2)名	
	業 態	電気業(発電所)				関 係 会 社 ( " )	39(8)名	
	操 業 年 月 日	昭和39年8月1日				計 ( " )	108(10)名	
	資 本 金	1,176億円			勤 務 体 制	平 日 昼 間 ( " )	76(5)名	
	主要製品及び 生産能力	電力 25.0万kw				平 日 夜 間 ( " )	11(2)名	
						休 日 ( " )	11(2)名	
工 場 レイアウト m <sup>2</sup>	総面積	製造 施設地区	貯 蔵 施設地区	入 出 荷 施設地区	用 役 施 設 地 区	事 務 管 理 施設地区	そ の 他 施設地区	
	227,748							
2	石 油 類 (KL)				高圧ガス処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)			
	貯 蔵 量		取 扱 量					
	種 類	数 量	種 類	数 量	種 類	数 量	種 類	数 量
	第1石油類	0.6	第1石油類					
	第2石油類	581.3	第2石油類	57.4				
	第3石油類	96,204.7	第3石油類	8,456.0				
	第4石油類	19.6	第4石油類	40.0				
	計	96,806.2	計	8,553.4	計			
	石油以外の第4類危険物(KL)				第4類以外の危険物(t)			
	貯 蔵 量		取 扱 量		貯 蔵 量		取 扱 量	
品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	
アルコール類	3.2							
計	3.2	計		計		計		
指 定 可 燃 物 (t)			高圧ガス以外の可燃性 ガスの貯蔵量・取扱量・ 処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)	石炭法の毒劇物(t)				
貯 蔵 量		取 扱 量		毒 物		劇 物		
品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	
PCBを 含む油	41.0					液体 アンモニア	9.3	
計	41.0	計		計		計	9.3	
毒 劇 法 の 毒 劇 物 (t)				放射線同位元素				
毒 物		劇 物		核 種	量(Bq)	密封・非密 封の別	使用目的	
品 名	数 量	品 名	数 量					
		希硫酸	12.6					
		塩 酸	5.9					
		苛性ソーダ	66.6					
計		計	85.1					



(つづき)

3	第4類危険物取扱量の 指定数量に対する倍数	石油類貯蔵量の 指定数量に対する倍数		最も高い危険物施設(石油類)の高さ(m)									
				屋外貯蔵タンク	その他の建物、工作物								
	4324.73倍		48707.18倍		15.2		43						
	最大屋外タンク(石油類)の直径(m)				移送取扱所の配管・延長等								
	浮き屋根型タンク の直径	その他の型のタンクの直径			口 径	延 長 (m)	最大常用圧力(kg/cm <sup>2</sup> )						
		第1・2石油類 貯蔵タンク	第3・4石油類 貯蔵タンク										
	重油	軽油	重油		16B+18B	1,900	10.0						
	44.6	8.7	44.6										
	屋外貯蔵タンク(石油類)の容量別タンク基数				屋外貯蔵タンク(石油類)直径別基数								
		外 部 浮きぶた	内 部 浮きぶた	その他	計		外 部 浮きぶた	内 部 浮きぶた	その他	計			
	1, 000KL未満			6	6	24m未満			8	8			
	1, 000KL~1万KL			2	2	24m~34m							
	1万KL~5万KL	1		4	5	34m~50m	1		4	5			
	5万KL~10万KL					50m~60m							
	計	1		12	13	60m以上							
高圧ガス貯槽の容量別基数(基)													
	球形タンク			その他タンク			計						
100t未満				1			1						
100t~500t													
500t~1, 000t													
1, 000t~5, 000t													
計				1			1						
4	防 災 要 員 (名)			消 防 隊 員 (名)			化学消防自動車(台)						
	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計	大 型	甲 種	乙 種	その他			
	2		2										
	泡放水砲(基)		放水銃 (基)	耐熱服 (着)	空気 酸素 呼吸器 (基)	消 火 薬 剤 (KL)				オイルフェンス(m)		油 吸着剤 (kg)	油 処理 剤 (KL)
	大型	普通				蛋白系	界 面 活性剤	耐 アルコール	水成膜	粉末 (kg)	A型		
		1		4				7.6		260	300	0.75	
5	流出油 防止堤	容 量		24,751.0 m <sup>3</sup>			最大防油堤の容量		34,810 m <sup>3</sup>				
		総 延 長		961.8 m			最大防油堤内の最大タンクの容量		20,000 KL				
	消火用 屋外 給水 施設	水 源	種 別	工業用水			加 圧 ポ ン プ	全 揚 程		64 m			
			水 量	5,000 m <sup>3</sup>				基 数		1 基			
		消火栓の個数		18 基				吐 出 量		12,900 ㎥/m			
		配管の総延長		1,350 m				非常電源の種別		非常電源専用受電設備			
	非常通報設備の種別		専用電話、一般加入電話、防災相互無線										

3-3 富山港湾運送(株)ケミカルセンター

(平成30年4月1日現在)

特定事業所の概要	特定事業所名	富山港湾運送(株)ケミカルセンター		防災管理者職氏名	ケミカルセンター所長 渡辺 秀一			
	所在地	〒930-2201 富山市草島字高砂1020		副防災管理者				
	特定事業者名	取締役社長 金尾 雅行		防災担当部署・職名等	ケミカルセンター所長			
	住所	〒931-8358 富山市東岩瀬100番地		連絡電話番号	昼076-438-6539 夜間・休日438-6539			
	事業所区分	第2種事業所		従業員数	従業員 (防災担当)	12(3)名		
	業態	危険物貯蔵及び払出			関係会社 ( " )	( )名		
	操業年月日	昭和45年4月			計 ( " )	12(3)名		
	資本金	2.25億円		勤務体制	平日昼間 ( " )	7(3)名		
	主要製品及び生産能力	MMA			平日夜間 ( " )	1(1)名		
					休日 ( " )	2(2)名		
工場 レイアウト m <sup>2</sup>	総面積	8,925	製造施設地区	貯蔵施設地区	入出荷施設地区	用役施設地区	事務管理施設地区	その他施設地区
石油等の貯蔵・取扱・処理量	石油類 (KL)				高圧ガス処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)			
	貯蔵量		取扱量					
	種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	数量
	第1石油類	1,980	第1石油類	360				
	第2石油類		第2石油類					
	第3石油類		第3石油類					
	第4石油類		第4石油類					
	計	1,980	計	360	計		計	0
	石油以外の第4類危険物(KL)				第4類以外の危険物(t)			
	貯蔵量		取扱量		貯蔵量		取扱量	
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	
計		計		計		計		
指定可燃物 (t)			高圧ガス以外の可燃性ガスの貯蔵量・取扱量・処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)	石炭法の毒劇物(t)				
貯蔵量		取扱量		毒物		劇物		
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	
計		計		計		計		
毒劇法の毒劇物 (t)				放射性同位元素				
毒物		劇物		核種	量(Bq)	密封・非密封の別	使用目的	
品名	数量	品名	数量					
計		計						

(つづき)

3	危険物施設等の概要	第4類危険物取扱量の指定数量に対する倍数		石油類貯蔵量の指定数量に対する倍数		最も高い危険物施設(石油類)の高さ(m)							
		1,800倍		4,950倍		屋外貯蔵タンク		その他の建物、工作物		13.9		7.2	
		最大屋外タンク(石油類)の直径(m)				移送取扱所の配管・延長等							
		浮き屋根型タンクの直径		その他の型のタンクの直径				口 径		延 長 (m)		最大常用圧力(kg/cm <sup>2</sup> )	
				第1・2石油類貯蔵タンク		第3・4石油類貯蔵タンク							
				11.1									
		屋外貯蔵タンク(石油類)の容量別タンク基数					屋外貯蔵タンク(石油類)直径別基数						
				外 部 浮きぶた	内 部 浮きぶた	その他	計			外 部 浮きぶた	内 部 浮きぶた	その他	計
		1,000KL未満				2	2	24m未満				2	2
		1,000KL~1万KL						24m~34m					
		1万KL~5万KL						34m~50m					
		5万KL~10万KL						50m~60m					
		計				2	2	60m以上					
		高圧ガス貯槽の容量別基数(基)											
					球形タンク			その他タンク			計		
100t未満													
100t~500t													
500t~1,000t													
1,000t~5,000t													
計													
4	防災資機材等の状況	防 災 要 員 (名)			消 防 隊 員 (名)			化学消防自動車(台)					
		専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計	大 型	甲 種	乙 種	そ の 他		
			5	5									
		泡放水砲(基)		放水銃(基)	耐熱服(着)	空気酸素呼吸器(基)	消 火 薬 剤 (KL)				オイルフェンス(m)		油吸着剤(kg)
大型	普通	蛋白系	界面活性剤				耐アルコール	水成膜	粉末(kg)	A型	B型		
5	特定防災施設の状況	流出油防止堤		容 量		m <sup>3</sup>		最大防油堤の容量		1,112 m <sup>3</sup>			
				総 延 長		m		最大防油堤内の最大タンクの容量		990 KL			
		消火用屋外給水施設	水 源	種 別	地下貯水槽、海水貯水槽		加 圧 ポ ン プ	全 揚 程		80 m			
				水 量	1,170 m <sup>3</sup>			基 数		1 基			
			消火栓の個数		10 基		吐 出 量		2,000 ㍓/m				
			配管の総延長		601 m		非常電源の種別		蓄電池設備				
非常通報設備の種別		一般加入電話、防災相互無線											

3-4 竹中産業(株)富山港油槽所

(平成30年4月1日現在)

特 定 事 業 所 の 概 要	特定事業所名	竹中産業(株)富山港油槽所			防災管理者職氏名	所長 津幡 俊男		
	所在地	〒930-2201 富山市草島埋立地内			副 防 災 管 理 者			
	特定事業者名	所長 津幡 俊男			防災担当部署・職名等	富山港油槽所課長		
	住 所	〒930-2201 富山市草島地富山港西岸石油基地			連 絡 電 話 番 号	昼076-437-9241 夜間・休日437-9241		
	事業所区分	第2種事業所			従 業 員 数	従 業 員 (防災担当)	4(3)名	
	業 態	石油製品販売業				関 係 会 社 ( " )	( )名	
	操 業 年 月 日	昭和37年11月				計 ( " )	4(3)名	
	資 本 金	0.9億円			勤 務 体 制	平 日 昼 間 ( " )	4(3)名	
	主要製品及び 生 産 能 力	重油、アスファルト				平 日 夜 間 ( " )	1(1)名	
						休 日 ( " )	1(1)名	
工 場 レイアウト m <sup>2</sup>	総面積	3,581	製 造 施 設 地 区	貯 蔵 施 設 地 区	入 出 荷 施 設 地 区	用 役 施 設 地 区	事 務 管 理 施 設 地 区	そ の 他 施 設 地 区
石 油 等 の 貯 蔵 ・ 取 扱 ・ 処 理 量	石 油 類 (KL)				高圧ガス処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)			
	貯 蔵 量		取 扱 量					
	種 類	数 量	種 類	数 量	種 類	数 量	種 類	数 量
	第1石油類	2,067.0	第1石油類	501.9				
	第2石油類		第2石油類					
	第3石油類		第3石油類					
	第4石油類		第4石油類		21.9			
	計	2,067.0	計	523.8	計		計	
	石油以外の第4類危険物(KL)				第4類以外の危険物(t)			
	貯 蔵 量		取 扱 量		貯 蔵 量		取 扱 量	
品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	
計		計		計		計		
指 定 可 燃 物 (t)				高圧ガス以外の可燃性 ガスの貯蔵量・取扱量・ 処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)	石 災 法 の 毒 劇 物 (t)			
貯 蔵 量		取 扱 量			毒 物		劇 物	
品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	
アスファルト	4,700	アスファルト	372					
計	4,700	計	372	計		計		
毒 劇 法 の 毒 劇 物 (t)				放 射 性 同 位 元 素				
毒 物		劇 物		核 種	量(Bq)	密 封 ・ 非 密 封 の 別	使 用 目 的	
品 名	数 量	品 名	数 量					
計		計						

(つづき)

3	危険物施設等の概要	第4類危険物取扱量の指定数量に対する倍数		石油類貯蔵量の指定数量に対する倍数		最も高い危険物施設(石油類)の高さ(m)							
		255倍		1,034倍		屋外貯蔵タンク		その他の建物、工作物		10.7		16.7	
		最大屋外タンク(石油類)の直径(m)				移送取扱所の配管・延長等							
		浮き屋根型タンクの直径		その他の型のタンクの直径				口 径		延 長 (m)		最大常用圧力(kg/cm <sup>2</sup> )	
				第1・2石油類貯蔵タンク		第3・4石油類貯蔵タンク							
						重油						11.6	
		屋外貯蔵タンク(石油類)の容量別タンク基数					屋外貯蔵タンク(石油類)直径別基数						
				外 部 浮きぶた	内 部 浮きぶた	その他	計			外 部 浮きぶた	内 部 浮きぶた	その他	計
		1, 000KL未満				5	5	24m未満				5	5
		1, 000KL～1万KL						24m～34m					
		1万KL～5万KL						34m～50m					
		5万KL～10万KL						50m～60m					
		計				5	5	60m以上					
		高圧ガス貯槽の容量別基数(基)											
					球形タンク			その他タンク			計		
100t未満													
100t～500t													
500t～1, 000t													
1, 000t～5, 000t													
計													
4	防災資機材等の状況	防 災 要 員 (名)			消 防 隊 員 (名)			化学消防自動車(台)					
		専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計	大 型	甲 種	乙 種	その他		
		4	4	8	0	0	0						
		泡放水砲(基)		放水銃(基)	耐熱服(着)	空気酸素呼吸器(基)	消 火 薬 剤 (KL)				オイルフェンス(m)		油吸着剤(kg)
大型	普通	蛋白系	界面活性剤				耐アルコール	水成膜	粉末(kg)	A型	B型		
				0.9				300		83		0.6	
5	特定防災施設の状況	流出油防止堤	容 量		1,165 m <sup>3</sup>		最大防油堤の容量		1,130 m <sup>3</sup>				
			総 延 長		155 m		最大防油堤内の最大タンクの容量		988 KL				
		消火用屋外給水施設	水 源	種 別	貯水槽		加 圧 ポ ン プ	全 揚 程		81 m			
				水 量	48 m <sup>3</sup>			基 数		1 基			
				消火栓の個数		2 基		吐 出 量		900 ㍓/m			
				配管の総延長		540 m		非常電源の種別		内燃機関(ディーゼルポンプ)			
		非常通報設備の種別		一般加入電話、防災相互無線									

3-5 北陸電力(株)富山新港火力発電所

(平成30年4月1日現在)

特定事業所の概要	特定事業所名	北陸電力(株)富山新港火力発電所			防災管理者職氏名	富山新港火力発電所所長			
	所在地	〒933-0226 射水市堀江千石1番地			副防災管理者	10名(次長、課長、当直長)			
	特定事業者名	取締役社長 金井 豊			防災担当部署・職名等	業務課長			
	住所	〒930-8686 富山市牛島町15番1号			連絡電話番号	昼0766-86-1511 夜間・休日86-1516			
	事業所区分	第1種事業所			従業員数	従業員(防災担当)		168(28)名	
	業態	電気業(発電所)				関係会社( )		89( )名	
	操業年月日	昭和46年9月23日				計( )		257(28)名	
	資本金	1,176億円			勤務体制	平日昼間( )		190(28)名	
	主要製品及び生産能力	電力 167.5万kw				平日夜間( )		20(12)名	
						休日( )		20(12)名	
工場 レイアウト m <sup>2</sup>	総面積	製造施設地区	貯蔵施設地区	入出荷施設地区	用役施設地区	事務管理施設地区	その他施設地区		
	855,868								
石油等の貯蔵・取扱・処理量	石油類 (KL)				高圧ガス処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)				
	貯蔵量		取扱量						
	種類	数量	種類	数量	種類	数量			
	第1石油類	116,700.7	第1石油類	24,794.0					
	第2石油類	514.0	第2石油類	252.0					
	第3石油類	93,425.2	第3石油類	16,575.0					
	第4石油類	94.0	第4石油類	302.2					
	計	210,733.9	計	41,923.2	計				
	石油以外の第4類危険物(KL)				第4類以外の危険物(t)				
	貯蔵量		取扱量		貯蔵量		取扱量		
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量		
計		計		計		計			
指定可燃物(t)			高圧ガス以外の可燃性ガスの貯蔵量・取扱量・処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)		石炭法の毒劇物(t)				
貯蔵量		取扱量				毒物		劇物	
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
グリース	1			電気事業法				液体アンモニア	80
石炭	150,000			LNG	32,106				
計	150,001	計		計	32,106	計		計	80
毒劇法の毒劇物(t)				放射性同位元素					
毒物		劇物		核種	量(Bq)	密封・非密封の別	使用目的		
品名	数量	品名	数量						
		塩酸	36						
		苛性ソーダ	186						
		濃硫酸	36						
		ヒドラジン	2						
計		計	260						

(つづき)

3	第4類危険物取扱量の指定数量に対する倍数		石油類貯蔵量の指定数量に対する倍数		最も高い危険物施設(石油類)の高さ(m)								
	132,561倍		630,746倍		屋外貯蔵タンク		その他の建物、工作物						
	6号タンク		20.3		発電所		59.5						
	最大屋外タンク(石油類)の直径(m)				移送取扱所の配管・延長等								
	浮き屋根型タンクの直径	その他の型のタンクの直径				口 径	延 長 (m)		最大常用圧力(kg/cm <sup>2</sup> )				
		第1・2石油類貯蔵タンク	第3・4石油類貯蔵タンク		355.6A 2条	1,721		7.0					
	原油	軽油		重油									
	50.3	7.7		46.5									
	屋外貯蔵タンク(石油類)の容量別タンク基数				屋外貯蔵タンク(石油類)直径別基数								
		外 部 浮きぶた	内 部 浮きぶた	その他	計		外 部 浮きぶた	内 部 浮きぶた	その他	計			
	1,000KL未満			4	4	24m未満			5	5			
	1,000KL~1万KL			1	1	24m~34m							
	1万KL~5万KL	5		2	7	34m~50m			2	2			
	5万KL~10万KL					50m~60m	5			5			
	計	5		7	12	60m以上							
高圧ガス貯槽の容量別基数(基)													
		球形タンク		その他タンク			計						
100t未満				3			3						
100t~500t													
500t~1,000t													
1,000t~5,000t													
計				3			3						
4	防 災 要 員 (名)			消 防 隊 員 (名)			化学消防自動車(台)						
	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計	大 型	甲 種	乙 種	その他			
	3	13	16				1						
	泡放水砲(基)		放水銃(基)	耐熱服(着)	空気酸素呼吸器(基)	消 火 薬 剤 (KL)				オイルフェンス(m)		油吸着剤(kg)	油処理剤(KL)
	大型	普通			蛋白系	界面活性剤	耐アルコール	水成膜	粉末(kg)	A型	B型		
1		1	3	10	8.0			11.2	2,625		1,620	1,000	1.8
5	流出油防止堤	容 量		114,142 m <sup>3</sup>			最大防油堤の容量		35,449 m <sup>3</sup>				
		総 延 長		1,609 m			最大防油堤内の最大タンクの容量		30,000 KL				
	消火用屋外給水施設	水 源	種 別	貯水槽 3基			加 圧 ポ ン プ	全 揚 程		100 m			
			水 量	8,125 m <sup>3</sup>				基 数		5 基			
		消火栓の個数		34 基				吐 出 量		36,670 ㍓/min			
	配管の総延長		1,958 m			非常電源の種類別		非常電源専用受電設備					
非常通報設備の種類別		専用電話、一般加入電話、防災相互無線											

3-6 出光興産(株)伏木油槽所

(平成30年4月1日現在)

特定事業所の概要	特定事業所名	出光興産(株)伏木油槽所		防災管理者職氏名	出光興産(株)伏木油槽所長			
	所在地	〒933-0102 高岡市伏木磯町1番14号		副防災管理者	7名(当直長7)			
	特定事業者名	出光興産(株) 代表取締役社長 木藤 俊一		防災担当部署・職名等	伏木油槽所長			
	住所	〒100-8321 東京都千代田区丸の内3-1-1		連絡電話番号	昼0766-44-0931 夜間・休日44-0931			
	事業所区分	第1種事業所		従業員数	従業員(防災担当)	0(0)名		
	業態	石油製品卸売業			関係会社(〃)	14(14)名		
	操業年月日	昭和41年12月22日			計(〃)	14(14)名		
	資本金	1683億円		勤務体制	平日昼間(〃)	9(9)名		
	主要製品及び生産能力	石油製品			平日夜間(〃)	3(3)名		
					休日(〃)	3(3)名		
工場 レイアウト m <sup>2</sup>	総面積	26,735		入出荷施設地区	用役施設地区	事務管理施設地区	その他施設地区	
石油等の貯蔵・取扱・処理量	石油類 (KL)				高圧ガス処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)			
	貯蔵量		取扱量					
	種類	数量	種類	数量	種類	数量		
	第1石油類	8,125.0	第1石油類	1,100.0	※注 移送取扱所として、国分港、伏木港 合計12,000KL(第1、2、3石油類)あり			
	第2石油類	20,947.0	第2石油類	2,150.0				
	第3石油類	7,252.0	第3石油類	1,500.0				
	第4石油類		第4石油類					
	計	36,324.0	計	16,750.0	計			
	石油以外の第4類危険物(KL)				第4類以外の危険物(t)			
	貯蔵量		取扱量		貯蔵量		取扱量	
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	
計		計		計		計		
指定可燃物(t)			高圧ガス以外の可燃性 ガスの貯蔵量・取扱量・ 処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)	石炭法の毒劇物(t)				
貯蔵量		取扱量		毒物		劇物		
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	
計		計		計		計		
毒劇法の毒劇物(t)				放射性同位元素				
毒物		劇物		核種	量(Bq)	密封・非密封の別	使用目的	
品名	数量	品名	数量					
計		計						



(つづき)

3	第4類危険物取扱量の 指定数量に対する倍数	石油類貯蔵量の 指定数量に対する倍数			最も高い危険物施設(石油類)の高さ(m)									
					屋外貯蔵タンク	その他の建物、工作物								
		59,400倍			65198倍			18.3		9.8				
	最大屋外タンク(石油類)の直径(m)				移送取扱所の配管・延長等									
	浮き屋根型タンク の直径	その他の型のタンクの直径			口 径	延 長 (m)		最大常用圧力(kg/cm <sup>2</sup> )						
		第1・2石油類 貯蔵タンク	第3・4石油類 貯蔵タンク		国分港 216mm	637		7.85						
		ガソリン・灯油・軽油	重油		伏木港 318.5mm	1,350		8						
					※IXTGエネルギー伏木油槽所と共有									
	屋外貯蔵タンク(石油類)の容量別タンク基数				屋外貯蔵タンク(石油類)直径別基数									
		外 部 浮きぶた	内 部 浮きぶた	その他	計		外 部 浮きぶた	内 部 浮きぶた	その他	計				
	1,000KL未満		2	6	8	24m未満		5	11	16				
	1,000KL～1万KL		3	5	8	24m～34m								
	1万KL～5万KL					34m～50m								
	5万KL～10万KL					50m～60m								
	計		5	11	16	60m以上								
高圧ガス貯槽の容量別基数(基)														
			球形タンク		その他タンク			計						
100t未満														
100t～500t														
500t～1,000t														
1,000t～5,000t														
計														
4	防 災 要 員 (名)			消 防 隊 員 (名)			化学消防自動車(台)							
	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計	大 型	甲 種	乙 種	その他				
		13	13		13	13								
	泡放水砲(基)		放水銃 (基)	耐熱服 (着)	空気 酸素 呼吸器 (基)	消 火 薬 剤 (KL)				オイルフェンス(m)		油 吸着剤 (kg)	油 処理 剤 (KL)	
大型	普通				蛋白系	界 面 活性剤	耐 アルコール	水成膜	粉末 (kg)	A型	B型			
		5	2	2	11.6							540	160	1.4
5	流出油 防止堤	容 量		114,142 m <sup>3</sup>			最大防油堤の容量		5,715 m <sup>3</sup>					
		総 延 長		1,609 m			最大防油堤内の最大タンクの容量		5,000 KL					
	消火用 屋外 給水 施設	水 源	種 別	地上槽、地下槽			加 圧 ポ ンプ	全 揚 程		85.85 m				
			水 量	734 m <sup>3</sup>				基 数		2 基				
		消火栓の個数		12 基				吐 出 量		2,500 ㍓/m				
	配管の総延長		524 m			非常電源の種別		内燃機関						
非常通報設備の種別		一般加入電話、防災相互無線												

3-7 JXTGエネルギー(株)伏木油槽所

(平成30年4月1日現在)

特定事業所の概要	特定事業所名	JXTGエネルギー(株)伏木油槽所			防災管理者職氏名	伏木油槽所長			
	所在地	〒933-0102 高岡市伏木磯町1番13号			副防災管理者	5名(所長代理ほか)			
	特定事業者名	JXTGエネルギー(株)代表取締役社長 太田 勝幸			防災担当部署・職名等	伏木油槽所長			
	住所	〒100-8162 東京都千代田区大手町一丁目1番2号			連絡電話番号	昼0766-44-0711 夜間・休日44-0711			
	事業所区分	第1種事業所			従業員数	従業員(防災担当)		5(5)名	
	業態	石油製品卸売業				関係会社(〃)		3(3)名	
	操業年月日	1888/05/10				計(〃)		8(8)名	
	資本金	300億円			勤務体制	平日昼間(〃)		7(6)名	
	主要製品及び生産能力	石油製品				平日夜間(〃)		2(2)名	
						休日(〃)		2(2)名	
工場	総面積	製造施設地区	貯蔵施設地区	入出荷施設地区	用役施設地区	事務管理施設地区	その他施設地区		
レイアウト	m <sup>2</sup>	16,502							
石油等の貯蔵・取扱・処理量	石油類 (KL)				高圧ガス処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)				
	貯蔵量		取扱量						
	種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	数量	
	第1石油類	9,504.0	第1石油類	550.0					
	第2石油類	7,949.0	第2石油類	780.0					
	第3石油類	2,082.0	第3石油類	200.0					
	第4石油類	0.0	第4石油類						
	計	19,535.0	計	1,530.0	計			0	
	石油以外の第4類危険物(KL)				第4類以外の危険物(t)				
	貯蔵量		取扱量		貯蔵量		取扱量		
	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	
	計		計		計		計		
	指定可燃物(t)			高圧ガス以外の可燃性ガスの貯蔵量・取扱量・処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)	石炭法の毒劇物(t)				
	貯蔵量		取扱量		毒物		劇物		
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
計		計		計		計		計	
毒劇法の毒劇物(t)				放射性同位元素					
毒物		劇物		核種	量(Bq)	密封・非密封の別	使用目的		
品名	数量	品名	数量						
計		計							

(つづき)

3	第4類危険物取扱量の指定数量に対する倍数		石油類貯蔵量の指定数量に対する倍数		最も高い危険物施設(石油類)の高さ(m)									
	3,630倍		61,471倍		屋外貯蔵タンク		その他の建物、工作物							
					軽油 13.7		ローリーラック 6.5							
	最大屋外タンク(石油類)の直径(m)				移送取扱所の配管・延長等									
	浮き屋根型タンクの直径	その他の型のタンクの直径				口 径	延 長 (m)		最大常用圧力(kg/cm <sup>2</sup> )					
		第1・2石油類貯蔵タンク	第3・4石油類貯蔵タンク			国分港 216mm	637		7.85					
		ガソリン 22.2	重油 17.5			伏木港 318.5mm	1,350		8					
						※出光興産(株)伏木油槽所と共有								
	屋外貯蔵タンク(石油類)の容量別タンク基数					屋外貯蔵タンク(石油類)直径別基数								
		外 部 浮きぶた	内 部 浮きぶた	その他	計		外 部 浮きぶた	内 部 浮きぶた	その他	計				
	1,000KL未満		1	3	4	24m未満		3	8	11				
	1,000KL~1万KL		2	5	7	24m~34m								
	1万KL~5万KL					34m~50m								
	5万KL~10万KL					50m~60m								
	計		3	8	11	60m以上								
高圧ガス貯槽の容量別基数(基)														
			球形タンク		その他タンク			計						
100t未満														
100t~500t														
500t~1,000t														
1,000t~5,000t														
計														
4	防 災 要 員 (名)			消 防 隊 員 (名)			化学消防自動車(台)							
	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計	大 型	甲 種	乙 種	その他				
		6	6		6	6								
	泡放水砲(基)		放水銃(基)	耐熱服(着)	空気酸素呼吸器(基)	消 火 薬 剤 (KL)				オイルフェンス(m)		油吸着剤(kg)	油処理剤(KL)	
大型	普通				蛋白系	界面活性剤	耐アルコール	水成膜	粉末(kg)	A型	B型			
		1			13.7							540	85	1.6
5	流出油防止堤	容 量		m <sup>3</sup>		最大防油堤の容量			7,944 m <sup>3</sup>					
		総 延 長		m		最大防油堤内の最大タンクの容量			4,798 KL					
	消火用屋外給水施設	水 源	種 別	地上及び地下貯水槽			加 圧 ポ ン プ	全 揚 程		87.5 m				
			水 量	834 m <sup>3</sup>				基 数		2 基				
		消火栓の個数		28 基				吐 出 量		6,000 ㍓/m				
	配管の総延長		1,050 m			非常電源の種別		内燃機関(ディーゼルポンプ)						
非常通報設備の種別		一般加入電話、防災相互無線												

3-8 日産化学(株)富山工場

(平成30年4月1日現在)

1	特定事業所名	日産化学(株)富山工場			防災管理者氏名	執行役員工場長 西田 雄二			
	所在地	〒939-2792 富山市婦中町笹倉635番地			副防災管理者	9名(環境安全室長ほか)			
	特定事業者名	執行役員工場長 西田 雄二			防災担当部署・職名等	環境安全室・環境安全室長			
	住所	〒939-2792 富山市婦中町笹倉635番地			電話番号	昼076-433-9654 夜間・休日433-9603			
	事業所区分	第1種事業所(レイアウト規制)			従業員数	従業員(防災担当)	475(188)名		
	業態	化学工業				関係会社( )	280(12)名		
	操業年月日	昭和3年4月23日				計( )	755(200)名		
	資本金	189.4億円			勤務体制	平日昼間( )	572(70)名		
	主要製品及び生産能力	アンモニア、尿素、メラミン				平日夜間( )	61(44)名		
						休日( )	61(44)名		
工場	総面積	製造施設地区	貯蔵施設地区	入出荷施設地区	用役施設地区	事務管理施設地区	その他施設地区		
レイアウト	m <sup>2</sup>	566,897	106,020	11,455	12,766	14,641	24,362	397,653	
2	石油類 (KL)				高圧ガス処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)				
	貯蔵量		取扱量		種類		数量		
	種類	数量	種類	数量	種類	数量			
	第1石油類	69.31	第1石油類	21.55	可燃性ガス	10,915.9			
	第2石油類	575.74	第2石油類	132.50	可燃性毒ガス	12,889.1			
	第3石油類	1,363.26	第3石油類	137.62	支燃性ガス	2,264.0			
	第4石油類	56.72	第4石油類	44.91	毒性ガス	0.8			
	計	2,065.03	計	336.58	計	26,069.8			
	石油以外の第4類危険物(KL)				第4類以外の危険物(t)				
	貯蔵量		取扱量		貯蔵量		取扱量		
	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	
	メタノール	50.42	メタノール	42.1	内訳別表1		内訳別表1		
	計	50.42	計	42.1	計	4,066.0	計	514.9	
	指定可燃物(t)			高圧ガス以外の可燃性ガスの貯蔵量・取扱量・処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)		石炭法の毒劇物(t)			
	貯蔵量		取扱量		毒物		劇物		
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量		
							内訳別表2		
計		計		計		計	11,032.6		
毒劇法の毒劇物(t)				ほか					
毒物		劇物		核種	量(Bq)	密封・非密封の別	使用目的		
品名	数量	品名	数量						
内訳別表3		内訳別表3		コバルト60	63.1 G	密封	液面計		
計	1.5	計	22,275.3						

(つづき)

3	第4類危険物取扱量の指定数量に対する倍数		石油類貯蔵量の指定数量に対する倍数		最も高い危険物施設(石油類)の高さ(m)								
	1,925.24倍		1,693.90倍		屋外貯蔵タンク		その他の建物、工作物						
	6.02		27.8										
	最大屋外タンク(石油類)の直径(m)				移送取扱所の配管・延長等								
	浮き屋根型タンクの直径	その他の型のタンクの直径				口 径	延 長 (m)	最大常用圧力(kg/cm <sup>2</sup> )					
		第1・2石油類貯蔵タンク	第3・4石油類貯蔵タンク										
		重油				9.6							
	屋外貯蔵タンク(石油類)の容量別タンク基数					屋外貯蔵タンク(石油類)直径別基数							
		外 部 浮きぶた	内 部 浮きぶた	そ 他	計		外 部 浮きぶた	内 部 浮きぶた	そ 他	計			
	1,000KL未満			34	34	24m未満			34	34			
	1,000KL~1万KL					24m~34m							
	1万KL~5万KL					34m~50m							
	5万KL~10万KL					50m~60m							
	計			34	34	60m以上							
	高圧ガス貯槽の容量別基数(基)												
	球形タンク			その他タンク			計						
100t未満				17			17						
100t~500t													
500t~1,000t													
1,000t~5,000t	2						2						
計	2			17			19						
4	防 災 要 員 (名)			消 防 隊 員 (名)			化 学 消 防 自 動 車 (台)						
	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計	大 型	甲 種	乙 種	そ の 他			
	12	32	44	12		12							
	泡 水 水 砲 (基)		放 水 銃 (基)	耐 熱 服 (着)	空 気 酸 素 呼 吸 器 (基)	消 火 薬 剤 (KL)				オ イル フ ェ ン ス (m)		油 吸 着 剤 (kg)	油 処 理 剤 (KL)
	大 型	普 通				蛋 白 系	界 面 活 性 剤	耐 アル コ ー ル	水 成 膜	粉 末 (kg)	A 型		
			1	6	4		1.22		9.9			40	7.2
	5	流出油防止堤	容 量	m <sup>3</sup>			最大防油堤の容量			450 m <sup>3</sup>			
			総 延 長	m			最大防油堤内の最大タンクの容量			390 KL			
		消火用屋外給水施設	水 源	種 別	貯水槽			加 圧 ポ ンプ	全 揚 程		40 m		
				水 量	4,500 m <sup>3</sup>				基 数		1 基		
消火栓の個数			10 基			吐 出 量			25,000 ㍓/m				
配管の総延長		1,800 m			非常電源の種類別		内燃機関(ディーゼルエンジン)						
非常通報設備の種類別	有線電気通信設備(直通電話)、防災相互無線												

別表1

## 第4類以外の危険物(t)

貯 蔵 量		取 扱 量	
品 名	数 量	品 名	数 量
危 険 物 1 類	1,730	危 険 物 1 類	173.9
危 険 物 2 類	2,000	危 険 物 2 類	110.0
危 険 物 6 類	336	危 険 物 6 類	231.0
計	4,066.0	計	514.9

別表2

## 石炭法の毒劇物(t)

毒 物		劇 物	
品 名	数 量	品 名	数 量
		液 化 ア ン モ ニ ア	2,498.3
		硫 酸	8,343.5
		液 化 塩 素	115.0
		ス ル フ ァ ミ ン 酸	14.0
		ホ ル マ リ ン	61.8
計		計	11,032.6

別表3

## 毒劇法の毒劇物(t)

毒 物		劇 物	
品 名	数 量	品 名	数 量
亜 ヒ 酸	1.5	液 化 ア ン モ ニ ア	2,498.3
		安 水	4,261.3
		塩 酸	126.2
		液 化 塩 素	115.0
		硫 酸	8,343.5
		硝 酸	6,186.0
		酢 酸 エ チ ル	9.8
		メ タ ノ ー ル	19.7
		ス ル フ ァ ミ ン 酸	14.0
		苛 性 ソ ー ダ	623.3
		ホ ル マ リ ン	61.8
		ア ニ リ ン	16.4
計	1.5	計	22,275.3

(富山県石油コンビナート等防災計画の沿革)

昭和	52年	12月	作成
	57年	1月	全面修正
	60年	3月	一部修正
	61年	3月	〃
平成	2年	3月	〃
	3年	3月	〃
	4年	3月	〃
	5年	3月	〃
	6年	3月	〃
	7年	3月	〃
	8年	3月	〃
	9年	3月	〃
	10年	6月	〃
	11年	4月	〃
	12年	4月	〃
	13年	4月	〃
	14年	4月	〃
	15年	4月	〃
	21年	4月	〃
	27年	3月	〃
	31年	3月	〃

富山県石油コンビナート等防災計画

平成31年3月 修正

編集発行 富山県石油コンビナート等防災本部  
事務局 富山県総合政策局 防災・危機管理課  
富山県富山市新総曲輪1-7

電話 代表 076(431)4111  
内線 3369  
直通 076(444)9671